

NbSによる事業評価

NbS とは

NbS は、Nature-based Solutions「自然に基づく解決策」の略称であり、国際自然保護連合（IUCN）と欧州委員会が定義を発表した概念である。

NbS の定義について、国際自然保護協会（IUCN）は2016年に「社会課題に順応性高く効果的に対処し、人間の幸福と生物多様性に恩恵をもたらす、自然あるいは改変された生態系の保護、管理、再生のための行動」と定めている。

NbS が想定する社会課題は、①気候変動（適応と緩和）、②災害リスク削減、③生態系の劣化、④生物多様性の喪失、⑤食料安全保障、⑥人間の健康、⑦経済開発、⑧水の安全保障である。



NbSが想定する社会課題

- ①気候変動（適応と緩和）
- ②災害リスク削減
- ③生態系の劣化
- ④生物多様性の喪失
- ⑤食料安全保障
- ⑥人間の健康
- ⑦経済開発
- ⑧水の安全保障

図 NbS の概念と社会課題

評価の目的

ガバナンスや順応的管理は事業にとって非常に重要な要素であるが、経済評価はその金額の価値として表現しにくい。「自然に根ざした解決策に関する IUCN 世界標準」の基準に基づき評価を行うことにより、本施策に関わるステークホルダーに対し、NbS の観点から信頼性を与えることができる。

本評価は、NbS の観点から順応的管理の体制や進捗管理、自然を活用した社会課題の解決の実施度等について評価するため、「かながわ水源環境保全・再生施策」の自己評価として実施する。

評価結果の取扱い

「自然に根ざした解決策に関する IUCN 世界標準」では、この基準を利用する利点を以下のとおり整理している。

- ・ 投資家や市民、その他利害関係者との対話において、取組に信頼性を与える。
- ・ 基準を基に評価するため、不足点や解決策の特定ができ、改善策の検討に活用できる。
- ・ 横断的な分野の参加やコミュニケーションの手段として使用することで、新たな対話の創出やトレードオフの議論をする際の共通言語として活用できる。

評価方法

評価方法の流れと実施概要

NbSによる評価は、「自然に根ざした解決策に関するIUCN世界標準」と自己評価シートを参考に実施した。

IUCN世界標準では、8つの基準、28の指標から構成される（表 1）。自己評価シートでは、その指標が十分に対応されているか（よく適合）、適切に対応されているか（適合）、部分的に対応されているか（部分的）、不十分な対応か（不十分）の4段階の判定に対し、エビデンスの有無と内容により評価を行った。

評価の実施手順は以下に示すとおりである。

- ① 基準に関連するエビデンスの整理
- ② 評価基準に基づき4段階で評価

表 1 IUCN 世界標準一覧

基準		指標	
基準 1	NbSは効果的に社会課題に取り組む	1. 1	権利者や受益者にとって最も切迫した社会課題が優先されている
		1. 2	取り組む社会課題は、明確に理解され、文書化されている
		1. 3	NbSから生じる人間の幸福への結果が特定され、基準化され、定期的に評価されている
基準 2	NbSのデザインは規模によって方向付けられる	2. 1	NbSのデザインは、経済、社会、そして、生態系間の相互作用を認識し、それらに対応するものである
		2. 2	NbSのデザインは他の補完的な取り組みと統合され、セクター横断的なシナジーを求めるものである
		2. 3	NbSのデザインには、取り組みの場所を超えたリスクの特定と管理が組み込まれている
基準 3	NbSは、生物多様性、および、生態系の健全性に純便益をもたらす	3. 1	NbS行動は、生態系の現状、そして、劣悪化や喪失を招く主要因に関するエビデンスに基づく評価に直接的に対応するものでなくてはならない
		3. 2	明確で測定可能な生物多様性の保護に関する結果が特定、基準化され、定期的に評価されている
		3. 3	モニタリングには、NbSから生じる予期せぬ自然への悪影響の定期的な評価が含まれている
		3. 4	生態系の健全性および連続性を高める機会が特定され、NbS戦略に取り込まれている
基準 4	NbSは経済的に実行可能である	4. 1	NbSに関連する直接的および間接的な便益と費用、負担者と受益者が特定され、文書化されている
		4. 2	関連法規制および補助金を含む、NbSの選択を裏付ける費用対効果の調査が提供されている
		4. 3	関連する外部性を考慮することにより、利用可能な代替的解決策に対するNbSデザインの有効性が正当化される
		4. 4	NbSデザインは、市場ベース、公共セクター、自発的コミットメントおよび規制コンプライアンスを支持するためのアクションなど、資源調達オプションのポートフォリオを考慮する
基準 5	NbSは、包括的で、透明性が高く、力を与えていくガバナンスプロセスに基づいている	5. 1	取り組みが開始されるまでに、定義され、十分に合意されたフィードバックおよび苦情解決メカニズムが全ての利害関係者に対して整備されている
		5. 2	参画は、性別、年齢、社会的地位にかかわらず、相互尊重と平等に基づくものである。そして、先住民族の事前の自由なインフォームド・コンセント（以下FPIC）の権利を支持するものである
		5. 3	直接的、または、間接的にNbSにより影響を受ける利害関係者が特定され、NbS活動の全てのプロセスに参画している
		5. 4	意思決定プロセスにおいては、参画する全ての影響を受ける利害関係者の権利と利害が文書化、対応されている
		5. 5	NbSの規模が行政界を超える場合、影響を受ける行政区域の利害関係者の共同意思決定を可能にするメカニズムが確立されている
基準 6	NbSは、主目的の達成と複数便益の継続的な提供の間のトレードオフを公平に比較考量する	6. 1	取り組みに関連するトレードオフの潜在的費用と便益が、明確に認識され、予防措置および適切な是正措置の指針となっている
		6. 2	様々な利害関係者の責任とともに、土地および資源の権利、利用、アクセスが認識され、尊重されている
		6. 3	相互合意されたトレードオフの限界が尊重され、NbS全体を不安定化しないよう、確立された予防措置が定期的にレビューされる
基準 7	NbSはエビデンスに基づき、順応的に管理される	7. 1	NbS戦略が設定され、定期的なモニタリングおよび取り組みの評価の基礎として用いられている
		7. 2	モニタリングおよび評価計画は、取り組みのライフサイクルを通して、策定、実施される
		7. 3	順応的管理を可能にする反復学習の枠組みが、取り組みのライフサイクルを通して採用されている
基準 8	NbSは、持続可能で、適切な法域の文脈の中で主流化される	8. 1	NbSのデザイン、実施、そして、得られた教訓は、根本的変化をもたらすよう共有されている
		8. 2	NbSは、その採用と主流化を支援するため、促進的政策や規制の枠組みを方向付け、向上させる
		8. 3	NbSは、人間の幸福、気候変動、生物多様性、先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）を含む人権に関する国家および全世界の目標に資する

評価対象

かながわ水源環境保全・再生施策（56事業）とした。

データ整理と評価方針

NbSによる評価の実施にあたり参照した資料は、表 2に示すとおりである。

各基準の評価は、既往資料の記載事項を基に実施した。

評価にあたって、既往資料に基づく各基準の評価分類を表 3に示す3項目で整理した。

基準ごとの評価分類を表 4に、各基準の評価分類と判断理由を表 5、評価例を表 6～表 33に示す。

表 2 参照資料一覧

No	資料名	発行元	発行年月日
1	かながわ水源環境保全・再生 施策大綱	神奈川県企画部土地水源対策課	平成17年11月
2	かながわ水源環境保全・再生 実行5ヵ年計画	神奈川県環境農政局緑政部水資源環境保全課	平成17年11月
3	第2期かながわ水源環境保全・再生 実行5ヵ年計画	神奈川県環境農政局緑政部水資源環境保全課	平成23年11月
4	第3期かながわ水源環境保全・再生 実行5ヵ年計画	神奈川県環境農政局緑政部水資源環境保全課	平成28年11月
5	第4期かながわ水源環境保全・再生 実行5ヵ年計画	神奈川県環境農政局緑政部水資源環境保全課	令和3年11月
6	かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから 総合的な評価（中間評価）報告書	水源環境保全・再生かながわ県民会議	令和2年6月

表 3 評価分類

区分	No	分類	評価の不確実性
評価に資する 情報がある	①	情報が十分にあり、評価が可能な項目	低
	②	情報はあるが、評価の判断が難しい項目	中～高
評価に資する 情報が不十分	③	情報は不十分であるが、事業特性その他の内容から 一定の評価が可能と考えられる項目	中～高
	④	情報が不十分であるため、評価が困難な項目	高※2

※1 色塗りは、表 6-5 との対応を示す。

※2 評価が困難であるため、現状では0点の評価となる。

表 4 基準ごとの評価分類

基準		指標		方針	スコア
基準 1	NbSは効果的に社会課題に取り組む	1.1	権利者や受益者にとって最も切迫した社会課題が優先されている	①	2
		1.2	取り組む社会課題は、明確に理解され、文書化されている	①	3
		1.3	NbSから生じる人間の幸福への結果が特定され、基準化され、定期的に評価されている	③	0
基準 2	NbSのデザインは規模によって方向付けられる	2.1	NbSのデザインは、経済、社会、そして、生態系間の相互作用を認識し、それらに対応するものである	④	0
		2.2	NbSのデザインは他の補完的な取り組みと統合され、セクター横断的なシナジーを求めるものである	④	0
		2.3	NbSのデザインには、取り組みの場所を超えたリスクの特定と管理が組み込まれている	④	0
基準 3	NbSは、生物多様性、および、生態系の健全性に純便益をもたらす	3.1	NbS行動は、生態系の現状、そして、劣悪化や喪失を招く主要因に関するエビデンスに基づく評価に直接的に対応するものでなくてはならない	②	2-3
		3.2	明確で測定可能な生物多様性の保護に関する結果が特定、基準化され、定期的に評価されている	②	2-3
		3.3	モニタリングには、NbSから生じる予期せぬ自然への悪影響の定期的な評価が含まれている	④	0
		3.4	生態系の健全性および連続性を高める機会が特定され、NbS戦略に取り込まれている	②	2-3
基準 4	NbSは経済的に実行可能である	4.1	NbSに関連する直接的および間接的な便益と費用、負担者と受益者が特定され、文書化されている	①	1
		4.2	関連法規制および補助金を含む、NbSの選択を裏付ける費用対効果の調査が提供されている	①	0
		4.3	関連する外部性を考慮することにより、利用可能な代替的解決策に対するNbSデザインの有効性が正当化される	④	0
		4.4	NbSデザインは、市場ベース、公共セクター、自発的コミットメントおよび規制コンプライアンスを支持するためのアクションなど、資源調達オプションのポートフォリオを考慮する	③	1
基準 5	NbSは、包括的で、透明性が高く、力を与えていくガバナンスプロセスに基づいている	5.1	取り組みが開始されるまでに、定義され、十分に合意されたフィードバックおよび苦情解決メカニズムが全ての利害関係者に対して整備されている	②	1-2
		5.2	参画は、性別、年齢、社会的地位にかかわらず、相互尊重と平等に基づくものである。そして、先住民族の事前の自由なインフォームド・コンセント（以下FPIC）の権利を支持するものである	②	1-2
		5.3	直接的、または、間接的にNbSにより影響を受ける利害関係者が特定され、NbS活動の全てのプロセスに参画している	①	0
		5.4	意思決定プロセスにおいては、参画する全ての影響を受ける利害関係者の権利と利害が文書化、対応されている	②	2
		5.5	NbSの規模が行政界を超える場合、影響を受ける行政区域の利害関係者の共同意思決定を可能にするメカニズムが確立されている	②	2-3
基準 6	NbSは、主目的の達成と複数便益の継続的な提供の間のトレードオフを公平に比較考量する	6.1	取り組みに関連するトレードオフの潜在的費用と便益が、明確に認識され、予防措置および適切な是正措置の指針となっている	①	1
		6.2	様々な利害関係者の責任とともに、土地および資源の権利、利用、アクセスが認識され、尊重されている	①	1
		6.3	相互合意されたトレードオフの限界が尊重され、NbS全体を不安定化しないよう、確立された予防措置が定期的にレビューされる	③	0
基準 7	NbSはエビデンスに基づき、順応的に管理される	7.1	NbS戦略が設定され、定期的なモニタリングおよび取り組みの評価の基礎として用いられている	①	3
		7.2	モニタリングおよび評価計画は、取り組みのライフサイクルを通して、策定、実施される	①	3
		7.3	順応的管理を可能にする反復学習の枠組みが、取り組みのライフサイクルを通して採用されている	①	2
基準 8	NbSは、持続可能で、適切な法域の文脈の中で主流化される	8.1	NbSのデザイン、実施、そして、得られた教訓は、根本的変化をもたらすよう共有されている	①	2
		8.2	NbSは、その採用と主流化を支援するため、促進的政策や規制の枠組みを方向付け、向上させる	③	2
		8.3	NbSは、人間の幸福、気候変動、生物多様性、先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）を含む人権に関する国家および全世界の目標に資する	②	0-1

表 5 各基準の評価分類と判断理由 (1/8)

	基準	指標		ガイドの質問	インジケータガイド	よく適合	適合	部分的	不十分	評価方針	判断理由
社会的課題	1. NbSは効果的に社会課題に取り組む	1.1	権利者や受益者にとって最も切迫した社会課題が優先されている	・社会的課題は特定されているか？ ・権利保有者と受益者は協議しているか？ ・権利保有者や受益者にとって最も差し迫った社会的課題は優先されるか？	NbSの取り組みは、社会に重大かつ実証可能な影響を与える明確に特定された課題に取り組まなくてはならない。最も切迫した社会課題の特定は、外部利害関係者と地域の人々との間で意見が異なる可能性があるため、透明性の高い包括的な協議プロセス(基準5)によって導かれる。	権利者や受益者との十分な協議に基づき、最も緊急性の高い社会的課題に優先順位をつけている。	権利者や受益者との協議を経て特定した社会的課題である。	一部の権利者や受益者からの限られたインプットのみで、一般的な社会的課題が特定されている。	明確な社会的課題がなく、権利者や受益者との協議も行われていない。	① 情報が十分にあり、評価が可能な項目	本事業は、住民との協議により開始されている。中間評価報告書に、「社会課題」として「水の安全保障」に関する記述があるが、優先順位は付けられていない。
		1.2	取り組む社会課題は、明確に理解され、文書化されている	・社会的課題の推進要因と対応策は特定されているか？ ・社会的課題は、関連する国や地域の文脈で理解されているか？ ・社会的課題は文書化され、影響を受けるステークホルダーがアクセス可能か？	取り組むべき課題に関する明確な理解と論理的根拠を確立すること、そして、これらが文書化されることが、将来の説明責任を果たし、人間の幸福に寄与するよう戦略を最適化するために重要である(1.3)。NbSは、雇用創出や生態系サービスのフローの増加等、複数の社会的便益を生み出すことも多い。このような追加的便益に関わる社会課題もまた文書化されなくてはならない。	特定された社会的課題の推進要因とその対応が、関連する地域の状況も含めてよく理解され、十分に文書化され、アクセス可能である。	特定された社会的課題の推進要因とそれに対する対応は、関連する文脈の中で広く理解されているが、いくつかの文書や知識のギャップが残っている。	社会的な課題は、広く受け入れられているシナリオと一致する言葉で組み立てられるが、複数の文書と文脈特有の知識のギャップが存在する。	特定された社会的課題の推進要因とそれに対する対応について、限られた、あるいは全く文書化されていない、表面的な理解である。	① 情報が十分にあり、評価が可能な項目	5か年計画や中間評価報告書に、社会的課題の解決のための対応(事業内容)が文書化され、アクセスが可能な状況である。
		1.3	NbSから生じる人間の幸福※1への結果が特定され、基準化され、定期的に評価されている	・人間の幸福への結果は、特定された社会的課題と関連性があるか？ ・影響を監視するためのベンチマークは存在するか？ ・成果やベンチマークは定期的な間隔で評価されるか？ ・人間の幸福への結果は、介入のための戦略に組み込まれているか？	NbSは、人間の幸福に有形で重要な便益をもたらすものでなくてはならない。説明責任、そして、順応的管理の方向付けのために重要なので、具体的、計測可能、達成可能、現実的かつ適時な目標(SMART)が適宜用いられるべきである。	社会的課題および国や地域の状況に関連したSMARTな人間の福利の成果およびベンチマークが特定され、定期的に評価されている。	特定された社会的課題および国や地域の状況に関連する、人間の幸福のための具体的な成果およびベンチマークが特定され、介入期間中に少なくとも1回評価されている。	人間の幸福に関する一般的な成果やベンチマークは特定されているが、その評価については規定されていない。	人間の幸福のための成果が特定されていない、または曖昧で定義が不明確で、ベンチマークや評価の規定がない。	③ 情報は不十分であるが、事業特性その他の内容から一定の評価が可能と考えられる項目	既往資料に、「人間の幸福(安全、良好な社会関係、健康等)」に関する成果の特定や評価方法について判断可能な情報が無いと考えられる。
規模に応じた設計	2. NbSのデザインは規模によって方向付けられる	2.1	NbSのデザインは、経済、社会、そして、生態系間の相互作用を認識し、それらに対応するものである	・経済、社会、生態系間の相互作用は特定されているか？ ・その相互作用には、介入地域内及びその周辺のものも含まれているか？ ・これらの相互作用の経時的な変化は考慮されているか？ ・他地域への影響や他地域からの影響も考慮されているか？ ・これらの相互作用は、介入と意思決定プロセスの設計に使用されているか？	NbSの成功は、技術的な取り組みの質だけではなく、人々、経済、そして、生態系間の相互作用がいかに良く理解され、対応されるかによって決定される。長持ちし、持続可能な解決策のために、NbSのデザインには、このようなタイプの相互作用を認識し、それに取り組み、また、それを意思決定に組み込むシステムの組み立てが必要である。	NbSの設計では、他の地域やセクターに及ぼす潜在的な影響を考慮し、介入地域内とその周辺の経済、社会、生態系との相互作用を詳細に考慮されている。これらの相互作用は、介入期間中に、意思決定プロセスにおいて考慮される。	NbSの設計では、経済、社会、生態系間の特定の相互作用を認識しており、これらはNbSの意思決定プロセスにおいて、介入期間中に少なくとも一度は考慮されている。	NbSの設計では、経済、社会、生態系間の相互作用の一部を認識し、対応しているが、知識のギャップが残っている。これらは、意思決定プロセスにおいて、部分的に、あるいは全く考慮されていない。	NbSのデザインは、経済、社会、生態系の相互作用を認識し、それに対応するものではない。	④ 情報が不十分であるため、評価が困難な項目	経済、社会、生態系間の相互作用について、認識しているか判断するための情報が無いと考えられる。
		2.2	NbSのデザインは他の補完的な取り組みと統合され、セクター横断的な相乗効果を求めるものである	・その地域と周辺での補完的な介入は確認されているか？ ・NbSの設計は、関連する補完的な介入策と統合されているか？ ・プロジェクト管理、モニタリング、成果において相乗効果が追求されているか？ ・補完的な介入と相乗効果は、介入期間を通して再評価されているか？	NbSは、工学プロジェクト、情報技術、金融商品等、他のタイプの取り組みとの共働または補完を追求する。そのような補完的な行動は本質的に、各状況の詳細や背景に応じて、様々なセクター横断的な相乗効果の特定が必要である。	セクター間の相乗効果は徹底的に調査され、関連するすべての補完的な介入はNbSの設計に統合されている。これらは、介入期間中、関連する時点で調査され、再検討される。	「セクター間の相乗効果が調査され、最も関連性の高い補完的な介入策がNbSの設計に組み込まれる。これらは、介入期間中に少なくとも一度は再検討される。	「いくつかのセクターにおける相乗効果は広く認識されているが、知識のギャップがあり、NbSの設計に組み込まれているのは一部の補完的な介入のみである。	セクター間の相乗効果が特定されておらず、補完的な介入が特定されても、NbSの設計に組み込まれていない。	④ 情報が不十分であるため、評価が困難な項目	他部所や自治体(市町村)との連携や連携による相乗効果について検討されている情報が無いと考えられる。
		2.3	NbSのデザインには、取り組みの場所を超えたリスクの特定と管理が組み込まれている	・内部および外部リスクの要因は特定されているか？ ・それらのリスクに関する科学的・地域的知見が考慮されているか？ ・NbSの設計は、起こりうる内部及び外部のリスクを考慮しているか？ ・リスク管理計画はNbSの設計に組み込まれているか？ ・このリスク管理計画は介入期間中ずっと見直されているか？	NbSは、直接の取り組みエリア外の利害関係者、利害、生態系に、肯定的にまたは否定的に、影響を及ぼしたり、及ぼされたりする可能性がある。解決策が、長持ちし、持続可能であるために、取り組み拠点内外の相互作用は、意思決定プロセスにおいて理解、説明される必要がある。適切なリスク管理オプションが取り組みデザインに組み込まれるべきである。	科学的知見と地元の知見を考慮し、望ましくない変化のリスクとその要因が特定されている。これらのリスクの管理は、NbSの設計に組み込まれ、介入期間中、再検討される。		リスクが限定的または全く特定されておらず、特定されていてもその管理がNbSの設計に統合されていない。		④ 情報が不十分であるため、評価が困難な項目	事業による内部、外部(活動範囲外)へのリスクの特定や管理に関する情報が無いと考えられる。

※1 人間の幸福：人間の幸福には、複数の構成要素があると考えられている。良い生活のための基本材料（十分で安定した生計、衣食住、財へのアクセス等）；健康（気分が良く、清潔な空気、清潔な水を手入れできる健康な物理的環境を有していることを含む）；良好な社会関係（社会的結束、相互尊重、他者を助け、子供に手を差し伸べる能力を含む）；安全（自然その他の資源への安全なアクセス、個人の安全、天災および人災からの安全を含む）；選択および行動の自由（個人が価値を置く生き方や行動をする機会を含む）。

※2 表中の①～④の数値：表3の①～④と対応する。

表 5 各基準の評価分類と判断理由 (2/8)

基準		指標		ガイドの質問		インジケータガイド		よく適合		適合		部分的		不十分		評価方針		判断理由	
生物多様性純利益	3. NbSは、生物多様性、および、生態系の健全性に純便益をもたらす	3.1	NbS行動は、生態系の現状、そして、劣悪化や喪失を招く主要因に関するエビデンスに基づく評価に直接的に対応するものでなくてはならない	・関連する生態系の現状は評価されているか？ ・この評価は適切な空間的・時間的スケールで行われているか？ ・生態系の劣化や生物多様性の損失の要因について評価されているか？ ・その評価には現地での検証が含まれているか？ ・アセスメントは科学的、地域的知識を考慮しているか？ ・NbSの活動はアセスメントと特定された劣化や損失の要因に対応しているか？	自然を用いた解決策を策定するために、当該生態系の現状に関する十分な理解が必要である。ベースライン評価は、地域知と科学的理解の双方を適宜利用して、生態学的状況、生態系喪失の要因、改善のための選択肢を特徴付けるに足るほど広範でなくてはならない。	適切な空間・時間スケールでの生態系の現状に関する最新のアセスメントが実施されている。評価には、変化の要因や生物多様性の損失に関する情報が含まれている。アセスメントには、現地での検証や地元の知識も含まれている。	生態系の現状について、10年以上前の二次データおよび参照地図を用いた情報がある。生態系の情報は、現地訪問を通じて、可能であれば地元コミュニティや伝統的知識からの一般的なインプットを得て、検証されている。	既存の土地被覆と土地利用に関する一般的な情報は、生態系の状態を評価するために、より一般的なスケールで、10年以上前のものは使用されていない。現場レベルでの検証は行われておらず、コミュニティや伝統的な知識から得たデータである。	関連する空間的または時間的スケールでの生態系の状態の一般的な条件について、利用可能な情報が無い。	② 情報はあがるが、評価の判断が難しい項目	生態系に関する現状の調査は実施されているが、「空間・時間スケール」での調査や評価に関する情報がないと考えられる。								
		3.2	明確で測定可能な生物多様性の保護に関する結果が特定、基準化され、定期的に評価されている	・生物多様性保全の成果が明確で測定可能であるか？ ・これらの成果は、現在の生態系の状態を理解した上でのものか？ ・これらの成果は、介入に関連する期間に適用可能か？ ・望ましい変化のためのベンチマークが設定されているか？ ・保全の成果は定期的に評価されているか？	NbSのデザイン、モニタリング、評価を方向付けるため、主要な生物多様性に関する数値目標が設定されるべきである。各NbSに関して、目標のタイプは異なる。再生された生態系の割合の場合もあれば、キーストーン種の回復の場合もある。	NbSの目標には、生物多様性と生態系の健全性に関連する具体的で測定可能な指標変数、変化の傾向(増加、減少、維持)、変化の大きさ(例：80%)、時間枠(例：5年以内)などが含まれている。保全開始前に、評価する変数、評価の頻度、成果を決定するために行う分析、および情報の共有方法を含むモニタリングと評価のシステムが整備されている。保全開始前に、指標となる変数のベースライン評価が実施されている。モニタリングと評価により、適切な期間内に種や生態系の回復、または回復した地域の測定可能な範囲を示すのに十分な情報を得ている。	NbSの目標には、生物多様性や生態系の健全性に関する測定可能な指標変数が含まれているが、望ましい変化の大きさ(例：80%)や時間枠(例：5年以内)に関する具体的な内容が欠けている。保全開始前に、ベースライン評価が行われ、モニタリングと評価のシステムが導入されているが、評価の頻度、成果を決定するための分析、または情報の共有方法についての詳細が欠けている。関連する期間の生態系指標に関する情報が十分でない。	生物多様性と生態系の健全性に関するNbSの成果は、具体性に欠ける。関連する保全の成果については一般的に示されており、モニタリングシステムも整備中である。	NbSの目標は、生物多様性や生態系の健全性に関連する成果を特定できていない。モニタリングシステムもなく、生態系や種の回復に関するデータもない。	② 情報はあがるが、評価の判断が難しい項目	指標の設定や評価の実施方針の記載はあるが、ベースライン評価の実施に関する記述が無く、判断が難しい。								
		3.3	モニタリングには、NbSから生じる予期せぬ自然への悪影響の定期的な評価が含まれている	・生態系、種、生態学的プロセスのモニタリングと評価の計画があるか？ ・モニタリング計画は、NbSから生じる自然への潜在的な悪影響に関連する測定可能な変数に基づいているか(直接的、間接的に)？ ・それらの影響に対応するための措置がとられているか？ ・モニタリング計画は、定期的な測定によって適切に実施されているか？	生態系は複雑で、相互に依存する構成要素とプロセスからなる。それらが、特定の取り組みその他外的変化にどのように反応するかについては、常に一定レベルの不確実性が存在する。したがって、NbSは、解決策自体の生態学的基礎を揺るがしかねない予期せぬリスクを最小化、あるいは、緩和するよう、デザイン、モニターされるべきである。	NbSの介入が生態系、生態学的プロセス、生物種に及ぼしうる悪影響が特定され、それらの影響を緩和するための措置がとられている。潜在的な悪影響に関連する具体的な測定可能変数がベースライン評価に含まれており、これらの影響の監視と評価システムが適切に実施され、それらの影響に対処するための行動が実施されている。	NbS計画では、NbSの介入が生態系、生態学的プロセス、生物種に及ぼしうる悪影響を特定し、それらの影響を緩和するための行動を盛り込んでいるが、行動の動員や資金調達方法については明確でない。有害な影響を評価するためのモニタリング計画は現在策定中であり、それらの影響に対抗するための行動も含まれている。	NbSの活動が生態系に与える影響については、一般的に把握されており、その影響を緩和するための計画が立てられている。	NbSの介入による潜在的な影響の特定がなく、これらの影響は評価されていない。	④ 情報が不十分であるため、評価が困難な項目	取組による生物・生態系への悪影響が特定されているかの情報がないと考えられる。								
		3.4	生態系の健全性および連続性を高める機会が特定され、NbS戦略に取り込まれている	・生態系の健全性を維持または回復するための要件が特定されているか？ ・生態系の連結性と完全性を強化する機会が評価されているか？ ・これらの要求と機会に対応する行動がNbS戦略に盛り込まれているか？	NbSの利用により、他のタイプの取り組み(工学等)が単独では達成できない方法で、生物多様性の保護、そして、生態系管理努力を向上させる機会が提供される。解決策が、保護結果に関して明示的に管理される自然の生態系の近くで実施される場合、NbSは生態系の連続性を高めるよう実施されるべきである。さらに、再生の際、以前存在した植生の種を意図的に選択するなど、既存の生態系の失われた構成要素を再導入するようにデザインすることもできる。	生態系の健全性を維持・回復するための要件について、詳細なアセスメントが行われている。生態系の完全性または連結性を強化するためのオプションが、必要に応じて特定され、実施されている。これらのオプションには、土壌回復作業、生態系回復活動、隔離作業、または対象種の保全活動が含まれる場合がある。	生態系の完全性や連結性を高めるための潜在的なオプションが一般的に特定されており、適切な場合には、それらをNbS戦略に組み入れる計画がある。	適切な場合には、生態系の健全性または連結性を高めるための潜在的な行動を一般的に特定することができる。	生態系の健全性または連結性を高めるためのオプションが特定されていない。	② 情報はあがるが、評価の判断が難しい項目	生態系の健全性・連結性の強化のための事業は実施されているが、連結性を高めるための詳細なアセスメントに基づき特定された事業なのかの判断が難しい。								

※1 表中の①～④の数値：表 3 の①～④と対応する。

表 5 各基準の評価分類と判断理由 (3/8)

	基準	指標		ガイドの質問	インジケータガイド	よく適合	適合	部分的	不十分	評価方針	判断理由
経済的実現性	4. NbSは経済的に実行可能である	4.1	NbSに関連する直接のおよび間接的な便益と費用、負担者と受益者が特定され、文書化されている	・NbSに関連する直接的、間接的な利益とコスト、およびそれらの受益者は特定されているか？ ・これは完全に文書化されているか？ ・主要な情報提供者とともに検証しているか？ ・受益者と負担者を容易に把握することができるか？	直接のおよび間接的、経済的および非経済的な要素を含む、得られる主要な便益の特定と文書化は、取り組みの経済的実行可能性の経時的な評価のための主要項目である。この情報は、受益者と負担者によって区別されるべきである。	主な直接および間接のコストと便益はすべて確立され、主要な情報提供者とともに検証され、完全に文書化されている。コストと便益の配分はよく理解されており、受益者と負担者を容易に確認することができる。	コストと便益の分析には、財務的要素と非財務的要素の両方が含まれ、間接的なコストと便益についても明確に記述されているが、まだ理解のギャップが見られる。コストと便益がどのように配分されるかについて、十分な理解が得られているが、主要な情報提供者との検証は限定的である。	コストと便益の分析には、財務的要素と非財務的要素の両方が含まれるが、間接的なコストと便益については、理解に大きなギャップがある。主要なコストと便益がどのように配分されているかについての一般的な理解はあるが、包括的ではなく、検証も不十分である。	コストと便益の特定は、そのイニシアティブの直接的な金銭的取引にのみ限定されている。コストと便益がどのように配分されるかについての理解は、表面的または逸話的なものである。	① 情報が十分にあり、評価が可能な項目	直接的、間接的な便益と費用、負担者と受益者とその配分に関する情報がないと考えられる。
		4.2	関連法規制および補助金を含む、NbSの選択を裏付ける費用対効果の調査が提供されている	・費用対効果は分析されているか？ ・先行コスト、経常的な直接・間接コスト、時間外での便益の流れを含めているか？ ・費用対効果の主要な前提条件が特定されているか？ ・関連する規制や補助金の影響を測定しているか？ ・その研究は、介入のための行動の選択をサポートしているか？ ・重要な変数に対して感度分析が行われているか？	長期的な経済的および財務的持続可能性を考慮せずに初期費用に多額の資金を投入した場合、取り組みの実行可能性に悪影響を及ぼす可能性がある。費用対効果の調査によって、取り組み案に関して長期的に期待される便益に対する初期費用および経費の検討が可能になるだけでなく、主要な(隠れた)前提条件が明らかになり、検討、検証される。	ベストプラクティスに従って完全な費用対効果調査が実施され、先行コスト、経常的な直接・間接コスト、時間外での利益の流れ、主要な仮定が含まれている。重要な変数(主要な規制や補助金の変更を含む)に対する感度分析が行われ、長期的な経済的・財政的持続可能性と経済的リスクが十分に理解されている。	初期費用、経常的な直接・間接費用、主要な便益の流れを含む費用対効果調査が可能である。主要な仮定は特定されているが、完全な感度分析が行われていない。長期的な経済的・財政的持続可能性は概ね理解されているが、規制や補助金制度の変更に伴う将来の経済的リスクの枠組みにはギャップがある可能性がある。	基本的な内部収益率は、主に初期費用と経常費用、および直接的な利益に基づいて計算されている。しかし、間接的なコストと便益の計上には大きな隔たりがあり、主要な前提条件の検証は行われていない。現行の規制や補助金制度が変更された場合の影響についての理解も不十分である。	基本的な内部収益率さえも計算・推定しようとせず、また、長期にわたる利益の流れが初期費用や経常費用とどのように比較されるかを理解していない。	① 情報が十分にあり、評価が可能な項目	費用対効果調査の実施や感度分析の実施に関する情報がないと考えられる。
		4.3	関連する外部性を考慮することにより、利用可能な代替的解決策に対するNbSデザインの有効性が正当化される	・利用可能な代替的解決策は特定されているか？ ・介入デザインの有効性は、利用可能な代替案に対して正当化されるか？ ・その正当性は文書化されているか？ ・関連する外部性が適切に考慮されているか？	NbSの主要な特質は、経済的に実行可能かつ効率的な方法で、少なくとも単一の社会課題に取り組むことが可能であるということである。これは、実行可能な代替案に対して、解決策の費用効率性と費用負担可能性を検証すべきことを意味する。代替的な解決法としては、様々な自然に根ざした解決策(氾濫原管理よりも流域管理)、様々な従来型および自然に根ざした解決策の組み合わせ、自然に根ざした解決法を、土木インフラ等、より従来型のアプローチで完全に代替することなどが考えられる。	代替案の選択肢に対する介入の有効性と価格が、経済的に十分正当化され、理解され、文書化されている。	特に代替案のコスト、利益、リスクの包括的な理解に関しては、分析にギャップがあるものの、介入の有効性と経済性は広く正当化することができる。	有効な代替案は特定され、その長所と短所は文書化されているが、限定的で基本的な経済分析しか行われていない。	提案されている介入の費用対効果を、他の実行可能な代替案と比較する意味のあるレビューが行われていない。	④ 情報が不十分であるため、評価が困難な項目	費用負担が高い解決策に対し、代替的な解決策に関する情報がないと考えられる。
		4.4	NbSデザインは、市場ベース、公共セクター、自発的コミットメントおよび規制コンプライアンスを支持するための行動など、資源調達源の組合せを考慮する	・資金調達の選択肢について包括的なレビューが行われているか？ ・このレビューは、介入の主要な利点と付随的な利点を提供するための費用をカバーしているか？ ・完全なリソーシングパッケージが組み立てられ、交渉しているか？ ・このリソースパッケージには、将来の収入源に関する規定が含まれているか？	NbSが様々な利害関係者に複数の便益を同時にもたらすという事実は、いくつかの資金調達源に制限がかかり、取り組みの長期的な実行可能性が損なわれる可能性がある。例えば、民間投資家は、公共財の提供費用を負担することは望まないし、公的機関は民間の便益のための費用を引受けたくないだろう。このため、様々な金融メカニズムを統合した資金調達パッケージが必要になる。資金源としては、公共部門の補助金、インセンティブ、低金利ローン、民間ローンおよび株式発行による資金調達、官民パートナーシップ、フィランソピー(慈善活動、ボランティア等)、自発的寄附、あるいは、上記の組み	介入の主要な利点と付随的な利点の提供コストをカバーする人材調達オプションの包括的なレビューが行われ、将来の収入源の確保を含む完全な人材調達パッケージが組み立てられ交渉されている。	長期的な資金の主要な供給源が特定され、確保されている。補完的な資金源として実行可能なものを特定し、付随する法律、規制、契約上の義務も含めて徹底的に評価している。包括的な資源調達パッケージが特定されているが、まだ交渉は行われていない。	長期資金の主要な供給源が特定され、確保されている。実現可能性を適切に評価するためにさらなる分析が必要であるが、補完的な資金源の可能性を確認している。	当面の立ち上げや試験段階の費用を賄うのに必要な資金以上の長期的な主資金源についてさえ、明確な理解(保証)がない。将来の収入源の可能性についての分析も、補完的な資金調達方法についての予備的な分析もなされていない。	③ 情報は不十分であるが、事業特性その他の内容から一定の評価が可能と考えられる項目	資金調達の方法について、包括的な議論がなされているかの情報がないと考えられる。

※1 表中の①～④の数値：表 3 の①～④と対応する。

表 5 各基準の評価分類と判断理由 (4/8)

	基準	指標		ガイドの質問	インジケータガイド	よく適合	適合	部分的	不十分	評価方針	判断理由
包括的なガバナンス	5. NbSIは、包括的で、透明性が高く、力を与えていくガバナンスプロセスに基づいている	5.1	取り組みが開始されるまでに、定義され、十分に合意されたフィードバックおよび苦情解決メカニズム※1が全ての利害関係者に対して整備されている	・合法的なフィードバックと苦情処理メカニズムがあるか？ ・このメカニズムの開発にあたり、影響を受けるステークホルダーの意見を聴取しているか？ ・このメカニズムは文書化され、予測可能で透明性があるか？ ・このメカニズムはすべての利害関係者が利用でき、アクセス可能か？ ・このメカニズムは介入開始前から利害関係者に利用可能か？ ・このメカニズムは権利に適合しているか？ ・この仕組みの所有権と信頼は明白か？ ・そのメカニズムは定期的に見直され、適応されているか？	フィードバックおよび苦情解決メカニズムには、苦情の受付および救済の提供に関する明確な手続き、役割、規定に従って運営される公式で法的な、あるいは、非公式で法律外の苦情解決システムが含まれる。有効な苦情解決システムは、影響を受ける利害関係者間の受容と正当性、透明性、利用可能性、権利に基づくアプローチの遵守によって特徴付けられる。それらは、予測可能で公平な方法で運営され、参画と対話に基づかなくてはならない。	影響を受けるステークホルダーとの十分な協議のもと、フィードバックと苦情解決のメカニズムが開発されている。このメカニズムは合法的で、アクセスしやすく、予測可能で、公平で、透明性があり、権利に適合し、適応的に管理されている。メカニズムに対するオーナーシップ(主体的に取組む姿勢)と信頼の明確な証拠がある。	影響を受けるステークホルダーとの十分な協議のもと、フィードバックと苦情解決のメカニズムが開発される。このメカニズムは、合法的、アクセスしやすく、予測可能で、衡平で、透明性があり、権利に適合し、適応的に管理されるものである。メカニズムに対する所有権と信頼はありそうだが、現状では立証できない。	フィードバックと苦情解決のメカニズムは、影響を受ける一部のステークホルダーからの限られたインプットで開発される。このメカニズムは、合法的、アクセス可能、予測可能、衡平、透明、権利互換、適応的管理のいずれにも完全に対応できるものではない。	影響を受けるステークホルダーとの協議もなく、フィードバックや苦情解決のメカニズムがないか、部分的にしか開発されていない。	② 情報はあがるが、評価の判断が難しい項目	取組に対する県民意見聴衆やそれを踏まえた改善のための体制(メカニズム)は構築されている。透明性や権利との適合、適応的管理なのかの判断が難しい。
		5.2	参画は、性別、年齢、社会的地位にかかわらず、相互尊重と平等に基づくものである。そして、先住民族の事前の自由なインフォームド・コンセント※2の権利を支持するものである	・介入期間中のいかなる時点においても、先住民族は直接的または間接的に影響を受けているか？ ・介入は、介入期間中に、先住民の自由意思に基づく事前了解と情報提供の権利を守っているか？ ・参加は相互尊重と平等に基づいているか？ ・介入期間を通じてこれを支援するためのプロセスがあるか？	ガバナンスの仕組みが効果的に機能するためには、全ての影響を受ける利害関係者に、適時に正しい情報が提供されなければならない。そして、彼らが提供するインプットに有意義に対応しなくてはならない。その際、伝統的に排除されてきたグループが、彼らの尊厳が尊重され、彼らの参画が促進される方法で、積極的にプロセスに加えられるよう意識的な努力が求められる。これは特に、NbSの取り組みが、先住民族の土地や領土で行われ、影響を与える場合に当てはまる。その場合は、彼らの取り組みに対して自決する権利、および、結果は確立された事前の自由なインフォームド・コンセントのプロトコルに従うものでなくてはならない。	事前の自由なインフォームド・コンセントは、代表的な機関から高いレベルの参加を得ており、NbSのタイムスケールを通してこれが維持されるようなプロセスが確立されている。	ほとんどの代表的な機関から高いレベルの参加が得られている。一部のステークホルダーとの間にギャップがあるものの、優先順位の高いステークホルダーとの間で、介入期間中、これを維持するためのプロセスが確立されている。	NbS プロセスの初期に、一部の代表的な機関に対し、情報提供や課題に対する検討が行われている。介入期間中、これが持続するようなプロセスはない。	事前の自由なインフォームド・コンセントは取得されておらず、これを確実に支持するためのプロセスも確立されていない。	② 情報はあがるが、評価の判断が難しい項目	事業実施時には、県民の合意により取組が実施されているが、その具体的な情報がなく、判断が難しい。
		5.3	直接的、または、間接的にNbSIにより影響を受ける利害関係者が特定され、NbS活動の全てのプロセスに参画している	・NbSの影響を直接・間接的に受けるステークホルダーを特定できているか？ ・介入に対する彼らの影響や関心は可視化されているか？ ・彼らは介入の全過程に関与しているか？ ・影響を受けるステークホルダーは、介入の結果を受け入れ、所有権を感じているか？	利害関係者の可視化および分析により、誰が、NbSIによって、直接的にまたは間接的に、肯定的にまたは否定的に影響を受けるか特定する。これによって、取り組みにおいて、影響を受ける利害関係者がデザインおよび実施に参画し、彼らの権利や利害を支持する意見を明確に述べ、さらなる疎外を防止する機会を得ることができる。	NbSIによって直接的、間接的に影響を受ける可能性のあるステークホルダーを特定するため、マルチスケール、マルチセクターの強固なステークホルダー分析が行われた。影響を受けるステークホルダーは、介入開始時からすべてのプロセスに関与し、成果を享受・所有した。	ステークホルダー分析を行い、NbSの影響を直接または間接的に受ける可能性のあるステークホルダーを特定した。その後、いくつかのギャップはあるものの、ほとんどのステークホルダーが介入のプロセスに関与している。オーナーシップの立証ができない	限られたステークホルダー分析が行われ、NbSの影響を直接または間接的に受ける可能性のあるステークホルダーが一部特定されただけである。特定された者のうち、何人かはNbSのプロセスに関与している。	NbSの影響を直接・間接的に受ける可能性のある人物を特定するためのステークホルダー分析が行われていない。	① 情報が十分にあり、評価が可能項目	ステークホルダー分析が行われていない。

※1 苦情解決メカニズム：苦情解決メカニズムは、苦情の受理と改善策の提供に関する手続き、役割、規定からなる。
注：効果的な苦情処理メカニズムは、正当で、利用可能、予想可能、公平で、透明性が高く、権利と適合し、継続的な学習ソースとなることが期待される。実務レベルのメカニズムが効果的であるために、参画と対話に基づくことが求められる。これらの基準に関する説明については、国連（UN）指導原則 31 を参照。

※2 事前の自由なインフォームドコンセント（Free, Prior and Informed Consent：FPIC）：FPICを得る義務によって、活動計画の規模や影響等についての情報が先住民族が完全に理解できる言語で提供された上で、先住民族が強制されたり脅迫されたりせずに、その同意が活動の許可又は開始に先立って求められ、最終的な同意を付与し、あるいは付与しないという先住民族の選択が尊重されなければならないことを確保するよう要求される。

※3 表中の①～④の数値：表 3 の①～④と対応する。

表 5 各基準の評価分類と判断理由 (5/8)

	基準	指標		ガイドの質問	インジケータガイド	よく適合	適合	部分的	不十分	評価方針	判断理由
包括的なガバナンス	5. NbSは、包括的で、透明性が高く、力を与えていくガバナンスプロセスに基づいている	5.4	意思決定プロセスにおいては、参画する全ての影響を受ける利害関係者の権利と利益が文書化、対応されている	・意思決定プロセスは文書化されているか？ ・この文書は透明性があり、アクセス可能か？ ・参加・影響するすべてのステークホルダーの権利と利益に応えているか？ ・極端な不公平にさらされている利害関係者に特別な注意が払われているか？	透明性が高く、容易に入手可能な文書に、NbSの意思決定手続きにおける主要な段階が記録されていることが重要である。これによって、論争や口論などが起きた場合に、説明責任が強化され、償還請求のための強固な基礎が提供される。どの利害関係者が、意思決定のどこで参画し、どんな役割を果たしたかの記録に特に注意を払うべきである。これは、極度の不公平が存在し、有意義で効果的な参画を促すようにプロセスを適応させる場合、特に重要である。	意思決定プロセスにおいて、参加・影響するすべてのステークホルダーの権利と利益を考慮し、特に極端な不公平にさらされているステークホルダーに配慮している。手続きは文書化され、この文書は透明でアクセス可能である。	意思決定プロセスにおいて、参加・影響するすべてのステークホルダーの権利と利益が考慮されている。手順が文書化されており、この文書が透明でアクセス可能である。	意思決定プロセスにおいて、参加・影響するすべてのステークホルダー、または一部のステークホルダーの権利と利益を可視化している。手順は文書化されているが、利害関係者の決定を考慮するための明確な計画がない。ギャップが残っている、および/または、透明性やアクセス性が欠如している。	意思決定プロセスにおいて、ステークホルダーの権利と利益が考慮されていない、および/または、文書化されていない。	① 情報が十分にあり、評価が可能な項目	事業を進めるため、県民会議や有識者といったステークホルダーが明確化、文書化されており、誰もが推進体制を確認できる状況にある。
		5.5	NbSの規模が行政界を超える場合、影響を受ける行政区域の利害関係者の共同意思決定を可能にするメカニズムが確立されている	・介入の対象となる生態系の生態学的プロセスと機能は、管轄区域の境界を越えて広がっているか？ ・すべての管轄区域で NbSの影響を受ける利害関係者の間で共同 の意思決定が可能になっているか？ ・すべての管轄区域において、影響を受ける利害関係者の間で越境的な協力協定が結ばれているか？	生態系は政治的および行政的境界に従うものではない。関係当局間の境界を超えた協力の取り決めが、アプローチおよび期待される結果の一貫性を保証し、境界を超えるNbSの計画および実施を支える。	NbSの介入領域が管轄区域の境界を越えているかどうか、またどこを越えているかは特定されている。このような場合、すべての管轄区域の利害関係者の間で越境協力協定が結ばれる。共同意思決定が可能である。	NbS の介入領域が管轄区域を越えて広がっているかどうかの一般的な理解である。管轄区域の影響を受けるステークホルダー間で、いくつかの越境的協力協定が存在する。	NbS の介入領域が管轄区域を超えているかどうか、またどこまで広がっているかについての識別が限定的である。国境を越えた協力協定がない。	NbS の介入領域が管轄区域を超えているかどうか、またその領域がどこにあるかはわからない。	① 情報が十分にあり、評価が可能な項目	取組場所を超えた範囲に活動が影響しているかどうか特定しておらず、活動により他地域の生態系の回復にも繋がるという一般的な理解である。また、他県とも連携はしているが、その詳細の記載がない。

※1 表中の①～④の数値：表 3 の①～④と対応する。

表 5 各基準の評価分類と判断理由 (6/8)

	基準	指標		ガイドの質問	インジケータガイド	よく適合	適合	部分的	不十分	評価方針	判断理由
トレードオフのバランス	6. NbSは、主目的の達成と複数便益の継続的な提供の間のトレードオフを公平に比較考量する	6.1	取り組みに関連するトレードオフの潜在的費用と便益が、明確に認識され、予防措置および適切な是正措置の指針となっている	・NbSの介入期間を通じて、NbSサイトとより大きなランドスケープ／シースケープの両方におけるコストとベネフィットが特定されているか？ ・トレードオフに関連するNbSの潜在的なコストと便益は明確に認識されているか？ ・それらは予防措置に反映されるか？ また、予防措置に違反した場合の是正措置に関する情報にも利用されているか？ ・コストとベネフィットに関する意思決定のプロセスは、影響を受けるステークホルダーに開示されているか？	全てのトレードオフは、NbSのライフサイクル全体を通して変化する費用と便益を伴う。NbS予防措置の主要な機能は、不可避のトレードオフが社会の最も恵まれない要素に悪影響と及ぼさないよう、また同様に、彼らの取り組みによる便益の享受が否定されないようにすることである。従って、トレードオフの費用と便益に関する取り決めが、影響を受ける利害関係者間で十分に理解、共有され、定期的に改訂されることが重要である(6.3)。	コスト・ベネフィット分析では、NbSのサイトとより大きなランドスケープ／シースケープの両方について、NbSの介入期間を通じてコストとベネフィットを考慮する。コストと便益は、予防措置と是正措置に活用される。選択に関する意思決定のプロセスがすべてのステークホルダーに開示されている。	費用便益分析では、ほとんどの空間的、時間的次元を考慮している。特定されたコストと便益は、いくつかのギャップはあるものの、予防措置と是正措置に活用されている。	限られた費用便益分析は、NbSサイトのみを考慮し、NbSライフサイクルの特定の部分のみを対象として実施されている。特定されたコストと便益は、保障措置や是正措置の情報提供に利用されていない。	トレードオフの費用便益分析が実施されていない、及び/又は、予防措置や是正措置が実施されていない。	① 情報が十分にあり、評価が可能な項目	トレードオフについて、費用と便益が、その受益者と負担者に関する情報とトレードオフが生じた場合の措置に関する情報がないと考えられる。
		6.2	様々な利害関係者の責任とともに、土地および資源の権利、利用、アクセスが認識され、尊重されている	・土地や資源の権利、利用、アクセス、またステークホルダーの責任について特定されているか？ ・それらはステークホルダー可視化の分析に組み込まれているか？ ・それらは認められ尊重されているか？ ・それらは介入の設計に反映されているか？	土地や自然資源のアクセス、利用、管理に関する法的および慣習的権利は、特に脆弱で疎外されたグループの場合、尊重、支持されなくてはならない。NbSに関連する利害関係者グループの権利、利用、責任は、適切なツールを用い、利害関係者分析や可視化の結果に基づき、分析、評価されるべきである(5.3)。これは、事前の自由なインフォームドコンセント(FPIC)を用いなければならない、先住民族社会に対応する際には特に重要である。	土地や資源の権利、利用、アクセス、およびステークホルダーの責任について、ステークホルダー可視化/分析を用いて分析されている。土地や資源の権利、利用、アクセスは尊重され、NbSの設計に反映されている。	ほとんどの権利、土地や資源の利用とアクセス、そして責任は、ステークホルダーの可視化や分析を用いて分析されている。NbSのいくつかの地域や部分では知識のギャップが残っているが、分析されたものはすべて認められ、尊重されている。	土地や資源の権利、利用、アクセス、そして責任については分析されている。しかし、これは適切なツールを使って行われたものではなく、ステークホルダー分析や可視化の成果ともリンクしておらず、少数のステークホルダーしか考慮されていない。分析されたもののうち、一部のものだけが認められ、尊重されている。	土地や資源の権利、利用、アクセス、および責任が特定されていない。	① 情報が十分にあり、評価が可能な項目	土地や資源の権利、利用については基本的には県所有、県民利用であると考えられる。ステークホルダー分析の実施に関する情報がないと考えられる。
		6.3	相互合意されたトレードオフの限界が尊重され、NbS全体を不安定化しないよう、確立された予防措置が定期的にレビューされる	・トレードオフの限界について相互に合意し、それが尊重されているか？ ・その限度を超えないように、あるいはトレードオフが生態系や土地・海域全体を不安定にしないように、予防措置を確立しているか？ ・これらの予防措置は定期的に見直されているか？ ・予防措置とその見直しに関する明確な文書が提供されているか？	リスクが避けられない場合、取り組みによる悪影響を予測、回避するため、予防措置が整備され、定期的にレビューされるべきである。特に、トレードオフの不公平性が経時的に変化すること、そして、全ての利害関係者が同様に影響を受ける訳ではないことを考慮すべきである。従って、NbSデザインおよび戦略は、誰の便益または費用への対応か、レビューの時期と方法も含めて明確にする必要がある。予防措置は、生物多様性(特定の地域を保護のために除外する、または、漁獲時期を制限する)および人(手続き的、苦情処理メカニズム、協議義務、上訴権、実質的契約、法規制)に関して実施される場合もある。	トレードオフの限界について相互に合意し、文書化され、尊重されている。予防措置(保護措置)が設定され、介入期間中、定期的に見直され、その明確な文書が提供されている。	いくつかのトレードオフについて、相互に合意した制限があり、尊重されている。予防措置(保護措置)が導入され、時折見直され、文書が提供されている。	いくつかのトレードオフについて、相互に合意した制限を設けている、もしくは、尊重されていない。予防措置はほとんど導入されていないが、散発的に見直されている。プロセスの文書化がなされていない。	トレードオフの限界は考慮されておらず、予防措置は設定されていない。	③ 情報は不十分であるが、事業特性その他の内容から一定の評価が可能と考えられる項目	トレードオフが生じた場合の措置に関する情報がないと考えられる。

※1 表中の①～④の数値：表3の①～④と対応する。

表 5 各基準の評価分類と判断理由（7/8）

	基準	指標		ガイドの質問	インジケータガイド	よく適合	適合	部分的	不十分	評価方針	判断理由
アダプティブ・マネジメント	7. NbSはエビデンスに基づき、順応的に管理される	7.1	NbS戦略が設定され、定期的なモニタリングおよび取り組みの評価の基礎として用いられている	・社会的課題にどのように対処するか、介入に関する戦略があるか？ ・戦略には、経済的、社会的、生態学的条件に関して、意図された結果、行動、前提条件が正確に記載されているか？ ・戦略には、前提条件が変更される可能性があるか、またどのように変更されるかについて詳しく述べられているか？ ・その戦略は、定期的なモニタリングと介入の評価の基礎として一貫して使用されているか？	最も基本的なNbS戦略には、NbSの背後にある根拠、意図する結果の正確な表明、そして、取られた行動を通してこれらがどのように達成されるかの理解が含まれる。それは、現在の経済的、社会的、生態学的状況によって方向付けられ、変化が予想されるか、また、どのように変化するかについての仮定を明確に述べるものである。	経済的、社会的、生態学的条件に関して、意図する結果、行動、仮定を正確に記述した戦略が確立されている。戦略には、前提条件が変更される可能性があるか、またはどのように変更されるかが詳細に記述されており、一定期間ごとに行われる介入のモニタリングと評価の基礎として一貫して使用される。	意図する成果、行動、現在の状況に関連する仮定を記載した戦略が確立される。この戦略は、設計と実施段階における介入のモニタリングと評価に活用されている。	意図する成果、行動、仮定を記載した戦略が確立されている。その戦略は、介入のモニタリングと評価に反映されず、また前提条件の変化を考慮に入れていない。	経済・社会・生態系の状況との関連性がなく、介入のモニタリングや評価との関連性もほとんどない、不完全な戦略、あるいは確立されていない。	① 情報が十分にあり、評価が可能な項目	順応的管理に基づき、定期的なモニタリングの実施と評価を実施している。
		7.2	モニタリングおよび評価計画は、取り組みのライフサイクルを通して、策定、実施される	・しっかりとしたモニタリングと評価の計画があるか？ ・それは介入のライフサイクルを通じて実施されているか？ ・この計画には、戦略の逸脱がどのように順応的管理の対応を引き起こすかが含まれているか？	モニタリングおよび評価計画は、NbS戦略が効果的に意図する結果をもたらし、社会課題に取り組むものであるか、そして、リスクや予期しない影響によって戦略または行動の変化が必要になるかを理解するための主要な項目である。NbSが他の取り組みやアプローチと相乗効果を有する場合、それは、モニタリングおよび評価（M&E）計画に含められるべきである。NbS戦略（7.1）の主要素からの逸脱が観察されたり、生じたりする場合は、順応的管理による対応がなされる（7.3）。	強固で適応性のあるモニタリングと評価の計画があり、介入のライフサイクルを通じて定期的に実施されている。この計画には、戦略からの逸脱がどのように順応的管理対応の引き金となるかが含まれている。	モニタリングと評価の計画があり、定期的ではないものの、介入のライフサイクルを通じて実施されている。逸脱がどのように順応的管理対応の引き金となるのか、明確なプロセスがない。	モニタリングと評価の計画があり、定期的ではないものの、介入のライフサイクルを通じて実施されている。逸脱がどのように順応的管理対応の引き金となるのか、明確なプロセスがない。	モニタリングと評価の計画が不完全であるか、または存在しない。計画がどのように順応的管理対応の引き金となるかについての繋がりがない。	① 情報が十分にあり、評価が可能な項目	モニタリングの計画、評価が定期的に実施されている。その結果を踏まえ、順応的管理として県民会議等で議論されている。
		7.3	順応的管理を可能にする反復学習の枠組みが、取り組みのライフサイクルを通して採用されている	・モニタリングと評価の計画に対応して学習し適応する計画があるか？ ・介入のライフサイクルを通じて繰り返し学習するために、NbSに適用される学習フレームワークがあるか？ ・これによって順応的管理が可能になるか？ ・介入の期間を超えて学習を持続させるための戦略があるか？	エビデンスに基づく学習が、NbS管理の原動力となるべきである。さらに、NbSの取り組みに影響を与える要素に対応するために、反復学習が順応的管理行動の方向付けにおいて必要不可欠である。この基準に関しては、指標7.1および7.2が、学習およびNbSの取り組みへの順応のための継続的なフィードバックループを提供する。取り組み終了後もそれが実行されるよう、反復学習が制度化されることが理想的である。	介入のライフサイクルを通じて適用される学習フレームワークがあり、モニタリング・評価計画の結果に応じた学習と適応のために継続的に使用されている。介入の期間を超えてどのように学習を継続させるかについての戦略がある。	介入のライフサイクルの様々な段階で適用される学習フレームワークがある。モニタリング・評価計画と連動している。	モニタリングと評価がどのように学習と適応につながるかについて明確でない、不完全な学習フレームワークがある。	学習の枠組みが未完成、またはない。介入のモニタリングと評価計画がない。	① 情報が十分にあり、評価が可能な項目	モニタリングや評価の結果に応じて、見直し、5か年計画を策定する等、定期的に改善するプロセスがある。

※1 表中の①～④の数値：表3の①～④と対応する。

表 5 各基準の評価分類と判断理由 (8/8)

基準		指標		ガイドの質問	インジケータガイド	よく適合	適合	部分的	不十分	評価方針	判断理由
7. 持続可能な開発目標の文脈の中で主流化される	8. NbSは、持続可能な開発目標の文脈の中で主流化される	8.1	NbSのデザイン、実施、そして、得られた教訓は、根本的変化をもたらすよう共有されている	・NbSの設計、実施、教訓は体系的に把握されているか？ ・それらはオンデマンドで、かつ戦略的な聴衆と共有されているか？ ・この共有は対象者がアクセスしやすいか？ ・コミュニケーション戦略は確立されているか？ ・この戦略は、コミュニケーションによってどのように行動を変化させ、どのように変革のきっかけとなるかを詳述しているか？	根本的変化とは、規模拡大（政策的、または、プログラムの主流化）、スケールアウト（地理的および部門レベルの拡大）、NbSの複製によって特徴付けられる。デザインおよび実施プロセスにおいて、学んだ教訓を把握、文書化し、プロセスの複製に興味を持つ個人や利害関係者が利用可能な状態にすることが重要である。これには、政策決定者、投資家、公的および民間部門のNbSの利用者が含まれる。	NbSの教訓は体系的に把握され、必要に応じて、また戦略的な対象者とわかりやすい方法で共有されている。コミュニケーション戦略は、変革のきっかけとなる行動変容の方法を特定するために実施されている。	教訓は体系的に収集され、要求に応じて、また関連する聴衆にわかりやすい方法で共有されているものもある。コミュニケーション戦略は未完成である。	学んだことを体系的に記録するための準備がなされている。いくつかの教訓は、関連する聴衆と共有されている。オンデマンドであれ、自由に利用できるものである（時間枠、言語、視認性など）。コミュニケーション戦略がない。	教訓を把握・共有していない。コミュニケーション戦略がない。	① 情報が十分にあり、評価が可能な項目	評価報告書は誰もがアクセス可能である。その結果に対して、県民とのコミュニケーションの取り方が明確になっていない。
		8.2	NbSは、その採用と主流化を支援するため、促進的政策や規制の枠組みを方向付け、向上させる	・介入に関連する政策、規制、法律が特定されているか？ ・その影響と機会が可視化されているか？ ・早期採用者とエントリーポイントは特定されているか？ ・介入のための行動やコミュニケーションは、政策や規制の枠組みを知らせたり、促進したりしているか？ ・これはNbSの取り込みと主流化を支援しているか？	NbSの実施は、様々な既存の政策、法律、および、規制の影響を受ける。それらは、一貫性に欠けたり、相互に強化しあうものではない場合がある。一貫性に欠ける政策および規制は、NbSの効果的な展開を制限するどころか、経時的に重要な生態系機能の喪失につながる場合もある。そのような場合、a) 政策および法規制の制限を知り、b) 地域、および／または、国家の政策決定者、そして、主要な利害関係者と共働し、そのような障害となるものに着目し、効果的な対応策、その他可能な解決策を特定する。	NbSの活動には、NbSに関連する政策、規制、法律の見直しが含まれており、NbSの取り込みと主流化を支援するために利用することが可能である。必要かつ可能な場合、NbSは持続可能性を確保するために、政策や規制の枠組みの修正に情報を提供し、強化することができる。	NbSに関連する政策、法律、規制を特定し、NbSの設計の一部として考慮し、NbSをサポートするために使用する可能性があるもの、または必要な修正を部分的に含むようにした。	NbSの設計の一環として、いくつかの関連する政策、規制、法律が特定されたが、知識のギャップ（例えば、NbSに影響を与えるために使用する可能性、NbSとの関連性、修正の可能性）が残っており、それらへのリンクは考えられず、計画もされていない。	NbSの設計及び運営計画は、現行の土地利用やその他の関連する政策、規制、法律との関連で組み立てられておらず、政策、法律、規制の枠組みに関連する問題に関して他の主要なステークホルダーと関わりを持っていない。	③ 情報は不十分であるが、事業特性その他の内容から一定の評価が可能と考えられる項目	政策、規制、法律に関する見直しの実施に関する情報がないと考えられる。
		8.3	NbSは、人間の幸福、気候変動、生物多様性、先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）を含む人権に関する国家および全世界の目標に資する	・人間の幸福、気候変動、生物多様性と人権について、関連する国内およびグローバルな目標を特定しているか？ ・これには国際連合宣言（UNDRIP）が含まれているか？ ・介入行動はこれらのターゲットのいずれかに貢献しているか？ ・この貢献は関連するプラットフォームで報告されているか？ ・これは、介入の主流化と拡大が促進されているか？	NbSは、国家の経済的、社会的、そして、環境保全の目標に大きな貢献をし、気候変動、人権、人間開発、生物多様性に関する国際的なプロセスへの国家のコミットメントの手助けをする。このような連携を明らかにし、文書化し、意思疎通を図ることは、国内におけるNbSの知名度と役割をさらに強化し、広範で長期的な政治的なコミットメントおよび社会的サポートを保証し、取り組みの長期的持続可能性を向上させる。	人間の幸福、気候変動、生物多様性に関する国や世界の関連するターゲットが特定されている。これらのターゲットに対するNbSの潜在的な貢献が特定され、関連するプラットフォームで報告され、NbSの介入の主流化と拡大が促進されている。	人間の幸福、気候変動、生物多様性に関する国および世界の関連する目標が特定されている。これらのターゲットに対するNbSの潜在的な貢献は、関連するプラットフォームで部分的に特定され、部分的に報告されている。	NbSの設計の一部として、人間の幸福、気候変動、生物多様性に関するいくつかの国家目標および世界目標が特定されている。しかし、これらのターゲットに対するNbSの潜在的な貢献は部分的にしか特定されておらず、関連するプラットフォームで報告されていない。	人間の幸福、気候変動、生物多様性に関する国家目標および世界目標が特定されていない。これらのターゲットに対するNbSの潜在的な貢献は特定されておらず、また関連するプラットフォームで報告されてもいない。	② 情報はあるが、評価の判断が難しい項目	事業により貢献できるSDGsのゴールは記載されているが、ターゲットや潜在的な貢献の程度の判断が難しい。

※1 表中の①～④の数値：表 3 の①～④と対応する。

表 6 評価イメージ【指標 1.1】①情報が十分にあり、評価が可能な項目

基準	1. NbSは効果的に社会課題に取り組む	指標	1.1 権利者や受益者にとって最も切迫した社会課題が優先されている
ガイダンス		判断結果	
出典		出典	
・NbSの取り組みは、社会に重大かつ実証可能な影響を与える明確に特定された課題に取り組まなくてはならない。 ・最も切迫した社会課題の特定は、外部利害関係者と地域の人々との間で意見が異なる可能性があるため、透明性の高い包括的な協議プロセス（基準5）によって導かれる。		・本事業は、住民との協議により開始されている。 ・複数の社会的課題のなかから、「水の安全保障」を優先的取組む必要性について記述があるが、優先順位は付けられていない。	
評価		よく適合	①権利者や受益者との十分な協議に基づき、②最も緊急性の高い社会的課題に優先順位をつけている。
	●	適合	①権利者や受益者との協議を経て特定した社会的課題である。
		部分的	一部の権利者や受益者からの限られたインプットのみで、一般的な社会的課題が特定されている。
		不十分	明確な社会的課題がなく、権利者や受益者との協議も行われていない。
エビデンス	本県では、相模ダム建設以来 60 余年にわたり水源開発に取り組んできましたが、平成 13 年の宮ヶ瀬ダム完成によって県民が必要とする水源の確保に一区切りをつけることができました。しかしながら、水の恵みを育む水源環境に目を転じますと、「緑のダム」と言われる森林は荒廃が進み、清浄に保たれるべき県民の水がめは、生活排水などによる水質汚濁などとなっています。本県の水資源対策は、いわば、新たな水源開発による水量の拡大してきた「第 1 ステージ」から、これまで確保してきた水源を保全することによる持と水質の向上を課題とする「第 2 ステージ」への転換期にあります。		
	こうした中で、県では、平成 9 年度から「水源の森林づくり事業」に取り組んでいますが、将来にわたって県民の皆様が安心して水を利用していただくためには、今後、深く傷ついている水源環境の保全・再生に、これまで以上に力を注いでいかなければなりません。そこで、平成 12 年 5 月に神奈川県地方税制等研究会から「生活環境税制」に関する提言が出され、その中で水源環境保全・再生に関する施策と税制措置に関する提案がなされて以降、シンポジウムや県民集会、出前懇談会など県民の皆様との協議や市町村、水道事業者との意見交換を重ね、水源環境全般にわたる保全・再生のあり方について検討を進めてきました。さらに、平成 15 年 10 月に同研究会から「生活環境税制のあり方に関する報告書」が出されて以来、県では、この報告書に基づき、県民の皆様や市町村、水道事業者との協議も踏まえて、今後の水源環境保全・再生に関する施策と税制措置についての方向性を整理してきました。平成 16 年 9 月には、このうち施策の方向性について「水源環境保全・再生基本計画（仮称）素案」としてとりまとめ、県議会に報告するとともに、パブリック・コメントを実施し、素案について県民の皆様や市町村等のご意見を伺いました。		
【◎：よく適合】①権利者や受益者との協議		権利者や受益者（県民、市町村、水道事業者）との意見交換、パブリック・コメントの実施により、十分に協議している。	
【▲：一部適合】②最も緊急性の高い社会的課題の優先順位付け		「水の安全保障」に関する社会的課題を特定している。 また、複数の社会的課題のなかから、「水の安全保障」を優先的取組む必要性について記述があるが、優先順位は付けられていない。	
3 今日、様々な環境課題がある中で、なぜ、県が水源環境保全・再生に取り組むのか		今日の環境問題は、これまでの産業公害から、自動車などによる大気汚染をはじめ、ダイオキシン・環境ホルモンなどの化学物質、廃棄物、森林の水源かん養機能や生物多様性などの自然の質、地球温暖化など、身近な地域課題から複数の自治体に関わる広域課題、全国的に取り組むべき課題、さらには地球規模の課題まで、多様化、複雑化しており、いずれも先送りのできないものとなっています。	
水の問題については、昨今、世界的に関心が高まっており、その中で、「我が国は水の輸入大国である」との議論もなされています。目に見えない「バーチャルウォーター（仮想水）」まで捉えて見ると、日本全体は決して水の豊かな国ではなく、水が貴重な資源であることが改めて認識されます。水については、このような世界的な視野で考えながら、まずは生活と密接した地域からの取組を進めていくことが重要です。		これらの課題にどのような体制で対処すべきかについては、個々の課題の原因や影響先の範囲に応じて、市町村が主体となって取り組むべきもの、県が主体となって取り組むべきもの、複数の自治体が連携して取り組むべきもの、国が主導して全国的に取り組むべきものなどに分けて考える必要があります。例えば、大気の問題は、汚染の影響が首都圏を中心に広範囲に及び、ディーゼル自動車の運行規制などの対策についても首都圏全体で対応しなければ効果が期待できないことから、首都圏の自治体が連携して取組を推進しています。	
さらに、水は個々の市町村域を越えて循環しており、都市地域のように水源を自地域内で確保できない市町村もあることから、広域的な視点から保全・再生のあり方を検討する必要がありますが、その一方で、利根川上流の群馬県や栃木県などに水源を求める東京都や千葉県とは異なり、県内のダムや地下水などで全ての水を賄っている本県では、県民の意志と決断によって自分たちの水を自分たちで守る行動を起こすことができます。		このように、水の問題は、全国一律で考えるのではなく、個々の流域を単位とする、ある程度の広域性も持った地域課題として捉えられるべきものであり、広域的な自治体である都道府県が中心となって取組を推進することが必要です。	

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

表 7 評価イメージ（【指標 1.2】①情報が十分にあり、評価が可能な項目）

基準	1. NbSは効果的に社会課題に取り組む		指標	1.2 取り組む社会課題は、明確に理解され、文書化されている	
評価		ガイドダンス	判断結果		出典
		・ 取り組むべき課題に関する明確な理解と論理的根拠を確立すること。 ・ これらが文書化されることが、将来の説明責任を果たし、人間の幸福に寄与するよう戦略を最適化するために重要である。 ・ NbSは、雇用創出や生態系サービスのフローの増加等、★複数の社会的便益を生み出すことも多い。このような追加的便益に関わる社会課題もまた文書化されなくてはならない。	・ 施策大綱や実行計画は、公表され、誰もがアクセス可能であると判断した。 ・ 特定された社会課題は、当初の地域課題を踏まえた「災害リスク削減」「水の安全保障」が主であるが、「生態系の劣化」「生物多様性の喪失」に関する取組も実施しており、複数の社会的便益をもたらすことが考えられる。		・ 第4期かながわ水源環境保全・再生 実行5か年計画（令和3年11月） p. 4（計画の目的） p. 23（生態系に配慮した河川・水路の整備）
	●	よく適合	①特定された社会的課題の推進要因とその対応が、関連する地域の状況も含めてよく理解され、②十分に文書化され、アクセス可能である。		
		適合	特定された社会的課題の推進要因とそれに対する対応は、関連する文脈の中で広く理解されているが、いくつかの文書や知識のギャップが残っている。		
		部分的	社会的な課題は、広く受け入れられているシナリオと一致する言葉で組み立てられるが、複数の文書と文脈特有の知識のギャップが存在する。		
		不十分	特定された社会的課題の推進要因とそれに対する対応について、限られた、あるいは全く文書化されていない、表面的な理解である。		

エビデンス



水は、私たちの「いのち」を育み、暮らしや経済活動を支える大切な資源です。

この「いのち」の源である水を、将来にわたり安定的に県民の皆様が利用できるようにするためには、水源地域の自然環境が再生可能なうちから保全・再生に取り組む必要があります。

そのため、県では平成19年度以降20年間にわたる水源環境保全・再生の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」と、この施策大綱に基づいた「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」をこれまで第1期から第3期まで策定し、水のかん養や浄化などの機能を果たす森林の整備や水質向上のための生活排水対策など特別な対策を推進してまいりました。

特別な対策の推進に当たっては、県民の皆様にご負担いただいている個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を活用し取り組んだ結果、森林では下草の生長が見られ、ダム湖上流の地域では生活排水処理率が向上するなど、効果が現れてきています。

一方、昨今の集中豪雨のように、今後も土砂災害の頻発化、激甚化が懸念されることから、こうした台風等の自然災害を見据え、水源かん養機能の発揮に重要な役割を果たす森林の土壌保全など、林地保全対策を強化する必要があります。

施策の最終目的である「良質な水の確保」に向けては、長期の継続的な取組が必要です。そこで、「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、**【◎：よく適合】①社会的課題の特定とその対応**地域で解決が求められる課題を特定し、それに対し、対策が講じられている。

この第4期計画は施策大綱に基づき、これまでの取組を基盤として、**【◎：よく適合】②文書化・アクセス性**特定した社会的課題を計画として文書化し、誰もがアクセス可能である。

県では、「かながわSDGs取組方針」を定め、持続可能な開発目標（SDGs）につながるテーマを設定し、施策の展開例を示しており、その中で「海・陸の豊かさは水・食の安定供給や健康に貢献する」としています。

かけがえのない県民共通の財産である水源環境を守り、これまで築き上げてきた豊かな水資源を次の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務であり、SDGsの推進にもつながります。今後とも、水源環境の保全・再生に全力を挙げて取り組んでまいりますので、県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

ねらい	水源として利用している河川において、生態系による自然浄化や水循環の機能を高めることで、水源水質の維持・向上を目指す。
目 標	相模川水系及び酒匂川水系の取水堰の県内集水域に位置する市町村管理河川やその流域の支流及び水路の環境整備を推進する。
事業主体	市町村
事業内容	① 生態系に配慮した河川・水路の整備 生態系による自然浄化機能や水循環機能を高める効果のある次のような整備手法を用いて、生態系に配慮した河川・水路の整備を実施する市町村への支援を行う。 【整備手法の例】 ・ 自然石を配置するなどして、瀬と淵ができるような整備を行う。 ・ 河床に礫を敷く、護岸に多孔質材を使用するなどして、自然浄化機能を高める整備を行う。 ・ 護岸を空積みにする、河床が水が浸透できる地質にするなどして、伏流水や湧水を遮断せず、河川との水循環機能を高める整備を行う。 ・ 露出した洲（水際線）や河道内に植物が生育できるような環境を整えるなど、生物の生息空間を確保し、生態系の保全・再生に資する整備を行う。 

(1) 計画の目的

将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、水の恵みの源泉である水源環境を保全・再生するための特別な対策を推進します。

ダムにより開発された水は、本県の水道水源の8割以上を占めており、これらの水は主として県の東部及び中部に供給されています。また、県西部地域の市町や秦野市、座間市などの地域では、地下水が主要な水道水源として利用されています。

そこで、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」（以下「施策大綱」という。）に基づき、この「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」（以下「第4期計画」という。）により、将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的な確保を目的とする特別な対策を推進し、全ての県民が利用する豊かな水を育む良好な水源環境の保全・再生を図ります。

★複数の社会的便益の創出

「水の安全保障」や「災害リスク削減」を主に計画の目的として掲げているが、事業内容に「生物多様性の喪失」や「生態系の劣化」等複数の社会的課題に繋がる取組を実施している。

【◎：よく適合】②文書化・アクセス性

特定した社会的課題を計画として文書化し、誰もがアクセス可能である。

表 8 評価イメージ（【指標 1.3】③情報は不十分であるが、事業特性その他の内容から一定の評価が可能と考えられる項目）

基準		指標	
1. NbSは効果的に社会課題に取り組む		1.3 NbSから生じる人間の幸福※1への結果が特定され、基準化され、定期的に評価されている	
ガイダンス		判断結果	出典
・NbSは、人間の幸福に有形で重要な便益をもたらすものでなくてはならない。 ・説明責任、そして、順応的管理の方向付けのために重要なので、具体的、計測可能、達成可能、現実的かつ適時な目標（SMART）が適宜用いられるべきである。		・既往資料に、「人間の幸福（安全、良好な社会関係、健康等）」に関する成果の特定や評価方法について判断可能な情報がない。 ・事業特性を踏まえても人間の幸福の定義や成果は特定されていないと考えられる。	・かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから 総合的な評価（中間評価）報告書（令和2年6月） ・第4期かながわ水源環境保全・再生 実行5ヵ年計画（令和3年11月）
評価		よく適合	社会的課題および国や地域の状況に関連したSMARTな人間の福利の成果およびベンチマークが特定され、定期的に評価されている。
		適合	特定された社会的課題および国や地域の状況に関連する、人間の幸福のための具体的な成果およびベンチマークが特定され、介入期間中に少なくとも1回評価されている。
		部分的	人間の幸福に関する一般的な成果やベンチマークは特定されているが、その評価については規定されていない。
	●	不十分	人間の幸福のための成果が特定されていない、または曖昧で定義が不明確で、ベンチマークや評価の規定がない。
エビデンス			

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

表 9 評価イメージ（【指標 2.1】④情報が不十分であるため、評価が困難な項目）

基準		2. NbSのデザインは規模によって方向付けられる		指標	2. 1 NbSのデザインは、経済、社会、そして、生態系間の相互作用を認識し、それらに対応するものである	
ガイダンス				判断結果		出典
・NbSの成功は、技術的な取り組みの質だけではなく、人々、経済、そして、生態系間の相互作用がいかに良く理解され、対応されるかによって決定される。 ・長持ちし、持続可能な解決策のために、NbSのデザインには、このようなタイプの相互作用を認識し、それに取り組み、また、それを意思決定に組み込むシステムの組み立てが必要である。				・経済、社会、生態系間の相互作用について、認識しているか判断するための情報が無い。 ・事業特性を踏まえても経済、社会、生態系の相互作用を認識したものではないと考えられる。		・かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから 総合的な評価（中間評価）報告書（令和2年6月） ・第4期かながわ水源環境保全・再生 実行5ヵ年計画（令和3年11月）
評価		よく適合	NbSの設計では、他の地域やセクターに及ぼす潜在的な影響を考慮し、介入地域内とその周辺の経済、社会、生態系との相互作用を詳細に考慮されている。これらの相互作用は、介入期間中に、意思決定プロセスにおいて考慮される。			
		適合	NbSの設計では、経済、社会、生態系の間の特定の相互作用を認識しており、これらはNbSの意思決定プロセスにおいて、介入期間中に少なくとも一度は考慮されている。			
		部分的	NbSの設計では、経済、社会、生態系間の相互作用の一部を認識し、対応しているが、知識のギャップが残っている。これらは、意思決定プロセスにおいて、部分的に、あるいは全く考慮されていない。			
	●	不十分	NbSのデザインは、経済、社会、生態系の相互作用を認識し、それに対応するものではない。			
エビデンス						

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

表 10 評価イメージ（【指標 2.2】④情報が不十分であるため、評価が困難な項目）

基準		2. NbSのデザインは規模によって方向付けられる		指標	2.2 NbSのデザインは他の補完的な取り組みと統合され、セクター横断的な相乗効果を求めるものである	
ガイダンス				判断結果		出典
・NbSは、工学プロジェクト、情報技術、金融商品等、他のタイプの取り組みとの共働または補完を追求する。 ・そのような補完的な行動は本質的に、各状況の詳細や背景に応じて、様々なセクター横断的な相乗効果の特定が必要である。				・他部所や自治体（市町村）との連携や連携による相乗効果について検討されている情報がない。 ・事業特性を考慮しても、セクター間の相乗効果が特定したものではないと考えられる。		・かながわ水源環境保全・再生施策　これまでの歩みとこれから　総合的な評価（中間評価）報告書（令和2年6月） ・第4期かながわ水源環境保全・再生　実行5ヵ年計画（令和3年11月）
評価		よく適合	セクター間の相乗効果は徹底的に調査され、関連するすべての補完的な介入はNbSの設計に統合されている。これらは、介入期間中、関連する時点で調査され、再検討される。			
		適合	「セクター間の相乗効果が調査され、最も関連性の高い補完的な介入策がNbSの設計に組み込まれる。これらは、介入期間中に少なくとも一度は再検討される。			
		部分的	「いくつかのセクターにおける相乗効果は広く認識されているが、知識のギャップがあり、NbSの設計に組み込まれているのは一部の補完的な介入のみである。			
	●	不十分	セクター間の相乗効果が特定されておらず、補完的な介入が特定されても、NbSの設計に組み込まれていない。			
エビデンス						

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

表 11 評価イメージ（【指標 2.3】④情報が不十分であるため、評価が困難な項目）

基準		2. NbSのデザインは規模によって方向付けられる		指標	2.3 NbSのデザインには、取り組みの場所を超えたリスクの特定と管理が組み込まれている	
ガイダンス				判断結果		出典
・NbSは、直接の取り組みエリア外の利害関係者、利害、生態系に、肯定的にまたは否定的に、影響を及ぼしたり、及ぼされたりする可能性がある。 ・解決策が、長持ちし、持続可能であるために、取り組み拠点内外の相互作用は、意思決定プロセスにおいて理解、説明される必要がある。 ・適切なリスク管理オプションが取り組みデザインに組み込まれるべきである。				・事業による内部、外部（活動範囲外）へのリスクの特定や管理に関する情報がない。 ・事業特性を考慮すると、取り組みの場所を超えたリスクは特定されていないと考えられる。		・かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから 総合的な評価（中間評価）報告書（令和2年6月） ・第4期かながわ水源環境保全・再生 実行5ヵ年計画（令和3年11月）
評価		よく適合	科学的知見と地元の知見を考慮し、望ましくない変化のリスクとその要因が特定されている。これらのリスクの管理は、NbSの設計に組み込まれ、介入期間中、再検討される。			
		適合				
		部分的				
	●	不十分	リスクが限定的または全く特定されておらず、特定されていてもその管理がNbSの設計に統合されていない。			
エビデンス						

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

表 12 評価イメージ（【指標 3.1】②情報はあがるが、評価の判断が難しい項目）

基準		3. NbSは、生物多様性、および、生態系の健全性に純便益をもたらす		指標	3.1 NbS行動は、生態系の現状、そして、劣悪化や喪失を招く主要因に関するエビデンスに基づく評価に直接的に対応するものでなくてはならない	
ガイダンス				判断結果		出典
・自然を用いた解決策を策定するために、当該生態系の現状に関する十分な理解が必要である。 ・ベースライン評価は、地域知と科学的理解の双方を適宜利用して、生態学的状況、生態系喪失の要因、改善のための選択肢を特徴付けるに足るほど広範でなくてはならない。				・生態系に関する調査を実施しており、変化の要因や生物多様性に関する情報が記載されている。 ・適切な空間・時間スケールの調査項目、範囲の設定根拠が確認できなかった。		かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから 総合的な評価（中間評価）報告書（令和2年6月） p.13-14
評価	●	よく適合	①適切な空間・時間スケールでの生態系の現状に関する最新のアセスメントが実施されている。評価には、②変化の要因や生物多様性の損失に関する情報が含まれている。アセスメントには、現地での検証や地元の知識も含まれている。			
	●	適合	生態系の現状について、10年以上前の二次データおよび参照地図を用いた情報がある。生態系の情報は、現地訪問を通じて、可能であれば地元コミュニティや伝統的知識からの一般的なインプットを得て、検証されている。			
		部分的	既存の土地被覆と土地利用に関する一般的な情報は、生態系の状態を評価するために、より一般的なスケールで、10年以上前のものは使用されていない。現場レベルでの検証は行われておらず、コミュニティや伝統的な知識から得たデータである。			
		不十分	関連する空間的または時間的スケールでの生態系の状態の一般的な条件について、利用可能な情報がない。			
エビデンス	生物指標からみた水源水質の変遷(平均スコア法) 平均スコア値の変化 1983年 出典：神奈川県の水生物調査川の水生物調査 2003年 (施策実施前) 出典：神奈川県内河川の底生動物 2018年～2019年 (水源事業実施後10年) 出典：河川の水質調査結果 (注) 左の図では、河川の水質について、平均スコア値を用いて示しています。平均スコア値とは、河川で採取された水生昆虫等(底生動物)により水質及び自然度を評価する手法(平均スコア法)による評価値です。 きれいな水に生息する分類群(科や綱)に10、汚い水に生息する分類群に1というように、各分類群にスコア値を10段階で割り振り、採取された底生動物のスコア値の合計を、分類群の数で割ることにより、定量的な評価が可能となります。 10に近いほど汚濁の程度が少なく本来の自然の状態に近いことを示します。 (例) 以下の分類群が採取された場合 ・サカマキガイ科(スコア値1) ・ユスリカ科(腹鰓あり)(スコア値2) ・チョウバエ科(スコア値1) ・ヒル綱(スコア値2) 平均スコア値=(1+2+1+2)÷4=1.5 底生動物の生息状況の変化 1983 年当時の相模川・酒匂川は、県内の下水道普及率が40%程度であったこともあり、中下流域の支川では生活排水の流入等による河川の汚濁が進み、鳩川等のようにほとんど底生動物が生息していない河川も存在した。 鳩川(相模川の支川)の例(※) 平均スコア値:2.5 ＜主な底生動物の生息状況＞ カゲロウ目:0種 カワゲラ目:0種 トビケラ目:0種 トンボ目:0種 当時の優占種 ユスリカ科 1983 年の底生動物調査から約20 年が経過し、県内の下水道普及率も90%以上になるなど、河川への生活排水の流入が大幅に減少した。 これに伴い河川水質が向上するとともに河川に生息する底生動物の種数も増加し、平均スコア値も改善した。 鳩川(相模川の支川)の例 平均スコア値:5.5 ＜主な底生動物の生息状況＞ カゲロウ目:8種 カワゲラ目:0種 トビケラ目:7種 トンボ目:1種 新規出現種の例 コカゲロウ科 2003 年の底生動物調査から約15 年が経過し、下水道普及率の伸び率は鈍ったものの水源環境保全事業開始後、約10 年が経過し、中下流域の河川水質はより一層向上した。 これに伴い、中下流においてもスコア値の高い(=きれいな水を好む)種(カゲロウ等)が確認されるようになった。 鳩川(相模川の支川)の例 平均スコア値:6.8 ＜主な底生動物の生息状況＞ カゲロウ目:13種 カワゲラ目:0種 トビケラ目:10種 トンボ目:1種 新規出現種の例 ヒラタカゲロウ科 の影響により水質が悪化しておりユスリカ科やチョウバエ科といった汚れた水の仲間といったきれいな水を好む生物が生息できるようになりました。 下水道・浄化槽の整備や水源環境保全事業の実施により河川水質が向上 【○：適合】①生態系の現状に関する情報の有無 生態系の現状について、調査を実施している。 適切な空間・時間スケールについて、調査項目や範囲の設定根拠が確認できないため、判断が難しい。 【◎：よく適合】②評価結果の変化の要因等に関する情報の有無 評価結果について、変化の要因や生物多様性の損失に関する情報は含まれている (p.78-85)					

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

21

表 13 評価イメージ（【指標 3.2】②情報はあがる、評価の判断が難しい項目）（1/2）

基準	3. NbSは、生物多様性、および、生態系の健全性に純便益をもたらす		指標	3.2 明確で測定可能な生物多様性の保護に関する結果が特定、基準化され、定期的に評価されている	
ガイダンス			判断結果		出典
・NbSのデザイン、モニタリング、評価を方向付けるため、主要な生物多様性に関する数値目標が設定されるべきである。各NbSに関して、目標のタイプは異なる。再生された生態系の割合の場合もあれば、キーストーン種の回復の場合もある。			・生物多様性に関連する指標が設定されており、変化の傾向や変化の大きさが含まれていることが確認できた。 ・モニタリングと評価方法は構築され、継続的、定期的の実施されている。 ・ベースライン評価の実施の有無と生物多様性に関する指標の評価結果が確認できなかった。		・かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから 総合的な評価（中間評価）報告書（令和2年6月） p. 33-34
評価	●	よく適合	・①NbSの目標には、生物多様性と生態系の健全性に関連する具体的で測定可能な指標変数、変化の傾向（増加、減少、維持）、変化の大きさ（例：80%）、時間枠（例：5年以内）などが含まれている。 ・保全開始前に、評価する変数、評価の頻度、成果を決定するために行う分析、および情報の共有方法を含む②モニタリングと評価のシステムが整備されている。 ・保全開始前に、指標となる変数の③ベースライン評価が実施されている。 ・モニタリングと評価により、適切な期間内に種や生態系の回復、または回復した④地域の測定可能な範囲を示すのに十分な情報を得ている。		
	●	適合	・NbSの目標には、生物多様性や生態系の健全性に関する測定可能な指標変数が含まれているが、望ましい変化の大きさ（例：80%）や時間枠（例：5年以内）に関する具体的な内容が欠けている。 ・保全開始前に、ベースライン評価が行われ、モニタリングと評価のシステムが導入されているが、評価の頻度、成果を決定するための分析、または情報の共有方法についての詳細が欠けている。 ・関連する期間の生態系指標に関する情報が十分でない。		
		部分的	・生物多様性と生態系の健全性に関するNbSの成果は、具体性に欠ける。 ・関連する保全の成果については一般的に示されており、モニタリングシステムも整備中である。		
		不十分	・NbSの目標は、生物多様性や生態系の健全性に関連する成果を特定できていない。 ・モニタリングシステムもなく、生態系や種の回復に関するデータもない。		
エビデンス					
	【▲：一部適合】①指標の設定（変化の傾向、変化の大きさ） 生態系の健全性を維持・回復するための指標は設定されており、変化の傾向が含まれているものの、変化の大きさや時間枠の設定が含まれていないため、判断が難しい。				
平成30（2018）年度までの検討の結果、施策の効果を県民の皆様により分かりやすく、また、客観的なデータで示すために、今回の総合的な評価（中間評価）では、次の指標を設定し、評価を実施しています。 【森林の保全・再生に関する指標】 ① 植被率が高い（40%以上）森林の割合 ② 手入れが行われている森林（人工林）の割合 【河川の保全・再生／水源環境への負荷軽減に関する指標】 ③ 代表的な整備箇所におけるBOD、平均スコア値等 ④ 相模湖・津久井湖におけるアオコの発生状況 ⑤ 相模湖・津久井湖の県内ダム集水域における生活排水処理率 ⑥ 相模湖に流入する生活排水負荷量（BOD） 【地下水の保全・再生に関する指標】 ⑦ 地下水の水位レベル ⑧ 地下水汚染がない水道水源地域 【施策の目的（将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保）に関する指標】 ⑨ 取水堰における水質の推移（BOD、N、P） ⑩ 取水制限の日数 <各指標の意味や定義などの詳細は59ページから70ページ参照> なお、今回設定した指標が決まる過程において、生物多様性や希少種分布など検討過程で外れた指標もありますが、そのような項目に関しても、継続的にモニタリングを実施しておりますので、引き続き、モニタリング結果等により自然環境の変化や事業効果を確認してまいります。					

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

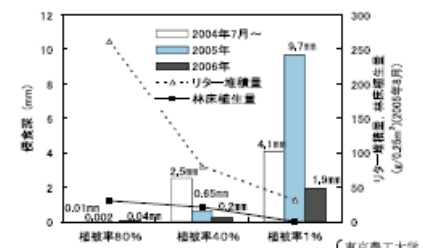
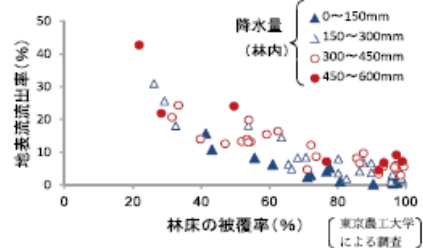
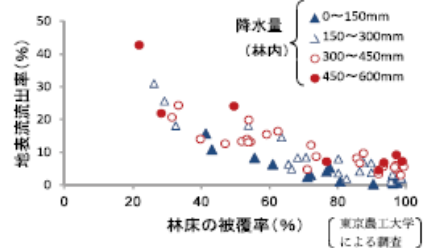
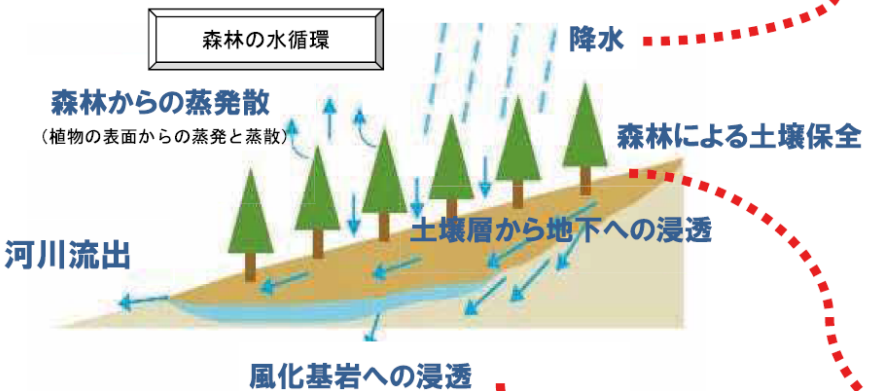
[illegible]

表 14 評価イメージ（【指標 3.3】④情報が不十分であるため、評価が困難な項目）

基準		3. NbSは、生物多様性、および、生態系の健全性に純便益をもたらす		指標	3.3 モニタリングには、NbSから生じる予期せぬ自然への悪影響の定期的な評価が含まれている	
ガイダンス				判断結果		出典
・生態系は複雑で、相互に依存する構成要素とプロセスからなる。 ・それらが、特定の取り組みその他外的変化にどのように反応するかについては、常に一定レベルの不確実性が存在する。 ・したがって、NbSは、解決策自体の生態学的基礎を揺るがしかねない予期せぬリスクを最小化、あるいは、緩和するよう、デザイン、モニターされるべきである。				・取組による生物・生態系への悪影響が特定されているかの情報がない。 ・事業特性を考慮すると、潜在的な影響について評価されていないと考えられる。		・かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから 総合的な評価（中間評価）報告書（令和2年6月） ・第4期かながわ水源環境保全・再生 実行5ヵ年計画（令和3年11月）
評価		よく適合	NbSの介入が生態系、生態学的プロセス、生物種に及ぼしうる悪影響が特定され、それらの影響を緩和するための措置がとられている。潜在的な悪影響に関連する具体的な測定可能変数がベースライン評価に含まれており、これらの影響の監視と評価システムが適切に実施され、それらの影響に対処するための行動が実施されている。			
		適合	NbS計画では、NbSの介入が生態系、生態学的プロセス、生物種に及ぼしうる悪影響を特定し、それらの影響を緩和するための行動を盛り込んでいるが、行動の動員や資金調達方法については明確でない。有害な影響を評価するためのモニタリング計画は現在策定中であり、それらの影響に対抗するための行動も含まれている。			
		部分的	NbSの活動が生態系に与える影響については、一般的に把握されており、その影響を緩和するための計画が立てられている。			
	●	不十分	NbSの介入による潜在的な影響の特定がなく、これらの影響は評価されていない。			
エビデンス						

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

表 15 評価イメージ（【指標 3.4】②情報はあがるが、評価の判断が難しい項目）

基準	3. NbSは、生物多様性、および、生態系の健全性に純便益をもたらす			指標	3. 4 生態系の健全性および連続性を高める機会が特定され、NbS戦略に取り込まれている		
ガイダンス					判断結果		出典
・NbSの利用により、他のタイプの取り組み（工学等）が単独では達成できない方法で、生物多様性の保護、そして、生態系管理努力を向上させる機会が提供される。 ・解決策が、保護結果に関して明示的に管理される自然の生態系の近くで実施される場合、NbSは生態系の連続性を高めるよう実施されるべきである。 ・さらに、再生の際、以前存在した植生の種を意図的に選択するなど、既存の生態系の失われた構成要素を再導入するようにデザインすることもできる。					・生態系の健全性・連結性の強化のための作業（森林整備や水質改善事業）は実施されている。 ・しかし、連結性を高めるための詳細なアセスメントに基づき特定された事業を実施しているのか判断が難しい。		・かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから 総合的な評価（中間評価）報告書（令和2年6月）p. 23-24
評価	●	よく適合	・生態系の健全性を維持・回復するための要件について、①詳細なアセスメントが行われている。 ・生態系の②完全性または連結性を強化するためのオプションが、必要に応じて特定され、実施されている。 ・これらのオプションには、③土壌回復作業、生態系回復活動、隔離作業、または対象種の保全活動が含まれる場合がある。				
	●	適合	・生態系の完全性や連結性を高めるための潜在的なオプションが一般的に特定されており、適切な場合には、それらをNbS戦略に組み入れる計画がある。				
		部分的	・適切な場合には、生態系の健全性または連結性を高めるための潜在的な行動を一般的に特定することができる。				
		不十分	・生態系の健全性または連結性を高めるためのオプションが特定されていない。				
森林の土壌流出と水や生きものへの影響 土壌流出の原因 ① 人工林の手入れ不足 植林してもその後の間伐が不十分であると、林内に日光が入らないため、下層植生が生育できません。  ② 増えすぎたシカの影響 丹沢山地では近年シカの生息数が増え、餌となる植物とのバランスが崩れてしまっています。シカによる過度の採食により下層植生は乏しい状態です。  地表面を覆う下層植生がなくなり、地面がむき出しになることが、土壌流出の直接的な原因です。 土壌流出の現状 地面がむき出しになると、雨が降った時に土壌が流出します。 下層植生が地表面を 80% 覆っていた場所では土壌流出はほとんど発生しませんでした。下層植生が地表面の 1% しか覆っていない場所では年間土壌表層の 2mm～1cm が流出していました。これは、植生のまったくないげざ山と同程度の流出量です。  リター：落葉落枝 林床の被覆率と土壌侵食深の関係  むき出しになった地面では、雨が降ったときに地中に水がしみこみにくくなります。下層植生や落葉による地表面の覆いが少ないほど、地表流は増加します。この地表流によって表層の土壌も流されます。  林床の被覆率と地表流出率の関係 引き起こされる問題 ●水源かん養機能の低下 降った雨は地中にしみこまず、地表を流れ去っていきます。雨が降ったときにただちに流れ出る水は増えますが、その分だけ地中に保水される水は少なくなります。 地表を流れる水に養分を含んだ土壌も流れ、徐々に森林土壌は貧弱になります。流された土壌は下流の河川で濁水となります。 ●森林生態系の劣化 森林の下層植生が衰退することによって植物の多様性が低下します。特にシカの採食による場合は、シカの好まない植物種に偏ります。 このような下層植生の多様性の低下は、昆虫、土壌動物、鳥などをはじめとした森林の生きもの全体の多様性の低下につながり、本来の自然に備わっている病害虫など各種被害への抵抗力や回復力の低下が危惧されます。  スズタケの消失 シカの好まない植物の増加* 森林管理と水源かん養機能のかかわり 水源地域の大部分は森林に覆われた山地です。通常、山地に降った雨は、森林を経由していったん地中に浸透し、河川に流出します。 森林からの水の流出には、①降雨、②地質等の地下の状態、③森林の状態の3つが関係します。森林の状態については、特に土壌の保全が重要です。  森林の水循環 降水 森林からの蒸発散（植物の表面からの蒸発と蒸散） 森林による土壌保全 土壌層から地下への浸透 風化基岩への浸透 河川流出 森林・シカの一体的管理 間伐、植生保護柵、土壌保全工、シカ捕獲を一体的に実施し、下層植生の回復を図ります。  間伐 植生保護柵 シカ管理捕獲 土壌保全工 現在すすめている土壌流出対策							

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

表 16 評価イメージ（【指標 4.1】①情報が十分にあり、評価が可能な項目）

基準		4. NbSは経済的に実行可能である		指標	4.1 NbSに関連する直接的および間接的な便益と費用、負担者と受益者が特定され、文書化されている																																																																																																																														
ガイダンス				判断結果		出典																																																																																																																													
・直接的および間接的、経済的および非経済的な要素を含む、得られる主要な便益の特定と文書化は、取り組みの経済的実行可能性の経時的な評価のための主要項目である。 ・この情報は、受益者と負担者によって区別されるべきである。				・事業実績（コスト）とその便益（CVMによる支払意思額）は整理されているが、コストと便益がどのように配分されているのかの検証が不十分である。		・かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから 総合的な評価（中間評価）報告書（令和2年6月） p. 96, 125																																																																																																																													
評価		よく適合	主な直接および間接のコストと便益はすべて確立され、主要な情報提供者とともに検証され、完全に文書化されている。コストと便益の配分はよく理解されており、受益者と負担者を容易に確認することができる。																																																																																																																																
		適合	コストと便益の分析には、財務的要素と非財務的要素の両方が含まれ、間接的なコストと便益についても明確に記述されているが、まだ理解のギャップが見られる。コストと便益がどのように配分されるかについて、十分な理解が得られているが、主要な情報提供者との検証は限定的である。																																																																																																																																
	●	部分的	コストと便益の分析には、財務的要素と非財務的要素の両方が含まれるが、間接的なコストと便益については、理解に大きなギャップがある。 ①主要なコストと便益がどのように配分されているかについての一般的な理解はあるが、包括的ではなく、検証も不十分 である。																																																																																																																																
		不十分	コストと便益の特定は、そのイニシャティブの直接的な金銭的取引にのみ限定されている。コストと便益がどのように配分されるかについての理解は、表面的または逸話的なものである。																																																																																																																																
エビデンス (3) 特別対策事業実績一覧 施策名の(◆)印は、市町村交付金対象事業 <table><tr><td rowspan="4">森林の保全・再生</td><td>19年度執行額</td><td>【 20億 69万円】 20億1,961万円 (一般会計分含め33億5,200万円)</td><td>20年度執行額</td><td>【 27億4,251万円】 17億2,543万円 (一般会計分含め30億5,735万円)</td><td>21年度執行額</td><td>【 20億 5,139万円】 15億8,844万円 (一般会計分含め29億1,681万円)</td></tr><tr><td>水源の森林づくり事業の推進</td><td>水源林確保 1,382ha 水源林整備 2,059ha ※ 一般会計上分を含む</td><td>水源林確保 1,427ha 水源林整備 2,157ha ※ 一般会計上分を含む。</td><td>水源林確保 1,438ha 水源林整備 2,302ha ※ 一般会計上分を含む。 (◆) かながわ森林整備の助成 ・森林整備コース ・演習林実習コース</td><td>水源林確保 1,438ha 水源林整備 2,302ha ※ 一般会計上分を含む。</td><td>水源林確保 1,438ha 水源林整備 2,302ha ※ 一般会計上分を含む。</td></tr><tr><td>丹沢大山の保全・再生対策</td><td>土壌流出防止 6.6ha ブナ林等の調査研究</td><td>土壌流出防止対策 17.1ha ブナ林等の調査研究</td><td>土壌流出防止対策 21.1ha ブナ林等の調査研究</td><td>土壌流出防止対策 21.1ha ブナ林等の調査研究</td><td>土壌流出防止対策 21.1ha ブナ林等の調査研究</td></tr><tr><td>演習林整備事業</td><td>事業計画の策定</td><td>事業計画の策定</td><td>事業計画の策定</td><td>事業計画の策定</td><td>事業計画の策定</td></tr><tr><td rowspan="4">間伐材の搬出促進</td><td>19年度執行額</td><td>3,200万円</td><td>20年度執行額</td><td>2,698万円</td><td>21年度執行額</td><td>3,944万円</td></tr><tr><td>間伐材の搬出促進</td><td>間伐材搬出量 6,033m³</td><td>間伐材搬出量 7,104m³</td><td>間伐材搬出量 9,293m³</td><td>間伐材搬出量 9,293m³</td><td>間伐材搬出量 9,293m³</td></tr><tr><td>地域水源林整備の支援(◆)</td><td>私有林確保 269ha 私有林整備 221ha 市町村有林等の整備 52ha 高齢林間伐 62ha</td><td>私有林確保 229ha 私有林整備 257ha 市町村有林等の整備 140ha 高齢林間伐 94ha</td><td>私有林確保 175ha 私有林整備 248ha 市町村有林等の整備 153 ha 高齢林間伐 91 ha</td><td>私有林確保 175ha 私有林整備 248ha 市町村有林等の整備 153 ha 高齢林間伐 91 ha</td><td>私有林確保 175ha 私有林整備 248ha 市町村有林等の整備 153 ha 高齢林間伐 91 ha</td></tr><tr><td>河川の保全・再生</td><td>河川・水源地における自然浄化対策の推進(◆)</td><td>河川等の整備 3箇所 直接浄化対策 3箇所</td><td>河川等の整備 10箇所 (新規8 累計11) 直接浄化対策 3箇所 (新規1 累計4)</td><td>河川等の整備 10箇所 (新規3 累計14) 直接浄化対策 8箇所 (新規5 累計9)</td><td>河川等の整備 10箇所 (新規3 累計14) 直接浄化対策 8箇所 (新規5 累計9)</td></tr><tr><td rowspan="4">地下水の保全・再生</td><td>19年度執行額</td><td>【 1億4,320万円】 1億 470万円</td><td>20年度執行額</td><td>【 1億1,250万円】 1億1,250万円</td><td>21年度執行額</td><td>【 1億1,120万円】 1億 1,120万円</td></tr><tr><td>地下水の保全・再生</td><td>地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施</td><td>地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施</td><td>地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施</td><td>地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施</td><td>地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施</td></tr><tr><td>水源環境への負荷軽減</td><td>県内ダム集水域における公共下水道の整備促進(◆)</td><td>下水道整備 28.6ha 下水道普及率 42.4%</td><td>下水道整備 28.2ha 下水道普及率 43.4%</td><td>下水道整備 35.4ha 下水道普及率 44.1%</td><td>下水道整備 35.4ha 下水道普及率 44.1%</td></tr><tr><td>県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進(◆)</td><td>市町村設置型事業調査 個人設置型 37基</td><td>市町村設置型 30基 個人設置型 83基</td><td>市町村設置型 124基 個人設置型 18基</td><td>市町村設置型 124基 個人設置型 18基</td><td>市町村設置型 124基 個人設置型 18基</td></tr><tr><td rowspan="4">水源環境保全・再生を支える取組み</td><td>19年度執行額</td><td>【 8,324万円】 1,533万円</td><td>20年度執行額</td><td>【 2億5,322万円】 3,098万円</td><td>21年度執行額</td><td>【 2億7,245万円】 1,900万円</td></tr><tr><td>水源環境保全・再生を支える取組み</td><td>私有林現況調査 生活排水処理実態調査</td><td>私有林現況調査 水質汚染負荷量調査</td><td>私有林現況調査 水質汚染負荷量調査</td><td>私有林現況調査 水質汚染負荷量調査</td><td>私有林現況調査 水質汚染負荷量調査</td></tr><tr><td>水源環境モニタリング調査の実施</td><td>森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供</td><td>森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供</td><td>森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供</td><td>森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供</td><td>森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供</td></tr><tr><td>県民参加による新たな仕組みづくり</td><td>県民会館の設置・運営</td><td>県民会館の運営 市民事業等の支援</td><td>県民会館の運営 市民事業等の支援</td><td>県民会館の運営 市民事業等の支援</td><td>県民会館の運営 市民事業等の支援</td></tr><tr><td rowspan="4">新たな財源を活用する事業の計画</td><td>19年度執行額</td><td>32億4,563万円</td><td>20年度執行額</td><td>41億5,994万円</td><td>21年度執行額</td><td>41億1,494万円</td></tr><tr><td>新たな財源を活用する事業の計画</td><td>新たな財源を活用する事業の計画</td><td>新たな財源を活用する事業の計画</td><td>新たな財源を活用する事業の計画</td><td>新たな財源を活用する事業の計画</td><td>新たな財源を活用する事業の計画</td></tr><tr><td>個人県民税超過課税相当額</td><td>35億9,104万円</td><td>43億7,856万円</td><td>40億5,190万円</td><td>40億5,190万円</td><td>40億5,190万円</td></tr><tr><td>個人県民税超過課税相当額</td><td>個人県民税超過課税相当額</td><td>個人県民税超過課税相当額</td><td>個人県民税超過課税相当額</td><td>個人県民税超過課税相当額</td><td>個人県民税超過課税相当額</td></tr></table> ※21年度執行額には20年度からの累計 繰越 3億7,708万円を含む。 【○：適合】①コストと便益の配分 事業実績（コスト）とその便益（CVMによる支払意思額）は整理されているが、コストと便益がどのように配分されているのかの検証が不十分である。 ■評価対象 施策の実施効果（＝施策実施による水源保全地域の経済的価値の向上（差分）） ■評価手法 ・CVM(仮想的市場評価法) ・神奈川県内の 20 歳以上の住民を対象としたWEBアンケート調査 ■調査実施時期 平成 27 年 1 月末 ■回収数 800 票 ■1 世帯当たりの支払意志額 10,644 円/年 ■施策実施による水源保全地域の経済的価値 365 億円/年 (＝10,644 円/年×世帯数 3,973,785×有効回答率※86.3%) ※有効回答率とは、アンケートによって得られた適切な支払意志額の割合。他の事例と比べて非常に高く、CVM 調査として優良であると判断できる。							森林の保全・再生	19年度執行額	【 20億 69万円】 20億1,961万円 (一般会計分含め33億5,200万円)	20年度執行額	【 27億4,251万円】 17億2,543万円 (一般会計分含め30億5,735万円)	21年度執行額	【 20億 5,139万円】 15億8,844万円 (一般会計分含め29億1,681万円)	水源の森林づくり事業の推進	水源林確保 1,382ha 水源林整備 2,059ha ※ 一般会計上分を含む	水源林確保 1,427ha 水源林整備 2,157ha ※ 一般会計上分を含む。	水源林確保 1,438ha 水源林整備 2,302ha ※ 一般会計上分を含む。 (◆) かながわ森林整備の助成 ・森林整備コース ・演習林実習コース	水源林確保 1,438ha 水源林整備 2,302ha ※ 一般会計上分を含む。	水源林確保 1,438ha 水源林整備 2,302ha ※ 一般会計上分を含む。	丹沢大山の保全・再生対策	土壌流出防止 6.6ha ブナ林等の調査研究	土壌流出防止対策 17.1ha ブナ林等の調査研究	土壌流出防止対策 21.1ha ブナ林等の調査研究	土壌流出防止対策 21.1ha ブナ林等の調査研究	土壌流出防止対策 21.1ha ブナ林等の調査研究	演習林整備事業	事業計画の策定	事業計画の策定	事業計画の策定	事業計画の策定	事業計画の策定	間伐材の搬出促進	19年度執行額	3,200万円	20年度執行額	2,698万円	21年度執行額	3,944万円	間伐材の搬出促進	間伐材搬出量 6,033m ³	間伐材搬出量 7,104m ³	間伐材搬出量 9,293m ³	間伐材搬出量 9,293m ³	間伐材搬出量 9,293m ³	地域水源林整備の支援(◆)	私有林確保 269ha 私有林整備 221ha 市町村有林等の整備 52ha 高齢林間伐 62ha	私有林確保 229ha 私有林整備 257ha 市町村有林等の整備 140ha 高齢林間伐 94ha	私有林確保 175ha 私有林整備 248ha 市町村有林等の整備 153 ha 高齢林間伐 91 ha	私有林確保 175ha 私有林整備 248ha 市町村有林等の整備 153 ha 高齢林間伐 91 ha	私有林確保 175ha 私有林整備 248ha 市町村有林等の整備 153 ha 高齢林間伐 91 ha	河川の保全・再生	河川・水源地における自然浄化対策の推進(◆)	河川等の整備 3箇所 直接浄化対策 3箇所	河川等の整備 10箇所 (新規8 累計11) 直接浄化対策 3箇所 (新規1 累計4)	河川等の整備 10箇所 (新規3 累計14) 直接浄化対策 8箇所 (新規5 累計9)	河川等の整備 10箇所 (新規3 累計14) 直接浄化対策 8箇所 (新規5 累計9)	地下水の保全・再生	19年度執行額	【 1億4,320万円】 1億 470万円	20年度執行額	【 1億1,250万円】 1億1,250万円	21年度執行額	【 1億1,120万円】 1億 1,120万円	地下水の保全・再生	地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施	地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施	地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施	地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施	地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施	水源環境への負荷軽減	県内ダム集水域における公共下水道の整備促進(◆)	下水道整備 28.6ha 下水道普及率 42.4%	下水道整備 28.2ha 下水道普及率 43.4%	下水道整備 35.4ha 下水道普及率 44.1%	下水道整備 35.4ha 下水道普及率 44.1%	県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進(◆)	市町村設置型事業調査 個人設置型 37基	市町村設置型 30基 個人設置型 83基	市町村設置型 124基 個人設置型 18基	市町村設置型 124基 個人設置型 18基	市町村設置型 124基 個人設置型 18基	水源環境保全・再生を支える取組み	19年度執行額	【 8,324万円】 1,533万円	20年度執行額	【 2億5,322万円】 3,098万円	21年度執行額	【 2億7,245万円】 1,900万円	水源環境保全・再生を支える取組み	私有林現況調査 生活排水処理実態調査	私有林現況調査 水質汚染負荷量調査	私有林現況調査 水質汚染負荷量調査	私有林現況調査 水質汚染負荷量調査	私有林現況調査 水質汚染負荷量調査	水源環境モニタリング調査の実施	森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供	森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供	森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供	森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供	森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供	県民参加による新たな仕組みづくり	県民会館の設置・運営	県民会館の運営 市民事業等の支援	県民会館の運営 市民事業等の支援	県民会館の運営 市民事業等の支援	県民会館の運営 市民事業等の支援	新たな財源を活用する事業の計画	19年度執行額	32億4,563万円	20年度執行額	41億5,994万円	21年度執行額	41億1,494万円	新たな財源を活用する事業の計画	新たな財源を活用する事業の計画	新たな財源を活用する事業の計画	新たな財源を活用する事業の計画	新たな財源を活用する事業の計画	新たな財源を活用する事業の計画	個人県民税超過課税相当額	35億9,104万円	43億7,856万円	40億5,190万円	40億5,190万円	40億5,190万円	個人県民税超過課税相当額	個人県民税超過課税相当額	個人県民税超過課税相当額	個人県民税超過課税相当額	個人県民税超過課税相当額	個人県民税超過課税相当額
森林の保全・再生	19年度執行額	【 20億 69万円】 20億1,961万円 (一般会計分含め33億5,200万円)	20年度執行額	【 27億4,251万円】 17億2,543万円 (一般会計分含め30億5,735万円)	21年度執行額	【 20億 5,139万円】 15億8,844万円 (一般会計分含め29億1,681万円)																																																																																																																													
	水源の森林づくり事業の推進	水源林確保 1,382ha 水源林整備 2,059ha ※ 一般会計上分を含む	水源林確保 1,427ha 水源林整備 2,157ha ※ 一般会計上分を含む。	水源林確保 1,438ha 水源林整備 2,302ha ※ 一般会計上分を含む。 (◆) かながわ森林整備の助成 ・森林整備コース ・演習林実習コース	水源林確保 1,438ha 水源林整備 2,302ha ※ 一般会計上分を含む。	水源林確保 1,438ha 水源林整備 2,302ha ※ 一般会計上分を含む。																																																																																																																													
	丹沢大山の保全・再生対策	土壌流出防止 6.6ha ブナ林等の調査研究	土壌流出防止対策 17.1ha ブナ林等の調査研究	土壌流出防止対策 21.1ha ブナ林等の調査研究	土壌流出防止対策 21.1ha ブナ林等の調査研究	土壌流出防止対策 21.1ha ブナ林等の調査研究																																																																																																																													
	演習林整備事業	事業計画の策定	事業計画の策定	事業計画の策定	事業計画の策定	事業計画の策定																																																																																																																													
間伐材の搬出促進	19年度執行額	3,200万円	20年度執行額	2,698万円	21年度執行額	3,944万円																																																																																																																													
	間伐材の搬出促進	間伐材搬出量 6,033m ³	間伐材搬出量 7,104m ³	間伐材搬出量 9,293m ³	間伐材搬出量 9,293m ³	間伐材搬出量 9,293m ³																																																																																																																													
	地域水源林整備の支援(◆)	私有林確保 269ha 私有林整備 221ha 市町村有林等の整備 52ha 高齢林間伐 62ha	私有林確保 229ha 私有林整備 257ha 市町村有林等の整備 140ha 高齢林間伐 94ha	私有林確保 175ha 私有林整備 248ha 市町村有林等の整備 153 ha 高齢林間伐 91 ha	私有林確保 175ha 私有林整備 248ha 市町村有林等の整備 153 ha 高齢林間伐 91 ha	私有林確保 175ha 私有林整備 248ha 市町村有林等の整備 153 ha 高齢林間伐 91 ha																																																																																																																													
	河川の保全・再生	河川・水源地における自然浄化対策の推進(◆)	河川等の整備 3箇所 直接浄化対策 3箇所	河川等の整備 10箇所 (新規8 累計11) 直接浄化対策 3箇所 (新規1 累計4)	河川等の整備 10箇所 (新規3 累計14) 直接浄化対策 8箇所 (新規5 累計9)	河川等の整備 10箇所 (新規3 累計14) 直接浄化対策 8箇所 (新規5 累計9)																																																																																																																													
地下水の保全・再生	19年度執行額	【 1億4,320万円】 1億 470万円	20年度執行額	【 1億1,250万円】 1億1,250万円	21年度執行額	【 1億1,120万円】 1億 1,120万円																																																																																																																													
	地下水の保全・再生	地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施	地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施	地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施	地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施	地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施																																																																																																																													
	水源環境への負荷軽減	県内ダム集水域における公共下水道の整備促進(◆)	下水道整備 28.6ha 下水道普及率 42.4%	下水道整備 28.2ha 下水道普及率 43.4%	下水道整備 35.4ha 下水道普及率 44.1%	下水道整備 35.4ha 下水道普及率 44.1%																																																																																																																													
	県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進(◆)	市町村設置型事業調査 個人設置型 37基	市町村設置型 30基 個人設置型 83基	市町村設置型 124基 個人設置型 18基	市町村設置型 124基 個人設置型 18基	市町村設置型 124基 個人設置型 18基																																																																																																																													
水源環境保全・再生を支える取組み	19年度執行額	【 8,324万円】 1,533万円	20年度執行額	【 2億5,322万円】 3,098万円	21年度執行額	【 2億7,245万円】 1,900万円																																																																																																																													
	水源環境保全・再生を支える取組み	私有林現況調査 生活排水処理実態調査	私有林現況調査 水質汚染負荷量調査	私有林現況調査 水質汚染負荷量調査	私有林現況調査 水質汚染負荷量調査	私有林現況調査 水質汚染負荷量調査																																																																																																																													
	水源環境モニタリング調査の実施	森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供	森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供	森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供	森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供	森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供																																																																																																																													
	県民参加による新たな仕組みづくり	県民会館の設置・運営	県民会館の運営 市民事業等の支援	県民会館の運営 市民事業等の支援	県民会館の運営 市民事業等の支援	県民会館の運営 市民事業等の支援																																																																																																																													
新たな財源を活用する事業の計画	19年度執行額	32億4,563万円	20年度執行額	41億5,994万円	21年度執行額	41億1,494万円																																																																																																																													
	新たな財源を活用する事業の計画	新たな財源を活用する事業の計画	新たな財源を活用する事業の計画	新たな財源を活用する事業の計画	新たな財源を活用する事業の計画	新たな財源を活用する事業の計画																																																																																																																													
	個人県民税超過課税相当額	35億9,104万円	43億7,856万円	40億5,190万円	40億5,190万円	40億5,190万円																																																																																																																													
	個人県民税超過課税相当額	個人県民税超過課税相当額	個人県民税超過課税相当額	個人県民税超過課税相当額	個人県民税超過課税相当額	個人県民税超過課税相当額																																																																																																																													

【○：適合】①コストと便益の配分
事業実績（コスト）とその便益（CVMによる支払意思額）は整理されているが、コストと便益がどのように配分されているのかの検証が不十分である。

- 評価対象
施策の実施効果（＝施策実施による水源保全地域の経済的価値の向上（差分））
- 評価手法
・ CVM（仮想的市場評価法）
・ 神奈川県内の 20 歳以上の住民を対象としたWEBアンケート調査
- 調査実施時期
平成 27 年 1 月末
- 回収数
800 票
- 1 世帯当たりの支払意思額
10,644 円/年
- 施策実施による水源保全地域の経済的価値
365 億円/年
(＝10,644 円/年×世帯数 3,973,785×有効回答率※86.3%)
※有効回答率とは、アンケートによって得られた適切な支払意思額の割合。他の事例と比べて非常に高く、CVM 調査として優良であると判断できる。

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

表 16 評価イメージ（【指標 4.2】①情報が十分にあり、評価が可能な項目）

基準		4. NbSは経済的に実行可能である		指標	4.2 関連法規制および補助金を含む、NbSの選択を裏付ける費用対効果の調査が提供されている																																																																																																																																					
ガイダンス				判断結果		出典																																																																																																																																				
・長期的な経済的および財務的持続可能性を考慮せずに初期費用に多額の資金を投入した場合、取り組みの実行可能性に悪影響を及ぼす可能性がある。 ・費用対効果の調査によって、取り組み案に関して長期的に期待される便益に対する初期費用および経費の検討が可能になるだけでなく、主要な前提条件が明らかになり、検討、検証される。				・基本的な収益は整理されている。 ・整備面積等の実績データに対し、経常費用は比較できるが、初期費用とどのように比較できるか、整理されていない。		・かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから 総合的な評価（中間評価）報告書（令和2年6月）p. 96																																																																																																																																				
評価		よく適合	・費用対効果調査が実施され、先行コスト、経常的な直接・間接コスト、時間外での利益の流れ、主要な仮定が含まれている。 ・重要な変数（主要な規制や補助金の変更を含む）に対する感度分析が行われ、長期的な経済的・財政的持続可能性と経済的リスクが十分に理解されている。																																																																																																																																							
		適合	・初期費用、経常的な直接・間接費用、主要な便益の流れを含む費用対効果調査を実施している。 ・主要な仮定は特定されているが、完全な感度分析が行われていない。 ・長期的な経済的・財政的持続可能性は概ね理解されているが、規制や補助金制度の変更に伴う将来の経済的リスクの枠組みにはギャップがある可能性がある。																																																																																																																																							
		部分的	・基本的な内部収益率は、主に初期費用と経常費用、および直接的な利益に基づいて計算されている。 ・間接的なコストと便益の計上には大きな隔たりがあり、主要な前提条件の検証は行われていない。現行の規制や補助金制度が変更された場合の影響についての理解も不十分である。																																																																																																																																							
	●	不十分	・基本的な内部収益率さえ計算・推定しようとせず、また、 ①長期にわたる利益の流れが初期費用や経常費用とどのように比較できるか 、整理されていない。																																																																																																																																							
エビデンス (3) 特別対策事業実績一覧 施策名の(◆)印は、市町村交付金対象事業 <table><tr><th colspan="6">水源環境保全・再生事業会計（特別会計）計上事業に係る第1期5か年の実績</th></tr><tr><th colspan="2">19年度執行額</th><th colspan="2">20年度執行額</th><th colspan="2">21年度執行額</th></tr><tr><td colspan="2">【20億 69万円】</td><td colspan="2">【27億4,251万円】</td><td colspan="2">【20億 5,139万円】</td></tr><tr><td colspan="2">20億1,961万円 （一般会計分含め33億5,200万円）</td><td colspan="2">17億2,543万円 （一般会計分含め30億5,735万円）</td><td colspan="2">15億3,844万円 （一般会計分含め29億1,661万円）</td></tr><tr><td colspan="2">水源林確保 1,382ha 水源林整備 2,059ha ※ 一般会計計上分を含む</td><td colspan="2">水源林確保 1,427ha 水源林整備 2,157ha ※ 一般会計計上分を含む。</td><td colspan="2">水源林確保 1,438ha 水源林整備 2,302ha ※ 一般会計計上分を含む。 ● かながわ森林集の育成 ・森林体験コース ・演習林実習コース</td></tr><tr><td colspan="2">9,692万円 土壌流出防止 6.6ha ブナ林等の調査研究</td><td colspan="2">1億5,023万円 土壌流出防止対策 17.1ha ブナ林等の調査研究</td><td colspan="2">1億3,808万円 土壌流出防止対策 21.1ha ブナ林等の調査研究</td></tr><tr><td colspan="2">3,200万円 事業計画の策定</td><td colspan="2">2,698万円 面積 37.6ha 森林整備 1.8ha 緑生保護地の設置 2,043m 丸太庫等の設置 808m</td><td colspan="2">3,944万円 面積 77.0ha 森林整備 5.0ha 緑生保護地の設置 3,095m 丸太庫等の設置 456m</td></tr><tr><td colspan="2">6,558万円 間伐材搬出量 6,033m³</td><td colspan="2">7,393万円 間伐材搬出量 7,104m³</td><td colspan="2">9,812万円 間伐材搬出量 9,293m³</td></tr><tr><td colspan="2">3億3,657万円 私有林確保 269ha 私有林整備 221ha 市町村所有林等の整備 52ha 高齢者間伐 62ha</td><td colspan="2">7億6,591万円 私有林確保 229ha 私有林整備 257ha 市町村所有林等の整備 140ha 高齢者間伐 94ha</td><td colspan="2">7億3,729万円 私有林確保 175ha 私有林整備 248ha 市町村所有林等の整備 153 ha 高齢者間伐 91 ha</td></tr><tr><td colspan="2">【2億6,740万円】</td><td colspan="2">【3億7,750万円】</td><td colspan="2">【2億5,720万円】</td></tr><tr><td colspan="2">2億6,740万円 阿川等の整備 3箇所 流域浄化対策 3箇所</td><td colspan="2">阿川等の整備 10箇所 (新規8 累計11) 流域浄化対策 3箇所 (新規1 累計4)</td><td colspan="2">阿川等の整備 10箇所 (新規3 累計14) 流域浄化対策 8箇所 (新規5 累計9)</td></tr><tr><td colspan="2">【1億4,320万円】</td><td colspan="2">【1億1,250万円】</td><td colspan="2">【1億1,120万円】</td></tr><tr><td colspan="2">1億4,320万円 地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施</td><td colspan="2">地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施</td><td colspan="2">地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施</td></tr><tr><td colspan="2">【1億7,110万円】</td><td colspan="2">【6億9,420万円】</td><td colspan="2">【8億2,270万円】</td></tr><tr><td colspan="2">1億 470万円 下水道整備 28.6ha 下水道普及率 42.4%</td><td colspan="2">4億7,540万円 下水道整備 28.2ha 下水道普及率 43.4%</td><td colspan="2">5億6,640万円 下水道整備 35.4ha 下水道普及率 44.1%</td></tr><tr><td colspan="2">6,640万円 市町村設置型事業調査 個人設置型 37基</td><td colspan="2">2億1,880万円 市町村設置型 30基 個人設置型 83基</td><td colspan="2">2億3,630万円 市町村設置型 124基 個人設置型 18基</td></tr><tr><td colspan="2">【6,324万円】</td><td colspan="2">【2億3,322万円】</td><td colspan="2">【2億7,245万円】</td></tr><tr><td colspan="2">1,533万円 私有林確保調査 生活排水処理実態調査</td><td colspan="2">私有林確保調査 水質汚濁負荷量調査</td><td colspan="2">水質汚濁負荷量調査</td></tr><tr><td colspan="2">3,811万円 森林のモニタリング調査 阿川のモニタリング調査 情報提供</td><td colspan="2">1億7,650万円 森林のモニタリング調査 阿川のモニタリング調査 情報提供</td><td colspan="2">2億3,139万円 森林のモニタリング調査 ・人工林資源状況調査 阿川のモニタリング調査、情報提供</td></tr><tr><td colspan="2">978万円 県民会議の設置・運営</td><td colspan="2">2,575万円 県民会議の運営 市民事業等の支援</td><td colspan="2">2,145万円 県民会議の運営 市民事業等の支援</td></tr><tr><td colspan="2">32億4,563万円</td><td colspan="2">41億5,994万円</td><td colspan="2">41億1,494万円</td></tr><tr><td colspan="2">35億9,104万円</td><td colspan="2">43億7,856万円</td><td colspan="2">40億5,190万円</td></tr></table> ※21年度執行額には20年度からの累計 繰越 3億1,708万円を含む。 【○：適合】①初期費用と経常費用の比較 整備面積等の実績データに対し、経常費用は比較できるが、初期費用とどのように比較できるか、整理されていない。							水源環境保全・再生事業会計（特別会計）計上事業に係る第1期5か年の実績						19年度執行額		20年度執行額		21年度執行額		【20億 69万円】		【27億4,251万円】		【20億 5,139万円】		20億1,961万円 （一般会計分含め33億5,200万円）		17億2,543万円 （一般会計分含め30億5,735万円）		15億3,844万円 （一般会計分含め29億1,661万円）		水源林確保 1,382ha 水源林整備 2,059ha ※ 一般会計計上分を含む		水源林確保 1,427ha 水源林整備 2,157ha ※ 一般会計計上分を含む。		水源林確保 1,438ha 水源林整備 2,302ha ※ 一般会計計上分を含む。 ● かながわ森林集の育成 ・森林体験コース ・演習林実習コース		9,692万円 土壌流出防止 6.6ha ブナ林等の調査研究		1億5,023万円 土壌流出防止対策 17.1ha ブナ林等の調査研究		1億3,808万円 土壌流出防止対策 21.1ha ブナ林等の調査研究		3,200万円 事業計画の策定		2,698万円 面積 37.6ha 森林整備 1.8ha 緑生保護地の設置 2,043m 丸太庫等の設置 808m		3,944万円 面積 77.0ha 森林整備 5.0ha 緑生保護地の設置 3,095m 丸太庫等の設置 456m		6,558万円 間伐材搬出量 6,033m ³		7,393万円 間伐材搬出量 7,104m ³		9,812万円 間伐材搬出量 9,293m ³		3億3,657万円 私有林確保 269ha 私有林整備 221ha 市町村所有林等の整備 52ha 高齢者間伐 62ha		7億6,591万円 私有林確保 229ha 私有林整備 257ha 市町村所有林等の整備 140ha 高齢者間伐 94ha		7億3,729万円 私有林確保 175ha 私有林整備 248ha 市町村所有林等の整備 153 ha 高齢者間伐 91 ha		【2億6,740万円】		【3億7,750万円】		【2億5,720万円】		2億6,740万円 阿川等の整備 3箇所 流域浄化対策 3箇所		阿川等の整備 10箇所 (新規8 累計11) 流域浄化対策 3箇所 (新規1 累計4)		阿川等の整備 10箇所 (新規3 累計14) 流域浄化対策 8箇所 (新規5 累計9)		【1億4,320万円】		【1億1,250万円】		【1億1,120万円】		1億4,320万円 地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施		地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施		地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施		【1億7,110万円】		【6億9,420万円】		【8億2,270万円】		1億 470万円 下水道整備 28.6ha 下水道普及率 42.4%		4億7,540万円 下水道整備 28.2ha 下水道普及率 43.4%		5億6,640万円 下水道整備 35.4ha 下水道普及率 44.1%		6,640万円 市町村設置型事業調査 個人設置型 37基		2億1,880万円 市町村設置型 30基 個人設置型 83基		2億3,630万円 市町村設置型 124基 個人設置型 18基		【6,324万円】		【2億3,322万円】		【2億7,245万円】		1,533万円 私有林確保調査 生活排水処理実態調査		私有林確保調査 水質汚濁負荷量調査		水質汚濁負荷量調査		3,811万円 森林のモニタリング調査 阿川のモニタリング調査 情報提供		1億7,650万円 森林のモニタリング調査 阿川のモニタリング調査 情報提供		2億3,139万円 森林のモニタリング調査 ・人工林資源状況調査 阿川のモニタリング調査、情報提供		978万円 県民会議の設置・運営		2,575万円 県民会議の運営 市民事業等の支援		2,145万円 県民会議の運営 市民事業等の支援		32億4,563万円		41億5,994万円		41億1,494万円		35億9,104万円		43億7,856万円		40億5,190万円	
水源環境保全・再生事業会計（特別会計）計上事業に係る第1期5か年の実績																																																																																																																																										
19年度執行額		20年度執行額		21年度執行額																																																																																																																																						
【20億 69万円】		【27億4,251万円】		【20億 5,139万円】																																																																																																																																						
20億1,961万円 （一般会計分含め33億5,200万円）		17億2,543万円 （一般会計分含め30億5,735万円）		15億3,844万円 （一般会計分含め29億1,661万円）																																																																																																																																						
水源林確保 1,382ha 水源林整備 2,059ha ※ 一般会計計上分を含む		水源林確保 1,427ha 水源林整備 2,157ha ※ 一般会計計上分を含む。		水源林確保 1,438ha 水源林整備 2,302ha ※ 一般会計計上分を含む。 ● かながわ森林集の育成 ・森林体験コース ・演習林実習コース																																																																																																																																						
9,692万円 土壌流出防止 6.6ha ブナ林等の調査研究		1億5,023万円 土壌流出防止対策 17.1ha ブナ林等の調査研究		1億3,808万円 土壌流出防止対策 21.1ha ブナ林等の調査研究																																																																																																																																						
3,200万円 事業計画の策定		2,698万円 面積 37.6ha 森林整備 1.8ha 緑生保護地の設置 2,043m 丸太庫等の設置 808m		3,944万円 面積 77.0ha 森林整備 5.0ha 緑生保護地の設置 3,095m 丸太庫等の設置 456m																																																																																																																																						
6,558万円 間伐材搬出量 6,033m ³		7,393万円 間伐材搬出量 7,104m ³		9,812万円 間伐材搬出量 9,293m ³																																																																																																																																						
3億3,657万円 私有林確保 269ha 私有林整備 221ha 市町村所有林等の整備 52ha 高齢者間伐 62ha		7億6,591万円 私有林確保 229ha 私有林整備 257ha 市町村所有林等の整備 140ha 高齢者間伐 94ha		7億3,729万円 私有林確保 175ha 私有林整備 248ha 市町村所有林等の整備 153 ha 高齢者間伐 91 ha																																																																																																																																						
【2億6,740万円】		【3億7,750万円】		【2億5,720万円】																																																																																																																																						
2億6,740万円 阿川等の整備 3箇所 流域浄化対策 3箇所		阿川等の整備 10箇所 (新規8 累計11) 流域浄化対策 3箇所 (新規1 累計4)		阿川等の整備 10箇所 (新規3 累計14) 流域浄化対策 8箇所 (新規5 累計9)																																																																																																																																						
【1億4,320万円】		【1億1,250万円】		【1億1,120万円】																																																																																																																																						
1億4,320万円 地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施		地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施		地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施																																																																																																																																						
【1億7,110万円】		【6億9,420万円】		【8億2,270万円】																																																																																																																																						
1億 470万円 下水道整備 28.6ha 下水道普及率 42.4%		4億7,540万円 下水道整備 28.2ha 下水道普及率 43.4%		5億6,640万円 下水道整備 35.4ha 下水道普及率 44.1%																																																																																																																																						
6,640万円 市町村設置型事業調査 個人設置型 37基		2億1,880万円 市町村設置型 30基 個人設置型 83基		2億3,630万円 市町村設置型 124基 個人設置型 18基																																																																																																																																						
【6,324万円】		【2億3,322万円】		【2億7,245万円】																																																																																																																																						
1,533万円 私有林確保調査 生活排水処理実態調査		私有林確保調査 水質汚濁負荷量調査		水質汚濁負荷量調査																																																																																																																																						
3,811万円 森林のモニタリング調査 阿川のモニタリング調査 情報提供		1億7,650万円 森林のモニタリング調査 阿川のモニタリング調査 情報提供		2億3,139万円 森林のモニタリング調査 ・人工林資源状況調査 阿川のモニタリング調査、情報提供																																																																																																																																						
978万円 県民会議の設置・運営		2,575万円 県民会議の運営 市民事業等の支援		2,145万円 県民会議の運営 市民事業等の支援																																																																																																																																						
32億4,563万円		41億5,994万円		41億1,494万円																																																																																																																																						
35億9,104万円		43億7,856万円		40億5,190万円																																																																																																																																						

【○：適合】①初期費用と経常費用の比較

整備面積等の実績データに対し、経常費用は比較できるが、初期費用とどのように比較できるか、整理されていない。

表 17 評価イメージ（【指標 4.3】④情報が不十分であるため、評価が困難な項目）

基準		4. NbSは経済的に実行可能である		指標	4.3 関連する外部性を考慮することにより、利用可能な代替的解決策に対するNbSデザインの有効性が正当化される	
ガイダンス				判断結果		出典
・NbSの主要な特質は、経済的に実行可能かつ効率的な方法で、少なくとも単一の社会課題に取り組むことが可能であるということである。 ・これは、実行可能な代替案に対して、解決策の費用効率性と費用負担可能性を検証すべきことを意味する。 ・代替的な解決法としては、様々な自然に根ざした解決策（氾濫原管理よりも流域管理）、様々な従来型および自然に根ざした解決策の組み合わせ、自然に根ざした解決法を、土木インフラ等、より従来型のアプローチで完全に代替することなどが考えられる。				・費用負担が高い解決策に対し、代替的な解決策に関する情報がない。 ・事業特性を考慮すると、代替案を比較・検討するものではないと考えられる。		・かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから 総合的な評価（中間評価）報告書（令和2年6月） ・第4期かながわ水源環境保全・再生 実行5ヵ年計画（令和3年11月）
評価		よく適合	代替案の選択肢に対する介入の有効性と価格が、経済的に十分正当化され、理解され、文書化されている。			
		適合	特に代替案のコスト、利益、リスクの包括的な理解に関しては、分析にギャップがあるものの、介入の有効性と経済性は広く正当化することができる。			
		部分的	有効な代替案は特定され、その長所と短所は文書化されているが、限定的で基本的な経済分析しか行われていない。			
	●	不十分	提案されている介入の費用対効果を、他の実行可能な代替案と比較する意味のあるレビューが行われていない。			
エビデンス						

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

表 18 評価イメージ（【指標 4.4】③情報は不十分であるが、事業特性その他の内容から一定の評価が可能と考えられる項目）

基準		4. NbSは経済的に実行可能である		指標	4.4 NbSデザインは、市場ベース、公共セクター、自発的コミットメントおよび規制コンプライアンスを支持するための行動など、資源調達源の組合せを考慮する		
ガイダンス				判断結果		出典	
・NbSが様々な利害関係者に複数の便益を同時にもたらすという事実は、いくつかの資金調達源に制限がかかり、取り組みの長期的な実行可能性が損なわれる可能性がある。 ・例えば、民間投資家は、公共財の提供費用を負担することは望まないし、公的機関は民間の便益のための費用を引受けたがらないだろう。 ・このため、様々な金融メカニズムを統合した資源調達パッケージが必要になる。 ・資金源としては、公共部門の補助金、インセンティブ、低金利ローン、民間ローンおよび株式発行による資金調達、官民パートナーシップ、フィランソロピー（慈善活動、ボランティア等）、自発的寄附、あるいは、上記の組み合わせが考えられる。				・資金調達の方法について、包括的な議論がなされているかの情報がない。 ・事業特性を踏まえると、長期資金が確保されていると考えられる。		・かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから 総合的な評価（中間評価）報告書（令和2年6月） ・第4期かながわ水源環境保全・再生 実行5ヵ年計画（令和3年11月）	
評価		よく適合	介入の主要な利点と付随的な利点の提供コストをカバーする人材調達オプションの包括的なレビューが行われ、将来の収入源の確保を含む完全な人材調達パッケージが組み立てられ交渉されている。				
		適合	長期的な資金の主要な供給源が特定され、確保されている。補完的な資金源として実行可能なものを特定し、付随する法律、規制、契約上の義務も含めて徹底的に評価している。包括的な資源調達パッケージが特定されているが、まだ交渉は行われていない。				
	●	部分的	長期資金の主要な供給源が特定され、確保されている。実現可能性を適切に評価するためにさらなる分析が必要であるが、補完的な資金源の可能性を確認している。				
		不十分	当面の立ち上げや試験段階の費用を賄うのに必要な資金以上の長期的な主資金源についてさえ、明確な理解（保証）がない。将来の収入源の可能性についての分析も、補完的な資金調達方法についての予備的な分析もなされていない。				
エビデンス							

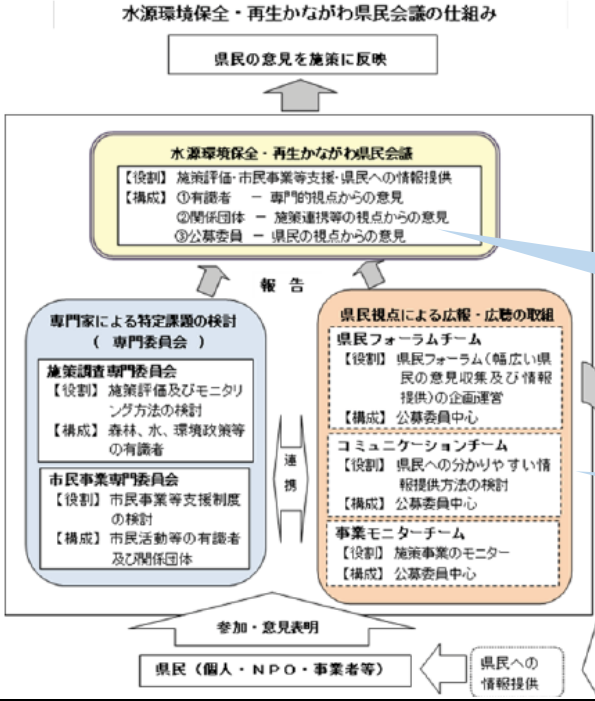
【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

表 19 評価イメージ（【指標 5.1】②情報はあがるが、評価の判断が難しい項目）

基準		5. NbSは、包摂性が高く、力を与えていくガバナンスプロセスに基づいている		指標	5.1 取り組みが開始されるまでに、定義され、十分に合意されたフィードバックおよび苦情解決メカニズムが全ての利害関係者に対して整備されている	
ガイダンス				判断結果		出典
・フィードバックおよび苦情解決メカニズムには、苦情の受付および救済の提供に関する明確な手続き、役割、規定に従って運営される公式で法的な、あるいは、非公式で法律外の苦情解決システムが含まれる。 ・有効な苦情解決システムは、影響を受ける利害関係者間の受容と正当性、透明性、利用可能性、権利に基づくアプローチの遵守によって特徴付けられる。 ・それらは、予測可能で公平な方法で運営され、参画と対話に基づかなくてはならない。				・取組に対する県民からの意見聴衆やそれを踏まえた改善とそのため体制（メカニズム）は構築されている。 ・透明性や権利との適合、適応的管理なのかの判断が難しい。		・かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから 総合的な評価（中間評価）報告書（令和2年6月）p. 31
評価		よく適合	・影響を受けるステークホルダーとの十分な協議のもと、フィードバックと苦情解決のメカニズムが開発されている。 ・このメカニズムは合法的で、アクセスしやすく、予測可能で、公平で、透明性があり、権利に適合し、適応的に管理されている。 ・メカニズムに対するオーナーシップと信頼の明確な証拠がある。			
	●	適合	・影響を受ける①ステークホルダーとの十分な協議のもと、②フィードバックと苦情解決のメカニズム*が開発される。 ・このメカニズムは、③合法的で、アクセスしやすく、予測可能で、公平で、透明性があり、権利に適合し、適応的に管理されるものである。 ・④メカニズムに対する所有権と信頼はありそうだが、現状では立証できない。			
	●	部分的	・フィードバックと苦情解決のメカニズムは、影響を受ける一部のステークホルダーからの限られたインプットで開発される。 ・このメカニズムは、合法的、アクセス可能、予測可能、公平、透明、権利互換、適応的管理のいずれにも完全に対応できるものではない。			
		不十分	・影響を受けるステークホルダーとの協議もなく、フィードバックや苦情解決のメカニズムがないか、部分的にしか開発されていません。			
エビデンス	(1) 県民の意志を基盤とした施策展開 水源環境保全・再生の取組は、「県民が自分たちの住む空間にどのような快適さをもとめるのか」という意志を基盤として構築する「生活環境税制」の理念を踏まえて具体化を検討したものです。県民の意志を基盤とし、県民に新たな負担を求めて施策を充実・強化するのであれば、施策に県民の意志を反映し、県民に施策効果を明示すること、さらには施策の見直しや立案、実施に県民自身も参加できる仕組みも必要です。 そこで、施策に県民の意志を反映し、県民が直接関わる仕組みとして「<u>水源環境保全・再生かながわ県民会議</u>」を設置し、県民参加のもとで施策を推進しています。 水源環境保全・再生かながわ県民会議の仕組み (2) 順応的管理の考え方に基づく施策推進 森林の保全・再生おぼろげぼろとして、水源環境保全・再生を図るためには、長期にわたる取り組みが必要である。この取り組みは、科学的知見を反映することには限界があることから、事業の実施と並行して新たな科学的知見を反映することや、事業実施に伴う自然環境の状況を把握しながら、施策の評価と見直しを行い、柔軟な施策の推進を図る必要があります。(=「順応的管理(Adaptive Management)」) そこで、こうした順応的管理の考え方に立ち、「施策大綱」で20年間にわたる施策の全体像を明らかにした上で、5年間に区切って実行計画を策定し、特別対策事業を実施しています。また、<u>実行計画による5年間の成果等を踏まえて見直しを行い、次期の実行計画を策定し、効果的な施策展開を図っています。</u> 【▲：一部適合】④メカニズムに対する所有権と信頼 会議の構成メンバーの選定について、合意のもと運営されているが、所有権と信頼に関する根拠となる資料（規約や合意プロセスの明示）が確認できていないため、判断が難しい。 【○：適合】①ステークホルダーとの協議 影響を受ける県民や専門の有識者と十分な協議により、施策が展開されている。 【○：適合】②フィードバック・苦情解決メカニズム 県の代表者からなる会議を運営しており、その意見が施策に反映されている。 【▲：一部適合】③メカニズムの公平性 会議での議事は誰もがアクセスが可能であるものの、会議以外の県民等からの意見聴取のための情報提供（アクセス性）等のプロセスが設けられているのかの判断が難しい。 ※苦情解決メカニズム：苦情解決メカニズムは、苦情の受理と改善策の提供に関する手続き、役割、規定からなる。 注：効果的な苦情処理メカニズムは、正当で、利用可能、予想可能、公平で、透明性が高く、権利と適合し、継続的な学習ソースとなることが期待される。実務レベルのメカニズムが効果的であるために、参画と対話に基づくことが求められる。これらの基準に関する説明については、国連（UN）指導原則 31 を参照。					

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

表 20 評価イメージ（【指標 5.2】②情報はあがるが、評価の判断が難しい項目）

基準		指標	
5. NbSは、包括的で、透明性が高く、力を与えていくガバナンスプロセスに基づいている		5.2 参画は、性別、年齢、社会的地位にかかわらず、相互尊重と平等に基づくものである。そして、先住民族の事前の自由なインフォームド・コンセント（以下FPIC）の権利を支持するものである	
ガイダンス		判断結果	出典
・ガバナンスの仕組みが効果的に機能するためには、全ての影響を受ける利害関係者に、適時に正しい情報が提供されなければならない。 ・そして、彼らが提供するインプットに有意義に対応しなくてはならない。 ・その際、伝統的に排除されてきたグループが、彼らの尊厳が尊重され、彼らの参画が促進される方法で、積極的にプロセスに加えられるよう意識的な努力が求められる。 ・これは特に、NbSの取り組みが、先住民族の土地や領土で行われ、影響を与える場合に当てはまる。 ・その場合は、彼らの取り組みに対して自決する権利、および、結果は確立されたFPICプロトコルに従うものでなくてはならない。		・事業実施時には、県民の合意により取組が実施されているが、その具体的な情報がなく、判断が難しい。	・かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから 総合的な評価（中間評価）報告書（令和2年6月）p. 31
評価		よく適合	・事前の自由なインフォームド・コンセントは、代表的な機関から高いレベルの参加を得ており、NbSのタイムスケールを通してこれが維持されるようなプロセスが確立されている。
	●	適合	・ほとんどの①代表的な機関から高いレベルの参加が得られた。 ・一部のステークホルダーとの間にギャップがあるものの、優先順位の高い②ステークホルダーとの間で、介入期間中、これを維持するためのプロセスが確立された。
	●	部分的	・NbS プロセスの初期に、一部の代表的な機関に対し、情報提供やコンサルテーションが行われた。 ・介入期間中、これが持続するようなプロセスはない。
		不十分	・事前の自由なインフォームド・コンセントは取得されておらず、これを確実に支持するためのプロセスも確立されていない。
エビデンス	(1) 県民の意志を基盤とした施策展開 水源環境保全・再生の取組は、「県民が自分たちの住む空間にどのような快適さをもとめるのか」という意志を基盤として構築する「生活環境税制」の理念を踏まえて具体化を検討したものです。県民の意志を基盤とし、県民に新たな負担を求めて施策を充実・強化するのであれば、施策に県民の意志を反映し、県民に施策効果を明示すること、さらには施策の見直しや立案、実施に県民自身も参加できる仕組みも必要です。 <u>そこで、施策に県民の意志を反映し、県民が直接関わる仕組みとして「水源環境保全・再生かながわ県民会議」を設置し、県民参加のもとで施策を推進しています。</u> 		
	(2) 順応的管理の考え方に基づく施策推進 森林の保全・再生などをはじめとして、水源環境保全・再生を図るためには、長期にわたる継続的な取組が必要ですが、自然を対象とした取組であり、施策の実施によりどのような効果が現れるかについては、当該施策だけではなく、他の施策や自然条件によって大きく左右されます。 そのため、現在の科学的知見では将来の自然環境に及ぼす影響を正確に把握することには限界があることから、事業の実施と並行して新たな科学的知見を反映することや、事業実施に伴う自然環境の状況を把握しながら、施策の評価と見直しを行い、柔軟な施策の推進を図る必要があります。（＝「順応的管理(Adaptive Management)」） そこで、こうした順応的管理の考え方に立ち、「施策大綱」で20年間にわたる施策の全体像を明らかにした上で、5年間に区切って実行計画を策定し、特別対策事業を実施しています。また、<u>実行計画による5年間の成果等を踏まえて見直しを行い、次期の実行計画を策定し、効果的な施策展開を図っています。</u> 【○：適合】②実施・運用体制（ステークホルダーの介入維持プロセス確立） 影響を受ける県民（代表者）や専門の有識者が参加している会議体制や意見反映のプロセスが構築されている。定期的に成果を報告し、見直しを実施している。 【▲：一部適合】①参加機関の代表性 参加する機関等の選定のプロセスは不明であり、代表制が担保されているのか判断が難しい。		

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

表 21 評価イメージ（【指標 5.3】①情報が十分にあり、評価が可能な項目）

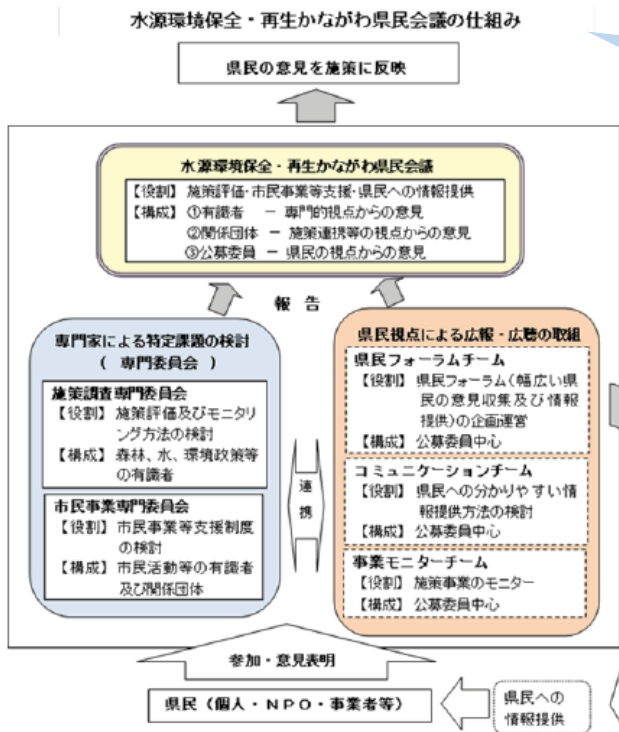
基準	5. NbSは、包括的で、透明性が高く、力を与えていくガバナンスプロセスに基づいている	指標	5.3 直接的、または、間接的にNbSにより影響を受ける利害関係者が特定され、NbS活動の全てのプロセスに参画している
ガイダンス		判断結果	出典
・利害関係者の可視化および分析により、誰が、NbSによって、直接的にまたは間接的に、肯定的にまたは否定的に影響を受けるか特定する。 ・これによって、取り組みにおいて、影響を受ける利害関係者がデザインおよび実施に参画し、彼らの権利や利害を支持する意見を明確に述べ、さらなる疎外を防止する機会を得ることができる。		・ステークホルダー分析が行われていない。	・かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから 総合的な評価（中間評価）報告書（令和2年6月）p. 31、33

評価		よく適合	NbSによって直接的、間接的に影響を受ける可能性のあるステークホルダーを特定するため、マルチスケール、マルチセクターの強固なステークホルダー分析が行われた。影響を受けるステークホルダーは、介入開始時からすべてのプロセスに関与し、成果を受容・所有した。
		適合	ステークホルダー分析を行い、NbSの影響を直接または間接的に受ける可能性のあるステークホルダーを特定した。その後、いくつかのギャップはあるものの、ほとんどのステークホルダーが介入のプロセスに関与している。オーナーシップの立証ができない。
		部分的	限られたステークホルダー分析が行われ、NbSの影響を直接または間接的に受ける可能性のあるステークホルダーが一部特定されただけである。特定された者のうち、何人かはNbSのプロセスに関与している。
	●	不十分	NbSの影響を直接・間接的に受ける可能性のある人物を特定するための①ステークホルダー分析が行われていない。

（1）県民の意志を基盤とした施策展開

水源環境保全・再生の取組は、「県民が自分たちの住む空間にどのような快適さをもとめるのか」という意志を基盤として構築する「生活環境税制」の理念を踏まえて具体化を検討したものです。県民の意志を基盤とし、県民に新たな負担を求めて施策を充実・強化するのであれば、施策に県民の意志を反映し、県民に施策効果を明示すること、さらには施策の見直しや立案、実施に県民自身も参加できる仕組みも必要です。

そこで、施策に県民の意志を反映し、県民が直接関わる仕組みとして「水源環境保全・再生かながわ県民会議」を設置し、県民参加のもとで施策を推進しています。

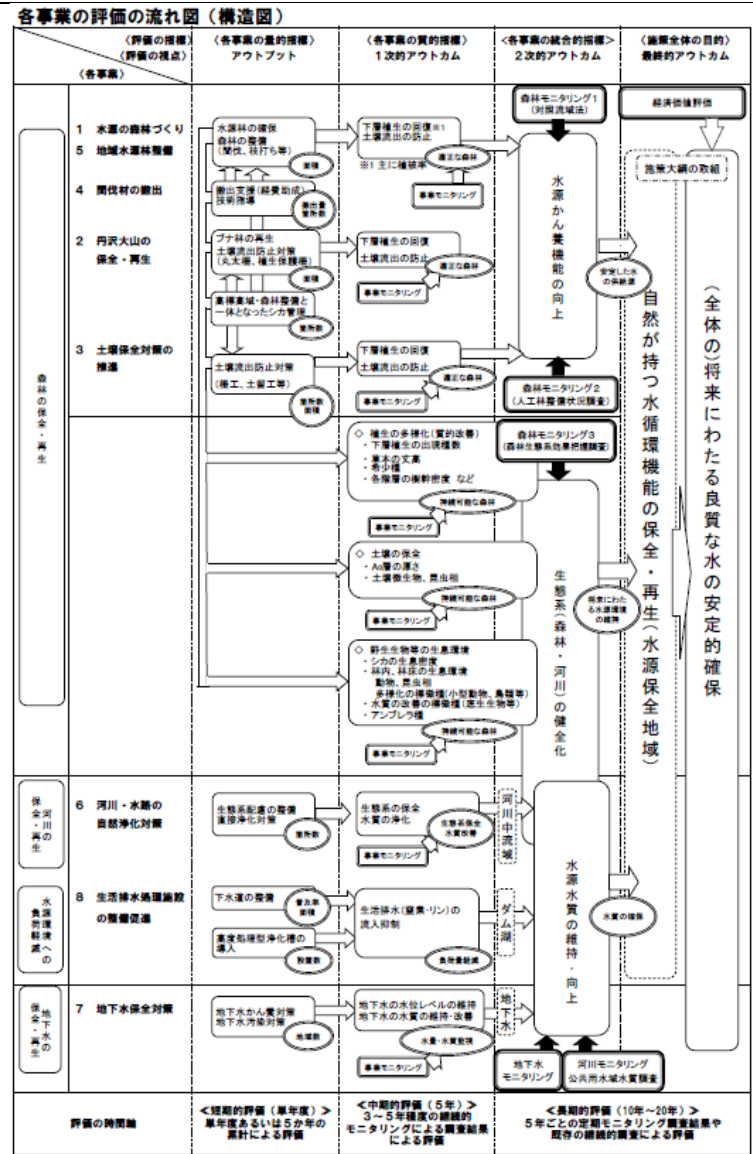


【×：不適合】①ステークホルダー分析の実施

施策を展開するためのステークホルダーは整理されているが、NbSの影響の受益については整理されていない。

【×：不適合】①ステークホルダー分析の実施

事業の実施による直接的・間接的な効果は整理されているが、その影響を受けるステークホルダー分析が行われていない。



【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

表 22 評価イメージ（【指標 5.4】②情報はあがるが、評価の判断が難しい項目）

基準	5. NbSは、包括的で、透明性が高く、力を与えていくガバナンスプロセスに基づいている			指標	5.4 意思決定プロセスにおいては、参画する全ての影響を受ける利害関係者の権利と利害が文書化、対応されている	
ガイダンス					判断結果	出典
・透明性が高く、容易に入手可能な文書に、NbSの意思決定手続きにおける主要な段階が記録されていることが重要である。 ・これによって、論争や口論などが起きた場合に、説明責任が強化され、償還請求のための強固な基礎が提供される。 ・どの利害関係者が、意思決定のどこで参画し、どんな役割を果たしたかの記録に特に注意を払うべきである。 ・これは、極度の不公平が存在し、有意義で効果的な参画を促すようにプロセスを適応させる場合、特に重要である。					・事業を進めるため、県民会議や有識者といったステークホルダーが明確化、文書化されており、誰もが推進体制を確認できる状況にある。 ・特に極端な不公平にさらされているステークホルダーへの配慮の有無が文書からは確認できなかった。	・かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから 総合的な評価（中間評価）報告書（令和2年6月）p. 31
評価		よく 適合	意思決定プロセスにおいて、参加・影響するすべてのステークホルダーの権利と利益を考慮し、特に極端な不公平にさらされているステークホルダーに配慮している。手続きは文書化され、この文書は透明でアクセス可能である。			
	●	適合	意思決定プロセスにおいて、①参加・影響するすべてのステークホルダーの権利と利益が考慮されている。②手順が文書化されており、③この文書が透明でアクセス可能である。			
		部分的	意思決定プロセスにおいて、参加・影響するすべてのステークホルダー、または一部のステークホルダーの権利と利益を可視化している。手順は文書化されているが、利害関係者の決定を考慮するための明確な計画がない。ギャップが残っている、および/または、透明性やアクセス性が欠如している。			
		不十分	意思決定プロセスにおいて、ステークホルダーの権利と利益が考慮されていない、および/または、文書化されていない。			
エビデンス	(1) 県民の意志を基盤とした施策展開					
	水源環境保全・再生の取組は、「県民が自分たちの住む空間にどのような快適さをもとめるのか」という意志を基盤として構築する「生活環境税制」の理念を踏まえて具体化を検討したものです。県民の意志を基盤とし、県民に新たな負担を求めて施策を充実・強化するのであれば、施策に県民の意志を反映し、県民に施策効果を明示すること、さらには施策の見直しや立案、実施に県民自身も参加できる仕組みも必要です。 そこで、施策に県民の意志を反映し、県民が直接関わる仕組みとして「水源環境保全・再生かながわ県民会議」を設置し、県民参加のもとで施策を推進しています。 水源環境保全・再生かながわ県民会議の仕組み					
【○：適合】①参加・影響するすべてのステークホルダーの考慮 影響を受ける県民（代表者）や専門の有識者が参加している会議体制や意見反映のプロセスが構築されている。特に極端な不公平にさらされているステークホルダーへの配慮は文書からは確認できなかった。 【◎：よく適合】②意思決定プロセスの手順の文書化 施策の見直しや立案に際し、県民、有識者、行政のステークホルダーの意思決定のプロセスが文書化されている。 【◎：よく適合】③文書の透明性・アクセス性 意思決定プロセスを文書化し、誰もがアクセス可能である。						

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

基準	5. NbSは、包括的で、透明性が高く、力を与えていくガバナンスプロセスに基づいている	指標	5.5 NbSの規模が行政界を超える場合、影響を受ける行政区域の利害関係者の共同意思決定を可能にするメカニズムが確立されている
----	---	----	---

評価	●	よく適合	①NbSの介入領域が管轄区域の境界を越えているかどうか、またどこを越えているかは特定されている。このような場合、②すべての管轄区域の利害関係者の間で越境協力協定が結ばれる。③共同意思決定が可能である。
	●	適合	①NbS の介入領域が管轄区域を越えて広がっているかどうかの一般的な理解である。②管轄区域の影響を受けるステークホルダー間で、いくつかの越境的協力協定が結ばれているが、ギャップが存在する。
		部分的	NbS の介入領域が管轄区域を超えているかどうか、またどこまで広がっているかについての識別が限定的である。国境を越えた協力協定がない。
		不十分	NbS の介入領域が管轄区域を超えているかどうか、またその領域がどこにあるかはわからない。

水源保全地域	{	県内水源保全地域	{	水源の森林エリア
				地域水源林エリア
		県外上流域	{	相模川水系県外上流域（山梨県）
				酒匂川水系県外上流域（静岡県）

【○：適合】②取組場所の影響を受けるステークホルダー間での協力協定の締結、③共同意思決定の可能性

相模川水系の上流域である山梨県、酒匂川水系の上流域である静岡県と神奈川県は共同事業協定を締結しており、共同意思決定が可能である。しかし、全ての取組場所で協力協定が結ばれているか文書からは確認できない。

表 24 評価イメージ（【指標 6.1】①情報が十分にあり、評価が可能な項目）

基準	6. NbSは、主目的の達成と複数便益の継続的な提供の間のトレードオフを公平に比較考量する			指標	6.1 取り組みに関連するトレードオフの潜在的費用と便益が、明確に認識され、予防措置および適切な是正措置の指針となっている		
ガイダンス				判断結果		出典	
・全てのトレードオフは、NbSのライフサイクル全体を通して変化する費用と便益を伴う。 ・NbS予防措置の主要な機能は、不可避のトレードオフが社会の最も恵まれない要素に悪影響と及ぼさないよう、また同様に、彼らの取り組みによる便益の享受が否定されないようにすることである。 ・従って、トレードオフの費用と便益に関する取り決めが、影響を受ける利害関係者間で十分に理解、共有され、定期的に改訂されることが重要である（6. 3）。				・費用と便益は、NbSの一部を対象として整理されている。 ・費用便益分析の実施は資料から確認できなかった。 ・便益は、保証措置や是正措置の情報提供に利用されていない。		・かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから総合的な評価（中間評価）報告書（令和2年6月）p. 96	
評価		よく適合	コスト・ベネフィット分析では、NbSのサイトとより大きなランドスケープ/シースケープの両方について、NbSの介入期間を通じてコストとベネフィットを考慮する。コストと便益は、予防措置と是正措置に活用される。選択に関する意思決定のプロセスがすべてのステークホルダーに開示されている。				
		適合	費用便益分析では、ほとんどの空間的、時間的次元を考慮している。特定されたコストと便益は、いくつかのギャップはあるものの、予防措置と是正措置に活用されている。				
	●	部分的	①限られた費用便益分析は、NbSサイトのみを考慮し、NbSライフサイクルの特定の部分のみを対象として実施されている。②特定されたコストと便益は、保障措置や是正措置の情報提供に利用されていない。				
		不十分	トレードオフの費用便益分析が実施されていない、及び/又は、予防措置や是正措置が実施されていない。				
エビデンス	水源環境保全・再生事業会計（特別会計）計上事業に係る第1期5か年の実績						
	森林の保全・再生	水源の森林づくり事業の推進	19年度執行額	20年度執行額	21年度執行額	【20億5,139万円】 15億8,044万円 （一般会計分含め29億1,681万円） 水源林確保 1,438ha 水源林整備 2,302ha ※一般会計上分を含む。 ●かながわ森林整備の現状 ・森林整備コース ・県営林業育成コース	
			【20億 69万円】 20億1,961万円 （一般会計分含め33億5,200万円）	【27億4,251万円】 17億2,543万円 （一般会計分含め30億5,735万円）			
			水源林確保 1,382ha 水源林整備 2,059ha ※一般会計上分を含む	水源林確保 1,427ha 水源林整備 2,157ha ※一般会計上分を含む	水源林確保 1,438ha 水源林整備 2,302ha ※一般会計上分を含む		
			土壌流出防止 6.6ha ブナ林等の調査研究	土壌流出防止対策 17.1ha ブナ林等の調査研究	土壌流出防止対策 21.1ha ブナ林等の調査研究		
			2,698万円 面積 37.6ha 森林整備 1.8ha 林生保護槽の設置 2,043m 丸太埋等の設置 806m	2,698万円 面積 37.6ha 森林整備 1.8ha 林生保護槽の設置 2,043m 丸太埋等の設置 806m	3,944万円 面積 77.0ha 森林整備 5.0ha 林生保護槽の設置 3,099m 丸太埋等の設置 456m		
	丹沢大山の保全・再生対策	湧出林整備事業	9,692万円 土壌流出防止 6.6ha ブナ林等の調査研究	1億5,023万円 土壌流出防止対策 17.1ha ブナ林等の調査研究	1億8,808万円 土壌流出防止対策 21.1ha ブナ林等の調査研究	9,812万円 間伐材搬出量 9,293m ³	
			3,200万円 事業計画の策定	2,698万円 面積 37.6ha 森林整備 1.8ha 林生保護槽の設置 2,043m 丸太埋等の設置 806m	3,944万円 面積 77.0ha 森林整備 5.0ha 林生保護槽の設置 3,099m 丸太埋等の設置 456m		
	間伐材の搬出促進	地域水源林整備の支援（●）	6,588万円 間伐材搬出量 6,033m ³	7,393万円 間伐材搬出量 7,104m ³	9,812万円 間伐材搬出量 9,293m ³	7億3,729万円 私有林確保 175ha 私有林整備 248ha 市町村有林等の整備 153 ha 高齢林間伐 91 ha	
			3億8,657万円 私有林確保 269ha 私有林整備 221ha 市町村有林等の整備 52ha 高齢林間伐 62ha	7億6,591万円 私有林確保 229ha 私有林整備 257ha 市町村有林等の整備 140ha 高齢林間伐 94ha	7億3,729万円 私有林確保 175ha 私有林整備 248ha 市町村有林等の整備 153 ha 高齢林間伐 91 ha		
河川の保全・再生	河川・水辺における自然浄化対策の推進（●）	【2億6,740万円】 2億6,740万円	【3億7,750万円】 3億7,750万円	【2億5,720万円】 2億5,720万円	河川等の整備 10箇所 （新規8 累計11） 直接浄化対策 3箇所 （新規1 累計4）		
		河川等の整備 3箇所 直接浄化対策 3箇所	河川等の整備 10箇所 （新規8 累計11） 直接浄化対策 3箇所 （新規1 累計4）	河川等の整備 10箇所 （新規3 累計14） 直接浄化対策 8箇所 （新規5 累計9）			
地下水の保全・再生	地下水保全対策の推進（●）	【1億4,320万円】 1億4,320万円	【1億1,250万円】 1億1,250万円	【1億1,120万円】 1億1,120万円	地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施		
		地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施	地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施	地下水保全計画の策定 地下水かん養対策、汚染対策 地下水モニタリング等の実施			
水源環境への負荷軽減	県内ダム集水域における公共下水道の整備促進（●）	【1億7,110万円】 1億7,110万円	【6億9,420万円】 4億7,540万円	【8億2,270万円】 5億6,640万円	下水道整備 35.4ha 下水道普及率 44.1%		
		下水道整備 28.6ha 下水道普及率 42.4%	下水道整備 28.2ha 下水道普及率 43.4%	下水道整備 35.4ha 下水道普及率 44.1%			
県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進（●）	水源環境保全・再生を支える取組みの策定	6,640万円 市町村設置型事前調査 個人設置型 37基	2億1,880万円 市町村設置型 30基 個人設置型 83基	2億5,630万円 市町村設置型 124基 個人設置型 18基	市町村設置型 124基 個人設置型 18基		
		【6,324万円】 1,532万円	【2億3,222万円】 3,096万円	【2億7,245万円】 1,960万円			
相模川・荒川流域環境共同調査の実施	水源環境モニタリング調査の実施	私有林確保調査 生活排水処理実態調査	私有林確保調査 水質汚濁負荷量調査	水質汚濁負荷量調査	森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供		
		3,811万円 森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供	1億7,650万円 森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供	2億3,139万円 森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供			
県民参加による新たな仕組みづくり（ ¹ ）	新たな対策を活用する事業費の計	978万円 県民会議の設置・運営	2,575万円 県民会議の運営 市民事業等の支援	2,145万円 県民会議の運営 市民事業等の支援	県民会議の運営 市民事業等の支援		
		32億4,563万円	41億5,994万円	41億1,494万円			
個人県民税超過税負担軽減		35億9,104万円	43億7,856万円	40億5,190万円	※21年度執行額には20年度からの明許繰越 3億1,708万円を含む。		

【▲：一部適合】①費用便益分析の実施
費用と便益は、NbSの一部を対象として整理されている。
費用便益分析の実施は資料から確認できなかった。

【○：適合】②是正措置等の情報提供の利用
便益は、保証措置や是正措置の情報提供に利用されていない。

【▲：一部適合】①費用便益分析の実施

費用と便益は、NbS の一部分を対象として整理されている。
費用便益分析の実施は資料から確認できなかった。

【○：適合】②是正措置等の情報提供の利用

便益は、保証措置や是正措置の情報提供に利用されていない。

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

基準	6. NbSは、主目的の達成と複数便益の継続的な提供の間のトレードオフを公平に比較考量する	指標	6.2 様々な利害関係者の責任とともに、土地および資源の権利、利用、アクセスが認識され、尊重されている
----	---	----	---

評価	よく適合	土地や資源の権利、利用、アクセス、およびステークホルダーの責任について、ステークホルダー可視化/分析を用いて分析されている。土地や資源の権利、利用、アクセスは尊重され、NbSの設計に反映されている。
	適合	ほとんどの権利、土地や資源の利用とアクセス、そして責任は、ステークホルダーの可視化や分析を用いて分析されている。NbSのいくつかの地域や部分では知識のギャップが残っているが、分析されたものはすべて認められ、尊重されている。
	● 部分的	土地や資源の権利、利用、アクセス、そして責任については分析されている。しかし、これは適切なツールを使って行われたものではなく、①ステークホルダー分析や可視化の成果ともリンクしておらず、少数のステークホルダーしか考慮されていない。分析されたもののうち、一部のものだけが認められ、尊重されている。
	不十分	土地や資源の権利、利用、アクセス、および責任が特定されていない。

【○：適合】①ステークホルダーと成果のリンク
事業の効果は可視化されているが、ステークホルダーとのリンクが明確に記載されていない。

36

表 26 評価イメージ（【指標 6.3】③情報は不十分であるが、事業特性その他の内容から一定の評価が可能と考えられる項目）

基準		6. NbSは、主目的の達成と複数便益の継続的な提供の間のトレードオフを公平に比較考量する		指標	6.3 相互合意されたトレードオフの限界が尊重され、NbS全体を不安定化しないよう、確立された予防措置が定期的にレビューされる	
ガイダンス				判断結果		出典
・リスクが避けられない場合、取り組みによる悪影響を予測、回避するため、予防措置が整備され、定期的にレビューされるべきである。 ・特に、トレードオフの不公平性が経時的に変化すること、そして、全ての利害関係者が同様に影響を受ける訳ではないことを考慮すべきである。 ・従って、NbSデザインおよび戦略は、誰の便益または費用への対応か、レビューの時期と方法も含めて明確にする必要がある。 ・予防措置は、生物多様性（特定の地域を保護のために除外する、または、漁獲時期を制限する）および人（手続きの、苦情処理メカニズム、協議義務、上訴権、実質的契約、法規制）に関して実施される場合もある。				・トレードオフが生じた場合の措置に関する情報がない。 ・報告書等に記載がないことからトレードオフについて限界の考慮や予防措置は設定されていないと考えられる。		・かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから総合的な評価（中間評価）報告書（令和2年6月） ・第4期かながわ水源環境保全・再生 実行5ヵ年計画（令和3年11月）
評価		よく適合	トレードオフの限界について相互に合意し、文書化され、尊重されている。予防措置（保護措置）が設定され、介入期間中、定期的に見直され、その明確な文書が提供されている。			
		適合	いくつかのトレードオフについて、相互に合意した制限があり、尊重されている。予防措置（保護措置）が導入され、時折見直され、文書が提供されている。			
		部分的	いくつかのトレードオフについて、相互に合意した制限を設けている、もしくは、尊重されていない。予防措置はほとんど導入されていないが、散発的に見直されている。プロセスの文書化がなされていない。			
	●	不十分	トレードオフの限界は考慮されておらず、予防措置は設定されていない。			
エビデンス						

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

表 27 評価イメージ（【指標 7.1】①情報が十分にあり、評価が可能な項目）

基準	7. NbSはエビデンスに基づき、順応的に管理される			指標	7.1 NbS戦略が設定され、定期的なモニタリングおよび取り組みの評価の基礎として用いられている		
ガイダンス				判断結果		出典	
・最も基本的なNbS戦略には、NbSの背後にある根拠、意図する結果の正確な表明、そして、取られた行動を通してこれらがどのように達成されるかの理解が含まれる。 ・それは、現在の経済的、社会的、生態学的状況によって方向付けられ、変化が予想されるか、また、どのように変化するかについての仮定を明確に述べるものである。				・順応的管理に基づき、定期的なモニタリングの実施と評価を実施している。		・かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから 総合的な評価（中間評価） 報告書（令和2年6月） p.31-32	
評価	●	よく適合	①経済的、社会的、生態学的条件に関して、意図する結果、行動、仮定を正確に記述した戦略が確立されている。戦略には、②前提条件が変更される可能性があるか、またはどのように変更されるかが詳細に記述されており、③一定期間ごとに行われる介入のモニタリングと評価の基礎として一貫して使用される。				
		適合	意図する成果、行動、現在の状況に関連する仮定を記載した戦略が確立される。この戦略は、設計と実施段階における介入のモニタリングと評価に活用されている。				
		部分的	意図する成果、行動、仮定を記載した戦略が確立されている。その戦略は、介入のモニタリングと評価に反映されず、また前提条件の変化を考慮に入れていない。				
		不十分	経済・社会・生態系の状況との関連性がなく、介入のモニタリングや評価との関連性もほとんどない、不完全な戦略、あるいは確立されていない。				
エビデンス	(2) 順応的管理の考え方に基づく施策推進						
	森林の保全・再生などをはじめとして、水源環境保全・再生を図るためには、長期にわたる継続的な取組が必要ですが、自然を対象とした取組であり、施策の実施によりどのような効果が現れるかについては、当該施策だけではなく、他の施策や自然条件によって大きく左右されます。						
	そのため、現在の科学的知見では将来の自然環境に及ぼす影響を正確に把握することには限界があることから、事業の実施と並行して新たな科学的知見を反映することや、事業実施に伴う自然環境の状況を把握しながら、施策の評価と見直しを行い、柔軟な施策の推進を図る必要があります。（＝「順応的管理(Adaptive Management)」						
	そこで、こうした順応的管理の考え方に立ち、「施策大綱」で20年間にわたる施策の全体像を明らかにした上で、5年間に区切って実行計画を策定し、特別対策事業を実施しています。また、実行計画による5年間の成果等を踏まえて見直しを行い、次期の実行計画を策定し、効果的な施策展開を図っています。						
	【◎：よく適合】②変更について詳細な記述の有無、③一定期間のモニタリングと評価に基づく見直し 実行計画による5年間の成果等を踏まえ、見直しを行い、次期計画の策定を行っている。 5年に一度計画の見直しが実施されており、毎期に第3者（施策調査専門委員会等）により評価が実施されている。						
	【◎：よく適合】①経済的、社会的、生態学的条件に関して仮定を正確に記述した戦略の確立 事業実施（行動）により生じる効果（意図する結果）の仮定を設定し、評価の考え方を記述している。						
	(3) 施策の評価方法						
	ア 施策評価の考え方						
	水源環境における新たな課題に対応するため、特に既存の事業では行き届かない対策（特別対策事業）について水源環境保全税を充てて対策を進めてきました。これらはほとんどが新しい事業であることから、県民会議を中心に事業の評価の方法についても検討し、事業費や事業量の実績（アウトプット）だけでなく、事業により予想される効果とそれに対応する評価項目を整理しました。						
	森林の保全・再生にかかる事業では、まず間伐などの森林整備やシカの対策を行うことにより下層植生の回復を目指します（1次的アウトカム）。さらに下層植生が回復することにより降った雨が地中にしみこみ土壌の流出もなくなり、地中に貯留された水が下流へゆっくりと流れることが予想されます（2次的アウトカム）。また、下層植生の回復や土壌の保全は、それらを利用する動物や植物を豊かにします（2次的アウトカム）。それらの効果を通して、長期的には自然がもつ水循環機能の保全・再生を図っていくことを目指します。						
河川や地下水の保全・再生にかかる事業では、自然浄化機能を高め生態系に配慮した河川・水路の整備や地下水を主要な水道水源としている地域における地下水保全対策を行うことにより、また、水源環境への負荷軽減にかかる事業では、ダム集水域における生活排水対策（公共下水道・合併処理浄化槽の整備）を行うことにより、水源水質の維持・向上や河川生態系の健全化等を目指します（2次的アウトカム）。 そして、施策全体として、自然が本来持っている水循環機能を保全・再生させ、将来にわたる良質な水の安定的確保を目指します（最終的アウトカム）。							

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

表 28 評価イメージ（【指標 7.2】①情報が十分にあり、評価が可能な項目）

基準		7. NbSはエビデンスに基づき、順応的に管理される		指標	7.2 モニタリングおよび評価計画は、取り組みのライフサイクルを通して、策定、実施される																		
ガイダンス				判断結果		出典																	
・モニタリングおよび評価計画は、NbS戦略が効果的に意図する結果をもたらし、社会課題に取り組むものであるか、そして、リスクや予期しない影響によって戦略または行動の変化が必要になるかを理解するための主要な項目である。 ・NbSが他の取り組みやアプローチと相乗効果を有する場合、それは、モニタリングおよび評価（M&E）計画に含められるべきである。 ・NbS戦略（7.1）の主要素からの逸脱が観察されたり、生じたりする場合は、順応的管理による対応がなされる（7.3）。				・モニタリングの計画、評価が定期的に実施されている。 ・その結果を踏まえ、順応的管理として県民会議等で議論されている。		・かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから総合的な評価（中間評価）報告書（令和2年6月） p.31 ・第4期かながわ水源環境保全・再生 実行5か年計画（令和3年11月） p.33																	
評価	●	よく適合	①強固で適応性のあるモニタリングと評価の計画があり、②介入のライフサイクルを通じて定期的に実施されている。③この計画には、戦略からの逸脱がどのように順応的管理対応の引き金となるかが含まれている。																				
		適合	モニタリングと評価の計画があり、定期的ではないものの、介入のライフサイクルを通じて実施されている。逸脱がどのように順応的管理対応の引き金となるのか、明確なプロセスがない。																				
		部分的	モニタリングと評価の計画があり、定期的ではないものの、介入のライフサイクルを通じて実施されている。逸脱がどのように順応的管理対応の引き金となるのか、明確なプロセスがない。																				
		不十分	モニタリングと評価の計画が不完全であるか、または存在しない。計画がどのように順応的管理対応の引き金となり得るかについての繋がりががない。																				
エビデンス	(2) 順応的管理の考え方に基づく施策推進 森林の保全・再生などをはじめ、第2期にわたる継続的な取組が必要となる。この取組によりどのような効果が現れるのか、自然条件によって大きく左右される。そのため、現在の科学的知見を反復検証することには限界があることから、事業の実施と並行して新たな科学的知見を反映させることや、事業実施に伴う自然環境の状況を把握しながら、施策の評価と見直しを行い、柔軟な施策の推進を図る必要があります。(=「順応的管理(Adaptive Management)」) そこで、こうした順応的管理の考え方に立ち、「施策大綱」で20年間にわたる施策の全体像を明らかにした上で、5年間に区切って実行計画を策定し、特別対策事業を実施しています。また、実行計画による5年間の成果等を踏まえて見直しを行い、次期の実行計画を策定し、効果的な施策展開を図っています。 ウ 施策の効果を示す指標について（設定の経緯及び検討経過など） 第2期における施策の総合的な評価（中間評価）では、県民会議が作成した評価の流れ図により評価を行いました。 その後、県民会議で出た意見や施策大綱でも「施策の効果を示す指標については、県民参加のもと改めて決定する。」と記載されていることを踏まえ、第3期に実施する施策の総合的な評価の実施に向けて、県民会議では「施策の効果を示す指標」について検討を始めました。 平成30（2018）年度までの検討の結果、施策の効果を県民の皆様により分かりやすく、また、客観的なデータで示すために、今回の総合的な評価（中間評価）では、次の指標を設定し、評価を実施しています。						<table><tr><td>10</td><td>水環境モニタリングの実施</td><td>対象地域</td><td>水源保全地域</td></tr><tr><td>ねらい</td><td colspan="3">「順応的管理」^{※2}の考え方に基づき、事業実施と並行して、水環境全般にわたるモニタリング調査を実施し、事業の効果と影響を把握しながら評価と見直しを行うことで、柔軟な施策の推進を図る。</td></tr><tr><td>目標</td><td colspan="3">水源環境保全・再生施策の実施効果を評価するために必要な時系列データを収集し、効果的な施策の展開に資する。</td></tr><tr><td>実施方法</td><td colspan="3"> 【◎：よく適合】③順応的管理対応との関係性 順応的管理の考え方に基づき、モニタリングが実施され、事業の効果と影響を把握しながら評価と見直しの実施により、施策の推進を図っている。 ① 森林モニタリング調査 ・ 森林モニタリング調査の実施 相模川、酒匂川水系において、底生動物、魚類、両生類、鳥類、植物等の生息環境及び窒素、リン等の水質について、5年ごとに調査する。 ・ 森林生態系効果把握調査 水源の森林づくり事業の整備が森林生態系に与える効果を把握するために、整備前後における植物や土壌動物、昆虫、鳥類、哺乳類の生息状況を調査する。 ② 河川のモニタリング調査 ・ 河川の流域における動植物等調査 相模川、酒匂川水系において、底生動物、魚類、両生類、鳥類、植物等の生息環境及び窒素、リン等の水質について、5年ごとに調査する。 ・ 県民参加型調査 相模川、酒匂川水系において、県民参加のもと、動植物や水質等、多様な指標による調査を行う。また、環境DNA調査^{※3}を導入する。 ・ 衛星画像等による相模湖及び津久井湖におけるアオコ発生状況の分析 水源環境保全・再生施策実施前に撮影された衛星写真やドローンをを用いた湖面撮影等により、相模湖及び津久井湖のアオコの面的な発生状況の推移を把握し、施策によるアオコ発生抑制効果を評価する。 </td></tr></table>	10	水環境モニタリングの実施	対象地域	水源保全地域	ねらい	「順応的管理」 ^{※2} の考え方に基づき、事業実施と並行して、水環境全般にわたるモニタリング調査を実施し、事業の効果と影響を把握しながら評価と見直しを行うことで、柔軟な施策の推進を図る。			目標	水源環境保全・再生施策の実施効果を評価するために必要な時系列データを収集し、効果的な施策の展開に資する。			実施方法	【◎：よく適合】③順応的管理対応との関係性 順応的管理の考え方に基づき、モニタリングが実施され、事業の効果と影響を把握しながら評価と見直しの実施により、施策の推進を図っている。 ① 森林モニタリング調査 ・ 森林モニタリング調査の実施 相模川、酒匂川水系において、底生動物、魚類、両生類、鳥類、植物等の生息環境及び窒素、リン等の水質について、5年ごとに調査する。 ・ 森林生態系効果把握調査 水源の森林づくり事業の整備が森林生態系に与える効果を把握するために、整備前後における植物や土壌動物、昆虫、鳥類、哺乳類の生息状況を調査する。 ② 河川のモニタリング調査 ・ 河川の流域における動植物等調査 相模川、酒匂川水系において、底生動物、魚類、両生類、鳥類、植物等の生息環境及び窒素、リン等の水質について、5年ごとに調査する。 ・ 県民参加型調査 相模川、酒匂川水系において、県民参加のもと、動植物や水質等、多様な指標による調査を行う。また、環境DNA調査^{※3}を導入する。 ・ 衛星画像等による相模湖及び津久井湖におけるアオコ発生状況の分析 水源環境保全・再生施策実施前に撮影された衛星写真やドローンをを用いた湖面撮影等により、相模湖及び津久井湖のアオコの面的な発生状況の推移を把握し、施策によるアオコ発生抑制効果を評価する。		
	10	水環境モニタリングの実施	対象地域	水源保全地域																			
ねらい	「順応的管理」 ^{※2} の考え方に基づき、事業実施と並行して、水環境全般にわたるモニタリング調査を実施し、事業の効果と影響を把握しながら評価と見直しを行うことで、柔軟な施策の推進を図る。																						
目標	水源環境保全・再生施策の実施効果を評価するために必要な時系列データを収集し、効果的な施策の展開に資する。																						
実施方法	【◎：よく適合】③順応的管理対応との関係性 順応的管理の考え方に基づき、モニタリングが実施され、事業の効果と影響を把握しながら評価と見直しの実施により、施策の推進を図っている。 ① 森林モニタリング調査 ・ 森林モニタリング調査の実施 相模川、酒匂川水系において、底生動物、魚類、両生類、鳥類、植物等の生息環境及び窒素、リン等の水質について、5年ごとに調査する。 ・ 森林生態系効果把握調査 水源の森林づくり事業の整備が森林生態系に与える効果を把握するために、整備前後における植物や土壌動物、昆虫、鳥類、哺乳類の生息状況を調査する。 ② 河川のモニタリング調査 ・ 河川の流域における動植物等調査 相模川、酒匂川水系において、底生動物、魚類、両生類、鳥類、植物等の生息環境及び窒素、リン等の水質について、5年ごとに調査する。 ・ 県民参加型調査 相模川、酒匂川水系において、県民参加のもと、動植物や水質等、多様な指標による調査を行う。また、環境DNA調査^{※3}を導入する。 ・ 衛星画像等による相模湖及び津久井湖におけるアオコ発生状況の分析 水源環境保全・再生施策実施前に撮影された衛星写真やドローンをを用いた湖面撮影等により、相模湖及び津久井湖のアオコの面的な発生状況の推移を把握し、施策によるアオコ発生抑制効果を評価する。																						

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

表 29 評価イメージ（【指標 7.3】①情報が十分にあり、評価が可能な項目）

基準		7. NbSはエビデンスに基づき、順応的に管理される		指標	7.3 順応的管理を可能にする反復学習の枠組みが、取り組みのライフサイクルを通して採用されている		
ガイダンス				判断結果		出典	
・エビデンスに基づく学習が、NbS管理の原動力となるべきである。 ・さらに、NbSの取り組みに影響を与える要素に対応するために、反復学習が順応的管理行動の方向付けにおいて必要不可欠である。 ・この基準に関しては、指標7.1および7.2が、学習およびNbSの取り組みへの順応のための継続的なフィードバックループを提供する。 ・取り組み終了後もそれが実行されるよう、反復学習が制度化されることが理想的である。				・モニタリングや評価の結果に応じて、見直し、5か年計画を策定する等、定期的に改善するプロセスがある。		・かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから 総合的な評価（中間評価）報告書（令和2年6月） p.31 ・第4期かながわ水源環境保全・再生 実行5か年計画（令和3年11月） p.33	
				よく適合		①介入のライフサイクルを通じて適用される学習フレームワークがあり、モニタリング・評価計画の結果に応じた学習と適応のために継続的に使用されている。介入の期間を超えてどのように学習を継続させるかについての戦略がある。	
				●	適合	①介入のライフサイクルの様々な段階で適用される学習フレームワークがある。②モニタリング・評価計画と連動している。	
					部分的	モニタリングと評価がどのように学習と適応につながるかについて明確でない、不完全な学習フレームワークがある。	
		不十分	学習の枠組みが未完成、またはない。介入のモニタリングと評価計画がない。				
評価							
エビデンス	(2) 順応的管理の考え方に基づく施策推進 森林の保全・再生などをはじめとして、水源環境保全・再生を図るためには、長期にわたる継続的な取組が必要ですが、自然を対象とした取組であり、施策の実施によりどのような効果が現れるかについては、当該施策だけではなく、他の施策や自然条件によって大きく左右されます。 そのため、現在の科学的知見では将来の自然環境に及ぼす影響を正確に把握することには限界があることから、事業の実施と並行して新たな科学的知見を反映することや、事業実施に伴う自然環境の状況を把握しながら、施策の評価と見直しを行い、柔軟な施策の推進を図る必要があります。（＝「順応的管理(Adaptive Management)」 そこで、こうした順応的管理の考え方に立ち、「施策大綱」で20年間にわたる施策の全体像を明らかにした上で、5年間に区切って実行計画を策定し、特別対策事業を実施しています。また、実行計画による5年間の成果等を踏まえて見直しを行い、次期の実行計画を策定し、効果的な施策展開を図っています。						
	【◎：よく適合】①様々な段階で適用される学習のフレームワークの有無と継続的な使用 モニタリングと評価を実施する計画があり、5年ごとに計画の策定とともにモニタリングと評価結果から施策の見直しが実施されている。						
【○：適合】②モニタリング・評価計画との連動 順応的管理の考え方に基づき、モニタリングが実施され、事業の効果と影響を把握しながら評価と見直しの実施により、施策の推進を図っており、モニタリング・評価・計画は連動している。							
		10	水環境モニタリングの実施	対象地域	水源保全地域		
		ねらい	「順応的管理」 ^{※2} の考え方に基づき、事業実施と並行して、水環境全般にわたるモニタリング調査を実施し、事業の効果と影響を把握しながら評価と見直しを行うことで、柔軟な施策の推進を図る。				
		目 標	水源環境保全・再生施策の実施効果を評価するために必要な時系列データを収集し、効果的な施策の展開に資する。				
		事業主体	県				
		事業内容	① 森林のモニタリング調査 ・ 対照流域法 ^{※1} 等による森林の水源かん養機能調査 水源の森林エリア内の4地域に設置したモニタリング調査流域において、間伐やシカ対策等の整備と平行して水量や水質、動植物相、土壌、土砂流出量などの変化を調査し、施策を評価するための長期的な時系列データを収集する。 ・ 人工林の現況調査 県内水源保全地域内の民有林のスギ、ヒノキ人工林（約 30,000ha）について、5年ごとに整備状況等を調査する。 ・ 森林生態系効果把握調査 水源の森林づくり事業の整備が森林生態系に与える効果を把握するために、整備前後における植物や土壌動物、昆虫、鳥類、哺乳類の生息状況を調査する。 ② 河川のモニタリング調査 ・ 河川の流域における動植物等調査 相模川、酒匂川水系において、底生動物、魚類、両生類、鳥類、植物等の生息環境及び窒素、リン等の水質について、5年ごとに調査する。 ・ 県民参加型調査 相模川、酒匂川水系において、県民参加のもと、動植物や水質等、多様な指標による調査を行う。また、環境DNA調査 ^{※3} を導入する。 ・ 衛星画像等による相模湖及び津久井湖におけるアオコ発生状況の分析 水源環境保全・再生施策実施前に撮影された衛星写真やドローンをを用いた湖面撮影等により、相模湖及び津久井湖のアオコの面的な発生状況の推移を把握し、施策によるアオコ発生の抑止効果を評価する。 ③ 情報提供 「水源環境保全税による特別対策事業の点検結果報告書」及びホームページにより、施策の実施状況やモニタリング調査結果の情報提供をする。 ④ 酒匂川水系上流域の現状把握 酒匂川水系県外上流域について、森林整備の状況を把握する。				

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

表 30 評価イメージ（【指標 8.1】①情報が十分にあり、評価が可能な項目）

基準		8. NbSは、持続可能で、適切な法域の文脈の中で主流化される		指標	8.1 NbSのデザイン、実施、そして、得られた教訓は、根本的変化をもたらすよう共有されている						
ガイダンス					判断結果		出典				
・根本的変化とは、規模拡大（政策的、または、プログラムの主流化）、スケールアウト（地理的および部門レベルの拡大）、NbSの複製によって特徴付けられる。 ・デザインおよび実施プロセスにおいて、学んだ教訓を把握、文書化し、プロセスの複製に興味を持つ個人や利害関係者が利用可能な状態にすることが重要である。 ・これには、政策決定者、投資家、公的および民間部門のNbSの利用者が含まれる。					・評価報告書は誰もがアクセス可能である。その結果に対し、県民とのコミュニケーションの取り方が明確になっていない。						
評価		よく適合	①NbSの教訓は体系的に把握され、必要に応じて、また戦略的な対象者とわかりやすい方法で共有されている。コミュニケーション戦略は、変革のきっかけとなる行動変容の方法を特定するために実施されている。								
	●	適合	①教訓は体系的に収集され、要求に応じて、また関連する聴衆にわかりやすい方法で共有されているものもある。②コミュニケーション戦略は未完成である。								
		部分的	学んだことを体系的に記録するための準備がなされている。いくつかの教訓は、関連する聴衆と共有されている。オンデマンドであれ、自由に利用できるものであれ、アクセスに障害がある（時間枠、言語、視認性など）。コミュニケーション戦略がない。								
		不十分	教訓を把握・共有していない。コミュニケーション戦略がない。								
エビデンス	水は、私たちの「いのち」を育み、暮らしや経済活動を支える大切な資源です。 この水を守り、将来にわたり良質な水を安定的に私たちが利用していくためには、水源地域の自然環境が再生可能なうちから保全・再生に取り組む必要があります。 そのため、神奈川県では平成19(2007)年度以降、20年間にわたる水源環境保全・再生の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」と、この施策大綱に基づき5年間に取り組む特別な対策を盛り込んだ「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を第1期から第3期まで策定し、水のかん養や浄化などの機能を果たす水源地域の森林整備事業や、水質向上のための生活排水対策などを推進してきました。 私たち「水源環境保全・再生かながわ県民会議」では、平成19年4月に設置されて以降、水源環境保全・再生施策について、県民の立場から施策の点検・評価を行い県に対し報告・提言を行うとともに、県民に対する普及啓発や情報提供など様々な活動を実施してまいりました。平成27（2015）年度には、それまでの事業実績やモニタリング結果を基に、総合的な評価（中間評価）を実施し、施策の前半を総括しています。 第3期においても、令和3（2021）年度に計画期間が満了すると、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」で定められた期間も残すところあと5年となりますので、第2期に続き、総合的な評価（中間評価）を実施し、平成19年度以降の取組の成果や今後の課題等を確認した上で、県に対し提言や報告を行い、最後の5年につなげたいと考えております。 なお、今回の総合的な評価（中間評価）の実施にあたっては、県民の皆様へも分かりやすく、また、定量的な評価ができるよう、より高次のアウトカムの評価に対し、「施策の効果を示す指標」を県民会議でも検討・設定の上、評価を行っています。 これまでの取組による成果や課題等については、本書の第3部に記載していますが、水源環境の保全・再生を図るためには、長期的な視点からの継続的な取組が必要不可欠です。神奈川の水源を守り育て、良好な状態で次の世代に引き継いでいくためにも、引き続き、施策に対する県民の皆様のご理解とご協力をいただければ幸いです。 水源環境保全・再生かながわ県民会議 座 長 鈴木 雅一				10	水環境モニタリングの実施		対象地域	水源保全地域		
					ねらい	「順応的管理」 ^{※2} の考え方にに基づき、事業実施と並行して、水環境全般にわたるモニタリング調査を実施し、事業の効果と影響を把握しながら評価と見直しを行うことで、柔軟な施策の推進を図る。					
					目 標	水源環境保全・再生施策の実施効果を評価するために必要な時系列データを収集し、効果的な施策の展開に資する。					
					事業主体	県					
					事業内容	① 森林のモニタリング調査 - 対照流域法^{※1}等による森林の水源かん養機能調査 水源の森林エリア内の4地域に設置したモニタリング調査流域において、間伐やシカ対策等の整備と平行して水量や水質、動植物相、土壌、土砂流出量などの変化を調査し、施策を評価するための長期的な時系列データを収集する。 - 人工林の現況調査 県内水源保全地域内の民有林のスギ、ヒノキ人工林（約 30,000ha）について、5年ごとに整備状況等を調査する。 - 森林生態系効果把握調査 水源の森林づくり事業の整備が森林生態系に与える効果を把握するために、整備前後における植物や土壌動物、昆虫、鳥類、哺乳類の生息状況を調査する。 ② 河川のモニタリング調査 - 河川の流域における動植物等調査 相模川、酒匂川水系において、底生動物、魚類、両生類、鳥類、植物等の生息環境及び窒素、リン等の水質について、5年ごとに調査する。 - 県民参加型調査 相模川、酒匂川水系において、県民参加のもと、動植物や水質等、多様な指標による調査を行う。また、環境DNA調査^{※3}を導入する。 - 衛星画像等による相模湖及び津久井湖におけるアオコ発生状況の分析 水源環境保全・再生施策実施前に撮影された衛星写真やドローンを用いた湖面撮影等により、相模湖及び津久井湖のアオコの面的な発生状況の推移を把握し、施策によるアオコ発生の抑止効果を評価する。 ③ 情報提供 「水源環境保全税による特別対策事業の点検結果報告書」及びホームページにより、施策の実施状況やモニタリング調査結果の情報提供をする。 ④ 酒匂川水系上流域の現状把握 酒匂川水系県外上流域について、森林整備の状況を把握する。					
					【○：適合】①わかりやすい方法での共有 計画の内容、事業の効果についてわかりやすく、誰もがアクセスできる方法で共有されている。						
					【○：適合】②コミュニケーション戦略の実施 報告書の結果に対し、会議体以外での県民とのコミュニケーションの取り方が明確になっていない。						

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

表 31 評価イメージ（【指標 8.2】③情報は不十分であるが、事業特性その他の内容から一定の評価が可能と考えられる項目）

基準		8. NbSは、持続可能で、適切な法域の文脈の中で主流化される		指標	8.2 NbSは、その採用と主流化を支援するため、促進的政策や規制の枠組みを方向付け、向上させる	
ガイダンス				判断結果		出典
・NbSの実施は、様々な既存の政策、法律、および、規制の影響を受ける。 ・それらは、一貫性に欠けたり、相互に強化しあうものではない場合がある。 ・一貫性に欠ける政策および規制は、NbSの効果的な展開を制限するどころか、経時的に重要な生態系機能の喪失につながる場合もある。 ・そのような場合、a) 政策および法規制の制限を知り、b) 地域、および／または、国家の政策決定者、そして、主要な利害関係者と共働し、そのような障害となるものに着目し、効果的な対応策、その他可能な解決策を特定する。				・政策、規制、法律に関する見直しの実施に関する情報がないと考えられる。 ・事業特性は自然の機能の発揮による課題解決を図るものであり、適合に該当すると考えられる。		・かながわ水源環境保全・再生施策 これまでの歩みとこれから総合的な評価（中間評価）報告書（令和2年6月） ・第4期かながわ水源環境保全・再生 実行5か年計画（令和3年11月）
評価		よく適合	NbSの活動には、NbSに関連する政策、規制、法律の見直しが含まれており、NbSの取り込みと主流化を支援するために利用することが可能である。必要かつ可能な場合、NbSは持続可能性を確保するために、政策や規制の枠組みの修正に情報を提供し、強化することができる。			
	●	適合	NbS に関連する政策、法律、規制を特定し、NbS の設計の一部として考慮し、NbS をサポートするために使用する可能性があるもの、または必要な修正を部分的に含むようにした。			
		部分的	NbS の設計の一環として、いくつかの関連する政策、規制、法律が特定されたが、知識 のギャップ（例えば、NbS に影響を与えるために使用する可能性、NbS との関連性、修正の可能性） が残っており、それらへのリンクは考えられず、計画もされていない。			
		不十分	NbSの設計及び運営計画は、現行の土地利用やその他の関連する政策、規制、法律との関連で組み立てられておらず、政策、法律、規制の枠組みに関連する問題に関して他の主要なステークホルダーと関わりを持っていない。			
エビデンス						

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

表 32 評価イメージ（【指標 8.3】②情報はあがるが、評価の判断が難しい項目）

基準		8. NbSは、持続可能で、適切な法域の文脈の中で主流化される		指標	8.3 NbSは、人間の幸福、気候変動、生物多様性、先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）を含む人権に関する国家および全世界の目標に資する		
ガイダンス				判断結果		出典	
・NbSは、国家の経済的、社会的、そして、環境保全の目標に大きな貢献をし、気候変動、人権、人間開発、生物多様性に関する国際的なプロセスへの国家のコミットメントの手助けをする。 ・このような連携を明らかにし、文書化し、意思疎通を図ることは、国内におけるNbSの知名度と役割をさらに強化し、広範で長期的な政治的なコミットメントおよび社会的サポートを保証し、取り組みの長期的持続可能性を向上させる。				・事業により貢献できるSDGsのゴールは記載されているが、ターゲットや潜在的な貢献の程度の判断が難しい。		・第4期かながわ水源環境保全・再生 実行5か年計画（令和3年11月）	
評価		よく適合	・人間の福利、気候変動、生物多様性に関する国や世界の関連するターゲットが特定されている。 ・これらのターゲットに対するNbSの潜在的な貢献が特定され、関連するプラットフォームで報告され、NbSの介入の主流化と拡大が促進された。				
		適合	・人間の福利、気候変動、生物多様性に関する国および世界の関連する目標が特定されている。 ・これらのターゲットに対するNbSの潜在的な貢献は、関連するプラットフォームで部分的に特定され、部分的に報告された。				
	●	部分的	・NbSの設計の一部として、 ①人間の福利、気候変動、生物多様性に関するいくつかの国家目標および世界目標が特定 されている。 ・しかし、これらのターゲットに対する ②NbSの潜在的な貢献は部分的にしか特定 されておらず、 ③関連するプラットフォームで報告 されていない。				
	●	不十分	・人間の福利、気候変動、生物多様性に関する国家目標および世界目標が特定されていない。 ・これらのターゲットに対するNbSの潜在的な貢献は特定されておらず、また関連するプラットフォームで報告されてもいない。				
エビデンス	この第4期計画は施策大綱期間の最後の5か年計画となります。施策大綱に掲げた将来像の達成に向けて、これまでの取組を基本的に継続し、水源環境の保全・再生に確実な効果が見込める事業を着実に 行うとともに、林地保全対策の強化にも取り組んでまいります。						【？：情報不足】③プラットフォームの報告 関連するプラットフォームの定義が不明であり、プラットフォームの報告の程度（関連性を示す程度、特定した目標と貢献について詳細を報告）や報告の場（行政のHP、NbSに関連するプラットフォーム）について、判断が難しい。
	<u>県では、「かながわSDG s 取組方針」を定め、持続可能な開発目標（SDG s）につながるテーマを設定し、施策の展開例を示しており、その中で「海・陸の豊かさは水・食の安定供給や健康に貢献する」としています。</u>						
	かけがえのない県民共通の財産である水源環境を守り、これまで築き上げてきた豊かな水資源を次の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務であり、SDG sの推進にもつながります。今後とも、水源環境の保全・再生に全力を挙げて取り組んでまいりますので、県民の皆様のご理解とご協力をよろしく お願いします。						
【▲：一部適合】①世界目標の特定 世界の共通目標であるSDGsについて、事業の実施により貢献するゴールは示されている。 しかし、記載は、SDGsのみでありその他の目標（生物多様性国家戦略等）との繋がりが確認できないため、判断が難しい。							
【○：適合】②貢献の特定 世界の共通目標であるSDGsについて、事業の実施により貢献するゴールは示されているが、部分的な記載である。							

【評価基準のキーワードの判断凡例】◎：よく適合、○：適合、▲：一部適合、？：情報不足

自己評価結果

「自然に根ざした解決策に関するIUCN世界標準」に基づき、自己評価シートにより自己評価を行った結果、8つの基準のうち4つの基準（1. 社会的課題、3. 生物多様性の健全性、5. 包括的なガバナンス、7. 順応的管理、8. 持続可能性と主流化）が世界基準に準拠した取組を行っているとして評価された。

最も高いスコアは、7. 順応的管理の89%であり、次いで1. 社会的課題が56%、3. 生物多様性の健全性が50～75%であった。なお、基準（2. 規模に応じた設計）は、情報が不十分であり、自己評価が困難であったため、現段階ではスコア0となっている。

表 33 自己評価結果

基準	本事業のスコア	最大スコア	評価結果
1. 社会的課題	5	9	56%
2. 規模に応じた設計	0	9	0%
3. 生物多様性ネットゲイン	9	12	75%
4. 経済的実効性	2	12	17%
5. 包括的なガバナンス	9	15	60%
6. トレードオフのバランスをとる	2	9	22%
7. 順応的管理	8	9	89%
8. 持続可能性と主流化	5	9	56%
合計			47%
これは、NbSのIUCNグローバル基準に準拠していますか？			遵守していない

図 自己評価ツール（総合評価）の結果

